

参议院社会労働委員会会議録第八号

昭和五十二年五月十二日(木曜日) 午前十時六分開会

委員の異動

四月二十六日

柄谷 道一君

補欠選任 中村 利次君

四月二十七日

高田 浩運君

補欠選任 橋本 繁蔵君

遠藤 要君

目黒今朝次郎君

四月二十八日

森下 泰君

補欠選任 望月 邦夫君

四月三十日

柄谷 道一君

補欠選任 向井 長年君

五月一日

戸田 菊雄君

補欠選任 田中寿美子君

五月四日

望月 邦夫君

補欠選任 森下 泰君

五月七日

向井 長年君

補欠選任 柄谷 道一君

五月十日

柄谷 道一君

補欠選任 中村 利次君

五月十一日

辞任

補欠選任

五月十二日

中村 利次君

柄谷 道一君

今泉 正二君

福井 勇君

森下 泰君

二木 謙吾君

鹿島 俊雄君

永野 殿雄君

田中寿美子君

寺田 熊雄君

出席者は左のとおり。

委員長

上田 哲君

理事

佐々木 満君

委員

丸茂 重君

上原 正吉君

永野 殿雄君

福井 勇君

二木 謙吾君

寺田 熊雄君

目黒今朝次郎君

柏原 ヤス君

内藤 功君

柄谷 道一君

石田 博英君

労働大臣

石井 甲二君

労働大臣官房長

松尾 弘一君

労働大臣官房審議官

谷口 隆志君

労働大臣官房審議官

桑原 敬一君

労働省労働基準局長

森山 真弓君

労働省婦人少年局長

森山 真弓君

事務局側

常任委員会専門員

今藤 省三君

説明員

水産庁漁政部企画課長

大坪 敏男君

労働省労働基準局監督課長

倉橋 義定君

労働省職業安定局雇用政策課長

小粥 義朗君

労働省職業安定局雇用保険課長

望月 三郎君

本日の会議に付した案件

○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働問題に関する調査(定年延長の促進に関する決議の件)

○労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(理事浜本万三君委員長席に着く)

○理事(浜本万三君) ただいまから社会労働委員会を開催いたします。

まず、委員の異動について御報告します。去る四月二十七日、高田浩運君が委員を辞任されました。また、同日、村田秀三君及び遠藤要君が委員を辞任され、その補欠として目黒今朝次郎君及び橋本繁蔵君がそれぞれ選任されました。

○理事(浜本万三君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。石田労働大臣。

○国務大臣(石田博英君) ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

わが国の経済は、今後、経済成長率が低下するものと見られており、これに伴って、景気の変動や産業構造の変化等が雇用の面に与える影響がますます大きくなるものと考えられております。そこで、適切な経済運営によって得る限り経済の安定を図ることとあわせて、経済成長率低下のもとにおける雇用対策の柱として、従来の失業者に対する対策から進んで積極的に失業の予防を図ることにより、労働者の雇用の安定を確保することが、当面の重要な課題となっております。政府といたしましては、このような背景のもとに、雇用安定事業の実施及びその財源を確保するための雇用安定資金の設置等について関係審議会に諮り、その答申に基づいて、この法律案を作成し提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一は、雇用保険法の一部改正であります。景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用保険事業の一環として新たに雇用安定事業を行うこととしております。

その一は、景気の変動その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を休業させる事業主に対して、休業に必要な助成及び援助を行うこと、その雇用する労働者に職業に関する教育訓練を受けさせる事業主に対して、教育訓練に必要な助成及び援助

を行うこと等でありませぬ。

その二は、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業の転換または事業規模の縮小を余儀なくされた場合に、これに伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対して、その教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと等でありませぬ。

第二は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正であります。

新たに付することとしております雇用安定事業に要する経費に充てるため、雇用保険の保険料率のうち事業主のみの負担に係る部分を、千分の〇・五引き上げることとしております。

第三は、労働保険特別会計法の一部改正であります。

雇用安定事業は、景気の変動等による波動性の大きい事業であり、雇用調整給付金を初めにこれに要する経費は、不況期には相当多額に支出されまゝすので、平常時において計画的に積み立てておき、必要に応じて集中的に使用することにより、事業を効果的に実施することが必要と考えており、このため、労働保険特別会計の雇用安定に、雇用安定資金を設けようとしております。

なお、この法律案は、昭和五十二年十月一日から施行することとしておりますが、雇用保険の保険料率の引き上げに関する部分は、昭和五十三年四月一日から施行することとしております。

以上、雇用保険法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事 浜本万三君 以上をもつて趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○目黒今朝次郎君 法案に入る前に、当面する雇用の問題がありますから、二、三お伺いたします。

労働大臣は、季節労働者の雇用と生活の安定を

図るために臨時の特別措置として、季節労働者の就労促進や通年雇用化のために必要な技能の付与を目的とした職業講習の実施を促すため助成制度を講ずると、これはこの前衆議院で述べておりますが、北海道における季節労働者、私もこの飛び石連休ですと北海道を回ってきたんですが、相当季節労働者が激しい条件で、苦しい条件に置かれておる。こういう北海道の問題などについて、野党三党の提案した特例一時金などもあるわけでありませぬが、これらの問題について具体的にどういう措置を講じようとするのか、まずこの件について大臣なりその他の方の御答弁をもらいたい、こう思います。

○国務大臣(石田博英君) この季節労働の人々に対する雇用保険の適用の問題についての私の見解は、もうたびたび申し上げておりますから繰り返しません。しかし、それにかわる北海道という特殊地域の特殊条件に対応いたしますために、衆議院の社会労働委員会あるいは石炭その他の石炭委員会、あるいは本委員会等でお約束いたしましたように、具体的な措置をすてに講じ、関係各省との調整を進め、そのほとんどを終わっているところでございます。具体的内容については安定局長からお答えを申し上げます。

○政府委員(北川俊夫君) いま大臣御説明のように、北海道におきまして雇用の場を確保するために関係各省との御協力のもとに公企業事業の早期発注等、あるいは労働対策として職業訓練の拡充、職場適用訓練の拡大等を行っておりますが、特に北海道におきまして現状にかんがみまして、一つは冬季の就労奨励のための制度を行いたいと思っております。これは一―三月の屋外における就労が非常に困難な際に、季節労働者を雇用する事業主に對してある程度の助成を三年間に限定して行うと、こういう考えでございます。

さらに、四十五歳以上の中高年の季節労働者につきましては、その通年化を前提といたしまして、職業講習等を行う事業主に對しまして、これもやはりある程度の助成を考えたとき、こういうこと

で鋭意構想を検討中でございます。これによりまして三年間のうちに通年化を促進するとともに、先ほど申しました公共事業の早期発注、その他職場の拡大等を通じて北海道におきまして季節労働者の雇用の安定をぜひ図りたいと、こう考えております。

○目黒今朝次郎君 公共職業訓練の充実については積極的に取り組むと、こういうお話であったわけでありませぬが、北海道の場合でもこの訓練施設的能力という点には限界があるんじゃないか。そういう点を考えますと、この方面の打開をどうなふうに考えていらっしゃるか、ひとつお伺いしたいと、こう思っております。

○政府委員(北川俊夫君) 従来の公共職業訓練所の計画的な拡充ということも考えておりますが、これは急場には間に合いません。したがって、公共訓練の一環といたしまして事業主に委託をするという形での短期の訓練の充実を当面いたしました。そういうことでその委託先を現在鋭意開拓中でございます。これによりまして従来行っておりました公共職業訓練の定数の倍以上の収容をぜひ実現をさせたい、こう考えております。

○目黒今朝次郎君 この安全衛生法に基づく「技能講習」、こういう点もあるわけですね。こういうものとの関連について拡大させていくというお考えはないでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 先ほど御説明をいたしました職業講習を行いまして、それに対して種々の助成を行う考え方と関連をいたしまして、その講習の一つのやり方としまして、御指摘のようにただいま建設防災協会等が行っております安全のための技能講習も、当然この職業講習の一環として組み入れて、有機的に職場講習の拡大を図ることといたしたいと思っております。

あるいは東北の雪の多いところ、そういうところの方の意見を聞くと、全体としてアンケートをとれば、暖かい方が多いのであるからパーセントは出てくるだろうと。しかし、雪の降る方の者はそういうことについては非常に困る。したがって、もう一回、この国会で間に合わなければこの問題について現行のやつと旧法と二つ置いて、その選択制度をその業種によって、地域によって語る、こういう運用の幅を設ける方法は出ないものだろうかという点は、非常に林野関係あるいは出かせぎ農民の方々の間に多いのです。したがって、この選択制という問題について検討する用意があるかどうか、ひとつ大臣のお考えを聞きたいと、こう思っております。

○国務大臣(石田博英君) いまの目黒さんの御質問の中に、全体として六〇何というお答えをした覚えはないのです。私の郷里である秋田県で調べた場合に六二%が改正法の方がいいと。それで前の方の、要するに九〇%で、そのかわり就業しなきゃいけないと、こういう前の制度の方がいいというのは十数%である、そういう御説明を申し上げました。ただ、北海道の場合はこれは専業者が多い。それから内地の場合は農林業との副業が多い。それから、北海道の場合は必ずしも夏季型ばかりじゃなく、冬季型の就労も見られます。そういう意味で申し上げたのであります。北海道の場合には特別の条件にあることは事実でありますし、あるいは私どもの郷里、あるいはまた青森県等の一部におきましては、いま仰せのような御希望があることは十分承っております。しかしながら、こういう種類の問題を雇用保険だけで処理しようとするのは私はやっぱり間違いであります、何度も申しますが、いわゆる季節労働については七十八億円の負担金に対して給付は国庫負担を除いても千五百億円ぐらいに現在でも達しておる。やはりこれは総合的な施策の中でその地域対策の一環としてやっぱり取り上げてもらわなきゃいかぬ。私は北海道道庁の人たちにも、こればかりで解決

○目黒今朝次郎君 この前労働大臣、予算委員会です季節労働者の失業給付の問題についてアンケートをとると、現行の方がよろしいというものが六〇%以上超している、こういう話があったんですが、北海道に行っている議論してみますと、

○目黒今朝次郎君 公共職業訓練の充実については積極的に取り組むと、こういうお話であったわけでありませぬが、北海道の場合でもこの訓練施設的能力という点には限界があるんじゃないか。そういう点を考えますと、この方面の打開をどうなふうに考えていらっしゃるか、ひとつお伺いしたいと、こう思っております。

○政府委員(北川俊夫君) 従来の公共職業訓練所の計画的な拡充ということも考えておりますが、これは急場には間に合いません。したがって、公共訓練の一環といたしまして事業主に委託をするという形での短期の訓練の充実を当面いたしました。そういうことでその委託先を現在鋭意開拓中でございます。これによりまして従来行っておりました公共職業訓練の定数の倍以上の収容をぜひ実現をさせたい、こう考えております。

○目黒今朝次郎君 この安全衛生法に基づく「技能講習」、こういう点もあるわけですね。こういうものとの関連について拡大させていくというお考えはないでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 先ほど御説明をいたしました職業講習を行いまして、それに対して種々の助成を行う考え方と関連をいたしまして、その講習の一つのやり方としまして、御指摘のようにただいま建設防災協会等が行っております安全のための技能講習も、当然この職業講習の一環として組み入れて、有機的に職場講習の拡大を図ることといたしたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 この前労働大臣、予算委員会です季節労働者の失業給付の問題についてアンケートをとると、現行の方がよろしいというものが六〇%以上超している、こういう話があったんですが、北海道に行っている議論してみますと、

あるいは東北の雪の多いところ、そういうところの方の意見を聞くと、全体としてアンケートをとれば、暖かい方が多いのであるからパーセントは出てくるだろうと。しかし、雪の降る方の者はそういうことについては非常に困る。したがって、もう一回、この国会で間に合わなければこの問題について現行のやつと旧法と二つ置いて、その選択制度をその業種によって、地域によって語る、こういう運用の幅を設ける方法は出ないものだろうかという点は、非常に林野関係あるいは出かせぎ農民の方々の間に多いのです。したがって、この選択制という問題について検討する用意があるかどうか、ひとつ大臣のお考えを聞きたいと、こう思っております。

う状態になることを求めているのか、若干数字を挙げて説明してもらいたい、こう思うんです。

○国務大臣(石田博英君) 具体的な数字は安定局長からお答えをいたしますが、基本的な考え方としては、五十五年までの間、年平均六〇程度の経済の成長が持続されれば、五十五年以降においては労働力の需給のバランスがスムーズに移行できるであろう、こういう考え方に基ついたものでございます。ただ、五十年以降これが停滞をいたしておりますのは、幾つかの原因、むろん第一には不況期間が長く続きましたために、使用者側において、いわゆる労働力の雇用というものの意欲が停滞をしたということがまず第一に挙げられると思ひます。第二には、同じような不況の条件の中にありながら、アメリカやヨーロッパに比べていわゆる完全失業率というものが低く済んだ裏には、やはり終身雇用制あるいはまた企業別労働組合、そういうような日本独特の雇用制度、労使関係の中で、これが背景となつてそういう状態にとどまり得たとも言えるわけです。逆に言うと、それだけに過剰人員を抱えているとも言えるわけでありまして、鉱工業生産が回復をいたしましたも、その回復の度合いに並行して、雇用の増大が期待できなかった。あるいはまた高度成長期における労働力不足時代がかなり長く続きまして、その対応策として省力化が進められておる、そういうようなことも背景をなしているかと思ひます。ただ、本年度、予算案がこれは非常に実施をいまい急いでおりますが実施されて、当初の目標の六・七%の経済成長が達成をされるとわれわれは思っておりますが、達成された段階におきまして、漸次第三次雇用対策要綱の線に戻っていくものと考へておる次第でございます。

○目黒今朝次郎君 いま大臣から若干あったんですが、この統計を見ますと、求人倍率の方は三月で〇・六三といふことで二月に比べて若干上がつていますけれども、しかし依然として失業者は百二十何万と言われている。あるいは常用雇用指数も逆に下がっている、こういう傾向から見

すと、なかなかこのいま大臣が言ったような五十年で需要と供給のバランスをとるといふ展望については、率直に言つて暗い展望じゃないかと思われらるんですが、その見通しと対策などについて考へがあれば聞かしてもらいたいと思ふんです。

○国務大臣(石田博英君) 見通し達成が楽な条件の中にあるとは決して思つておりません。先ほど申しましたような条件が背景にございまして、なかなか経済の回復とか鉱工業生産の伸びとかといふものがすぐ雇用を反映するといふわけにいかないと、むしろむしろ点があると思へております。具体的な数字等の見通しについては北川君から。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちの見通しでは、先ほど雇用対策基本計画の中で先生御指摘のように、労働力需給の比較のスムーズなバランスをとるといふことで、数字としては明示をいたしておられません。ただ政府の五十年代前期の計画の中では、五十五年に失業率一・三%といふことを一応の目標として掲げております。それを達成するためには、いま大臣御指摘のように、いまの雇用情勢の中で大変むずかしいといふんですが、相当努力を積み重ねなければ実現がなかなか困難である、こういう事態でございまして、私たちがいままで行つております対策を再検討し、体制の整備あるいは施策の充実を図りまして、そういう状態にぜひ実現をするよう最大限の努力をいたす考へてございまして。

○目黒今朝次郎君 この五十二年の四月二十六日の新聞報道によりますと、労働省としては、五十年の有効求人倍率を〇・七から八と、こういう目標を設定してやつてきた、こういう記事が載つておつたのですが、これといふ言つた〇・六と若干差があり過ぎるのですが、この辺の背景、原因といふのはどんなふうな把握しているか教えてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) 昨年の五月段階で、昨年度の雇用の見通しといふものを労働省としては検討いたしましたわけでございます。その際は、昨年

の一―三月が鉱工業生産がかなり急テンポで上昇をいたしました。それに伴ひまして雇用の改善も著しいものがございました。したがしまして、私たちがいま先生御指摘のように、年平均で有効求人倍率が大体〇・七七程度には回復するのではないかと見ておつたのでございまして、実はその後景気の中だるみ、それに加えて非常に企業側としましては求人の手控えといふものを行つておりました、これは現実的な面としましては、たとえば常用をふやさずパートタイマー等で補う、あるいは時間外労働をふやすといふような形が如実に出てまいりました。そういう点から、やはりいまの景気の見通しが大変現実と合わなかつたといふことが、雇用が伸びない一番大きな原因でございまして、その点昨年度私たちが立てました見通しがやや甘過ぎて現実と離れたというのが實際でございまして。

○目黒今朝次郎君 さらに、第三次計画の中で不安定雇用労働者の解消という点がテーマに上つておるわけでありまして、臨時工、日雇労働者あるいは中高年齢者、こういう方々が非常に不安定雇用の中で揺れ動いておる、こういう現状であります。この不安定雇用の改善といふことについて、これはどういふ点に重点を置いて取り組もうとするか、その見解を聞かしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちのこれからの雇用対策の中で、先生御指摘の臨時、パートあるいは日雇、そういう不安定雇用者の解消、これが大変重大な課題と、こう考へております。私たちが事業主に対してはこういう不安定雇用の解消、すなわち通年雇用への切りかえ、そのためにたとえば通年雇用融資とか、あるいはそのための奨励金等を行つておられますけれども、これらの支給の要件等につきまして再検討をして、施策の完全化を図りますとともに、不況によりましてこれら不安定雇用者が解雇をされるといふような事態が、好ましいことではございませんが起きた場合にも、パートあるいは臨時といふような名称でなく

て、実態に即しまして常用的要因を持つておれば、当然雇用保険法の対象として十分なる失業給付が受けられるような措置をする等々の施策を行つておるわけでございますけれども、今後この施策の充実を図りまして、先生御指摘のような方向で不安定雇用が少しづつでも減るように行行政的な努力を積み重ねる考へてございまして。

○目黒今朝次郎君 これは一昨年ですか、雇用保険法の改正の際の附帯決議として、国有林労働者の通年化といふことなどについても掲げられておりました、いま労働使などにおいて交渉が行われておるわけですが、私はいま、先ほど大臣が省力化といふ問題もわからないわけじゃないのですけれども、国の機関が、いま中高年齢の雇用といふことを、いま局長が言つておられておる反面、国有事業といふ場から中高年齢者をどんどんどんどんふるにかけて落ちていく。労働省の政策と逆行するようないことが政府機関内部で行われておる。それが以下同文、地方の自治体にも反映して行われておる。この辺は総合的に私は雇用の安定といふことを考へると、一定期間、三年なり五年なり景気の回復して雇用の見通しが出るまでぐら

いは、政府関係機関ぐらひは私はきちつと筋道を立ててやる、その上で民間の皆さんにもあるいは企業の皆さんにもお願いする、そういうことを、ないとも片手落ちじゃないかといふことを、ある経営者から私はこつぱどく言われたことがあつておるんですが、こういう関係の総合的な指導理念といふますかね、それをひとつ大臣に聞かしてもらいたい、こう思うんです。

○国務大臣(石田博英君) いや実は、きのう私はやはりある使用者から、中高年齢雇用の促進も結構、定年延長も結構、一体労働省はどうなつておるんだと聞かれます、即答ができませんで弱つたんですが、おっしゃるとおりであります。多くの民間企業に対して、民間人が自分の責任において行つて企業に対して、こういう問題についての協力を求める以上は、政府及び政府関係機関がまず率先して行つてやらぬ、これはもうお説のとおりで、

そういう基本的な考え方で臨んでおるつもりでございます。

○目黒今朝次郎君　まあ、きょうは各省呼ばなかつたんですけれども、そういう点で、たとえば専売においても、皆さんのんでいるたばこが一分間二万本の機械を、今度は新しい機械を入れて四万二千本と、そういう機械を導入して、いわゆる中高年齢者の皆さんなり、あるいは婦人労働者の皆さんに退職を募集する提案をするとか、いま林野の常動化、常用化の皆さんを、三万二千名おる現在の方々を公務員に準ずるにすかわり、一万六千か七千でまんしてと。逆に一万四、五千の方々が一応ふるいから落とされる。ほとんどが中高年齢者だと、こういう実態があるんですよ。だから、私はいま大臣の言ったことを、ひとつ間違なりあるいは関係各省で、もう少しその辺は、不景気の完全失業をこういう時代ですね、そういうものに対する具体的なやっばり調整指導という点を三年なら三年、五年なら五年、景気の見通しがつくまで一応やろうじゃないかと、その点については少し、まあたばこの製作が二万が四万のやつ一年おくれたからって——私はたばこのみませんけれども、たばこのむ方が困るわけじゃないんですから、その点はやっばり雇用の安定という角度から十分政策を見直してもらいたい、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石田博英君)　問題はやっばり二つあると思います。一つは、いま申しましたようなお話にありましたような生産率化、合理化、生産性の向上と、こういう面から全体としての労働力が機械、技術その他の導入によってどうあるべきかということ。それからもう一つは、中高年齢層の、つまり一定率六%なら六%以上の雇用を政府及び政府関係機関がみずから守るといふ問題と、これは別個に存在する問題だと思えます。それから両方兼ね合わせて全体の問題としては、雇用の回復というのをおくれている状態の中において、新たに政府関係機関の中でそのままの形で失業あるいは休業というようなものが出ることはこれは好ま

しくないといふ——これはわれわれの立場としては好ましくないといふ、そういう問題点があると思えます。で、われわれは合理化を妨げるという立場にはありません。しかしながら、政府関係機関がみずから決めた六%という中高年齢の雇用率は守ってもらわなければならない。それから、願わくば雇用情勢がこういう状態の中で、新規に失業の発生というようなことはやはり手控えてもらいたいというものは、これはわれわれの立場でございます。

○目黒今朝次郎君　じゃ、それはひとつ期待いたします。それから、最近の雇用調整を見ておりますと、景気循環型から雇用そのものを調整する、そういう型に変わってきてるんじゃないか。いわゆる先ほど常用指数が上がらないというのは、逆にそういうことも裏づけしてあるのではなからうかと、こんなふうには私は見ておるんですが、雇用対策法第二十一条で大量の人員整理をする際には届け出の義務がありますね。こういうものについて最近の数字で結構ですから、届け出があった箇所と人員がわかれば参考までに教えてもらいたい、このように考えます。

○政府委員(北川俊夫君)　いま、五十人以上につきましては、大量解雇の届け出を雇用対策法で義務づけておるわけでございますけれども、最近の数字で申し上げますと、五十一年の九月は二十六件、十月が二十四件、十一月が二十八件、十二月が三十四件ということで、五十一年通算で約四百件程度の届け出が出ておることになっております。

○目黒今朝次郎君　そうしますと、この大量解雇あるいは雇用調整がそういう常用化の問題の人減らしという形までずうとこう——この五十一年の二月一日の日本経済という新聞に大分具体的に、従来のパート型から本格的な人員整理と、こういう形に内容が変わってきているという点を相当具体的に提起をされているんです。たとえばトヨタ自動車、あるいは中部電力、こういう大どころが本格的な人員の調整に入っていると、こういう傾向にあるわけですが、これらの問題等について労働

省で具体的な取り組みなりあるいは指導の中心があったならば明らかにしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君)　雇用調整の動向につきましては、一番景気のどん底でありました五十年には雇用調整を何らかの形でやっておるのが約七〇%、それがこの五十一年の一月三月では三割程度に下がってきております。ただ、雇用指数そのものが伸び悩みということはいま先生御指摘のとおりでございますが、これは結局自然減耗といいますが、定年その他でやめた方の補充を企業がせず、それはパートあるいは時間外労働の増加というふうな形で行ってある、こういうのが実態だと考えております。したがって、先ほどの大量解雇の届け出も、五十一年を五十年と比べますと件数的にはやや減っております。これは日経新聞が指摘しておるように雇用の調整が時間外規制あるいは臨時の採用というふうなことから大量解雇の方向へこれから進むというふうには即断はいたしておらないわけでございます。ただ、われわれとしましては、いまの求人手控えという慎重な企業側の態度が厳然として存在いたしておりますので、やはり基本的には景気の回復という政府のいまの経済政策の発展を待ちまして、企業が雇用について積極的にやはり人を採って大丈夫だと、こういう気持ちを起こさせることが一番大事なことだと、こう考えております。今後の雇用調整に当たりまして、先ほど大臣が御指摘のように、国の施策として中高年齢あるいは身体障害者というふうな方の雇用の確保については、こういう届け出がありました際にも適切な指導を行っておるところでございます。

○目黒今朝次郎君　それで、まあ企業の先行き不安といふことでなかなか退職者の穴埋めを控えておると、そういう傾向はそれなりに私も認めておるわけでありまして、もう一つ、この雇用の機会拡大といふ問題等については、時間短縮という労働基準法ね、もう労働基準法の問題に手をつけ、やはり時間短縮ということを積極的に行政の

面なりあるいは立法の面でもう積極的な指導をするべき時期じゃないかと、こんなふうにはまあ考えるんですが、この件はいかがでございますか。

○国務大臣(石田博英君)　労働時間の短縮というものも直ちに雇用の増大に結びつくと、こういう短絡的な期待というものはないと思えます。ただ、しかし労働時間の短縮というのは、ただそれだけでなく、労働者諸君の福祉という面から見ましても、また同時に労働、いわゆる雇用の増大に当然ある程度の影響は考えられると思えます。ただ、公衆の利便とか、あるいはその事業の相対的な関係とかいろいろなことがありまして、一律に立法的な措置をするためには、もつと現実的な状態が進行していることが必要じゃないかと思えます。たとえば、四十八時間労働を基準法で決めます場合においても、にわかには決めたのではなくて、そういう方向に国全体がかなりの程度で動き始めて、動いて実績をとったときに行い得た。四十時間につきましても、これはかなりの程度で進行がしております。かなりな程度で進行いたしますと、これはお互いに皆関連し合っておりますから、この進行の速度を加えてくるものが期待される、そういう状態を待って実施すべきものだと、私もこう考えております。

○目黒今朝次郎君　私も大臣の言うとおりの短絡的に続くとは思いませんが、しかし常用雇用の拡大する重要な側面であることは私は間違いないと思っております。ですから、いろいろな情勢とは言われませんが、おたくの方の行政指導で週休二日制という点が十分浸透しているということ、再三大臣なり労働省の側が答弁しているんですから、あるいは企業の方でも、まあ逆に見れば仕事がないから休めと、こういう極論もありませんが、それは別として、やはり週休二日制が相当進行しているという現状、情勢から考えますと、私はやっばり大臣と認識が違つかもありませんが、ある程度積極的に時間短縮の法改正ということを問題を提起するとか、あるいは労働者が中心になって検討するとか、そういう具体的な手がかり——二年

なり三年を展望して手がかりをつける、そういう時期にあるんじゃないかと、こう思うんですが、まだ早いでしょか。

○國務大臣(石田博英君) いまから十二、三年前に、私は自由民主党の労働憲章を書いて、四十時間労働を指すという文句を入れましたところが、くそみそにたたかれた記憶がございます。しかし、今日それを議論して、その当時のような対応の仕方をする人はなくなってきました。それだけ世の中が進んできたわけでありました。それから、現実的にもうすでに四十時間労働がかなりの程度普及していることは事実でありますし、私どもの方もそういう方向に向けて行政指導をいたしております。これがあつた程度のところまでいきますと、どの程度かは別問題ですが、ある程度のところへいきますと、自分のところだけ土曜日やってもおつても仕事にならぬというようなこともありまして、相互関連をして速度を加える、そういう時期に私は一般化すべき問題だと考えております。まだ、いま不況な状態でありまして、いまの状態の場合に雇用自体を、雇用の増大という点だけを目標にしてやりますと、今度は中小企業の方向に及ぼす影響ということもありまして、まだ少し早いんじゃないだろうか。目指す方向としたら私は異存はございません。もう十数年前からそれを言っておるわけでございますから、異存はございませんが、いまそれを実施しますと、受け取り方としては今度は中小企業の経営条件の悪化という方の受け取り方にされる危険がある。プラスの面も無論あると思いますが、マイナスの面も非常に大きいんじゃないかと、こう考えております。

○目黒今朝次郎君 私、この前北海道回つてずっと商店街のおやじさんたちと話し合つて——いま中小企業の問題があつたんですが、私、中小企業の皆さんに会つてみると、やっぱり雇用の拡大あるいは時間短縮なども含めて、もっと中小企業に對して国自体が予算の裏づけを十分にしてくれ、そのぐらゐの親切味があつていいんじゃないかと、こういうことをよく言つています。

きょうは通産省来ておりませんが、予算の面だけ見ますと、総予算の〇・六%ですね。労働省はやつと一%でしか程度度いでいますけれども。ですから、農民の方は九・二%程度度いでいる、食糧法等いろいろな形で農民は苦しいながらもそれなりに手が向けられておる。ところが、中小企業の方は本当に二百萬、三百萬の貸し付け運転資金ぐらゐが関の山であつて、ほとんどめんどろを見たくれられない、だから雇用の問題についてもなかなかうまくいかない、こういうことを言つておるんですよ。だから、やっぱりそういう中小企業対策に国の助成ということについて、もっと積極的に私は手を入れれば、いま大臣が言つた中小企業の雇用の分野という点は相当変わってくるのじゃないかと、こんな気がするのですが、この点はいかがでしょう、中小企業対策。

○國務大臣(石田博英君) 私の所管でございますので、中小企業対策について論評する立場にはございせんけれども、いまこの四十時間労働というものを強制実施をするということになりますと、どういふ受け取り方がね返つてくるかという、中小企業の経営圧迫というふうな受け取り方はね返つてくる面も多い。したがつて、そういう条件がある程度排除されることが私どもとしては望ましい。その排除のための諸施策は、これは私どもの所管ではございせんけれども、それを積極的に進行することを含めて、そういうのはね返つてこないような条件整備が必要だと、こう申し上げたんであります。

○目黒今朝次郎君 ぜひそういう面も國務大臣としてひとつ御努力をお願いしたいと、こう思つております。
次は雇用の関係、年次有給休暇の取り扱いについて、私も不勉強で余りわからなかつたのですけれど、昭和三十年十一月三十日、基取四七一八号と、こういう連しが出ておりました、休暇をとつた際に期末手当、ボーナスなどについて判定の対象にしてよろしいと、こういう通達が出ておるのですがね。この通達の出た背景などについてわ

かつておれば聞かしてもらいたい、こう思うのです。

○國務大臣(石田博英君) 詳細は基準局長からお答えをいたします。
ただ、労働基準法というのは刑事罰を担保として実施を使用者に迫るものでありますから、したがつて、その解釈の統一をしておかなきゃならぬ、こういうことから発せられたものと考えております。したがつて、年次有給休暇とボーナスの関係で言えば、ボーナスは要するに働いた者に対する使用者側が出す報酬でありますね、賞与でありますね、文字どおり。したがつて、ほかの理由で休んだ場合と同じように稼働日数には計算されないと、こういう立場からのものと考へております。ただ、日本は年次有給休暇を買い上げるとか何かの方法、いろいろなことによつて、いわゆる国際競争力を増して、逆に相手国側から言つると、何と申しましょうか、公正な競争条件の中にならぬと、こういうような批判もございせん。ただし、今度逆に言いますと、ボーナスという制度は欧米諸国にはないわけなんです。そういう違いもございせんが、こういう制度が年次有給休暇をとることを防げるようなことに利用されておるようなことであれば、これはそういうことのないような行政指導が必要であらう、こう考へております。

○目黒今朝次郎君 大臣、それは言つても、行政指導で、はいそうですかと聞くような社長さんもらつちやるけれども、やっぱり逆にこれを利用して、休暇を抑制して働かせるという社長さんも一ぱいいらつちやるんですよ。ですから、私はほかの方は、労働省はどういうことをやつておるのか知りませんが、国鉄あたりは休暇とつたから云々なんていうことはやつていませぬ、期末手当、ボーナスその他については、一切国鉄適用されておりませぬ。私も委員長を十何年やつてきたんだから、公労協の組合は私はほとんど適用されてないと思つたんですよ。国家公務員だつて私は適用されてないと思つたんですよ。休暇とつた

からお前さんのあれは千円引くとか、千円上げるとか下げるとか、自治労関係も私はやつていないと思つたんですよ。いわゆる国の機関関係はほとんど行われていないと私見でも間違いないと思つたんですが、どうでしょう。

○政府委員(桑原敬一君) 私どもの承知している限りにおいては、先生のおっしゃるやうに国あるいは地方自治体等についてはこういつた期末手当と年休とのかわり合いにおきましては、先生の御指摘のやうな形になつておると思つた。ただ、私どもは民間の取り扱いについて、労働基準法の解釈をどうするかというぎりぎりのやうに判断をしながらなつておるわけでございせん。その判断によつて法違反であれば私どもは司法警察権をもつてこれを強制的に履行させなきゃならぬという使命を帯びておるんですよ、その解釈は厳しくいたさなきゃなりません。で、ボーナスあるいは賞与というものを、まずその会社で採用するかどうかというところは全く基準法と関係ございせんし、その会社が採用したければいいと。どういふ場合にボーナスを払うか、賞与を払うかということも全くその企業の任意になつておるわけなんです。こういう任意的な制度について、私どもが基準法とかかわりを持たして強制的にこれを強行するということはいかと思つた。全くそれは企業の自治の問題であらうかと思つた。ただ問題は、その有給休暇を買い上げるとか予約するとか、そういうことになりまして、まさに三十九年休の違反になつてまいりますけれども、御指摘のやうな国がそういう取り扱いをしていられるから民間もやらなきゃならぬというふうなことになるわけございせんので、先ほど大臣が申し上げましたやうに、解釈そのものとしたしましては、全国統一的にやらなきゃならぬ。しかも解釈は厳しくしなきゃならぬ、刑事法の解釈をいたしまして、そういうことを申し上げておるわけでございます。その運用自体についていろいろ年休の取り扱いに問題があるならば、私どもは行政指導の面をやつてまいりたい、こういうふうな考へる

わけでございます。

○目黒今朝次郎君 これは私は年次有給休暇というものを労働者がどういう角度で受けとめておるかという認識の問題だと思っております。この年次有給休暇というのは労働者の権利でしよう、保護のためあるんでしよう、保護のために。あるいは文化その他のいわゆる人間らしい生活をするための法律で保障している年次有給休暇と、最低二十日という、あるいは積み上げ方式あります、それはそこを重点に考えると、その労働者の権利としてある問題で、それを使つたためにはね返り給与に差がつくということについては、だから支払という点から問題をとらえるか、労働者の保護という点から問題を見るか、その私は視点の違いだと思つて、視点の違い。だから結局労働組合の強いところは労働者の権利が大変だぞ、大事だぞ、そんな企業関係もあるけれども、こんなもの適用すべきじゃないと、勤務なり労務なり公労協の組合なりあるいは官公労の組合は適用してないんじゃないですか。私は組合の力関係でこの解釈がよくも悪くもなるということ、どちらの視点に立つかと、その私は認識の違いだ、こう思つては、もうこれ昭和三十年ですか、十年一昔を二回り回つてから、こんな行政解釈は撤回したらどうですか、これ。

○政府委員(桑原敬一君) こういう刑事法規の解釈は、月日が変わつたからといって、特に事情がなければ変えるわけにまいりませんが、私も基準法の三十九条はその一年間に八割出勤として六労働日を与えなざるならぬと、最低、これをまず取り上げて私どもは行政監督をやつていつていつてわけでございますから、その関連において私どもはこの解釈をいたしておるわけですが、一般的な望ましい年休のとり方については、十分前向きで積極的に指導をいたしてまいりたいと、こういうふうに思います。

○目黒今朝次郎君 これは雑誌「労働法」の座談会を見て、あなたが心配するいわゆるこれが

てこになつて、休暇の付与の抑制の手段として使われている、あるいは、労務管理として使われているという点があるんでしよう、このことは、座談会見ますと。だから、この法律があつて労働者があつた喜んでいてというのなら私はいいと思つて、この行政通達のために労働者が苦しめられていてという点があれば、やっぱり労働者保護のサービス機関である労働者は、そういう事態があれば撤回すべきじゃないですか。私はその点が大変だと思つて、もう一度どうでしょうか。現にあるんですから、労務管理に使われているというやつが。

○政府委員(桑原敬一君) 労務管理の面で望ましい年休のとり方がどうあるべきかというところは、私も十分研究をし、また行政指導の面で企業を十分指導してまいりたいと思つて、この三十九条のぎりぎりの解釈として、一年間八割出勤をして六労働日与えろと。その場合における解釈論をいたしまして、私どもは通達を出しているわけでございます。その解釈自体は私ども間違つてないし、そういう意味においてはこれを改めたいとは思いません。ただ、労務管理の問題として、年次休暇をどういふふうな取り扱ひ方をするかというふうな面について、いろいろな方々から抑制的な機能を持つておるとすれば、私どもは十分そういう面について関係の方々の指導をしてまいりたいと、こういうふうな思ひます。

○目黒今朝次郎君 それじゃ少し要請しておきます。この問題をめぐつて具体的に休暇の抑制、私ども労働者が書面出して企業に調査したつて、抑制やつてますかという答えてくるりつぱな企業は私ないと思つて、ほとんどやつておるのにやつておらぬと。やっぱり実際労働者が集まつて実態を通じてこういうことがあるんですと、こういうふうな言われている以上は、これを解消するための努力は当然すべきじゃないですか。おたくのこれが法解釈だ。しかし、このために労働者が苦しんでいて、苦しめられてお

るといふ現状に対してはどうするんですか、あんなら。行政からやつても返つてこない。現に労働者が苦しめられていて、こういふりつぱな「労働法」といふ雑誌の中に堂々と名前まで言つて言つていて。そういうものをどういふふうな解決するつもりなんですか、行政の面です。

○政府委員(桑原敬一君) 労働基準監督官は、企業に立ち入りをして、消化の状況等を十分調べます。年休の取り扱ひ、消化の状況等を十分調べます。そういう場合において法違反があれば、厳しく私どもは厳正に処置をしたいと思います。

○目黒今朝次郎君 確認しますが、こういう問題が職場で現に労働者がこの通達のために休暇の抑制その他について不利益な取り扱ひを受けているという問題があった際に、労働基準局の窓口でその申請をすれば、おたくの方で責任をもってそういうことのないように、労働者の不利にならないように指導すると、そういうことですか。

○政府委員(桑原敬一君) もちろん、労働者の方々が問題をお持ちだ、監督署の方に御申告いただければ、その問題について十分調査をいたします。ただ、私どもはやはり権限行使をいたしましては、法違反という立場でやるのが大原則でございます。それをさらに進んでより望ましい状態ということになりますれば、また別途の観点から指導をしたいと思います。また、申告書案につきましては、まず法違反であるかどうかということが大前提で進んでまいりますので、その延長線として何かございませぬれば、十分その辺の調査をいたして、必要があれば指導をしてまいりたいと、こういうふうな考えます。

○目黒今朝次郎君 だから大臣、もう一回お伺いしますが、年次有給休暇というものは働いてる労働者に法律的に保障しているといいますが、そ

ういふものなんですか。普通の病気で休むとかあるいは事故で休むとかそういう欠勤と違うんですね。年次有給休暇。それを賃金の支払いの対象から、期末手当、ボーナスであつても、そのボーナスの支払いに出勤日数で差をつける手段として、年次有給休暇を加算するということは、他の問題とは違ふんじゃないかと私は思つておるんです。そのところどうして撤回できませんか。

○国務大臣(石田博英君) 労働基準法の実施に当たつては、これはもうよくおわかりのとおり司法警察権を行使した場合は、これは解釈を明確にしておかないといけない問題であります。そういう見地から、基準法の解釈としてぎりぎりの線を出しているというこの通達は、私は誤りでないと思つておる。

しかし、もう一つ年次有給休暇をとるという権利は労働者に与えられているものであります。そのまた当然の権利を行使することを妨げる目的をもって、これを使うということは、それ自体やはり基準法の精神に対する違反であります。これはまた別な話でありまして、司法警察権の行使というののぎりぎりの線はやっぱり明確にしておく必要がある。ただ、片一方の権利を擁護するという方法は、それをいいことにして、あるいは何かの具体的それを背景として年次有給休暇というものに抑制する行為があるとすれば、これは是正させるべきであることは言つてもありませぬが、法解釈としての通達を改正することは、そういう意思はございません。

○目黒今朝次郎君 これはあれにしても、先ほど言つたとおり、どうも認識の違いがあるようです。労働者の保護、有給休暇をとつたために給与の面で差別を受ける、たとえ手当であつても、そういうことでは差別を受けるべきじゃないという基本的な考えを持つておるわけですから、これは今後とも論争を続けていきます。

〔理事浜本万三君退席、理事佐々木満君着席〕

それから、時間がないようですから、この雇用安定事業と雇用安定資金の創設については、今後雇用調整が格段と拡大されていくんですが、雇用調整給付金で指摘されたような額、これは衆議院で、会計検査で――衆議院の議事録見ますと、局長が四点ばかり会計検査院から指摘されて、千二百四十万円ですか、これが乱用であったと、こういうことを聞いておるんですが、この会計区分です、この問題についてはどんな考えをお持ちなのか、ちょっと局長から聞かしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) この四事業は、今度の新しい雇用安定事業を含めまして失業給付の本体の保険と表裏一体的に運営する必要があります、こう考えております。そういう観点から、雇用安定の中での本経理を行っておるわけでございますけれども、雇用保険法の六十八条の二項で、失業給付の財源と四事業の財源につきましては明確に区分をして経理をします、こういうことになっておりまして、御懸念のように、たとえば四事業が財源的に不足をしたので、失業給付、すなわち千分の十の部分からその充當を図るといふようなことは法律上不可能になっております。したがって、その点は経理が明確に区分をされておりますので、そういうような御懸念の点はないと思っておりますが、ただ先生いま御指摘のように、衆議院の段階で会計検査院の局長から御指摘のように、四事業の支給につきましては、民間の一部におきまして不正受給があったことも事実でございます。今後新しい雇用安定事業の推進に当たりましては、そういう不正の起こらないようによく実態を把握をいたしまして決定をいたすように最大限努力をいたす考えでございます。

○目黒今朝次郎君 この三事業の昭和五十年――私も余り新しい資料を持ってませんから、五十年の資料見ますとですね、三事業の業務取扱費で二百二十七億円を使っておつて、そのうち四億円が国庫補助と、こうなつておる。それから、いろんな宿舍その他などの施設整備費、これは五

十年度は十一億、それから宿舍貸付料は四千万、このくらいの金が出てるんだが、これは全部三事業から出ないで、失業給付の方から使われているんじゃないですか、これ。

○政府委員(北川俊夫君) いま御指摘の業務取扱費あるいは施設整備費につきましては、これは国庫負担、国庫からの負担金、それから積み立て、いままでの関係で言いますと積立金の運用収入、それと雑収入等で賄っておるわけでございますが、今後は雇用安定資金で別に積立金――保険の失業給付金の積立金のはかに、雇用安定資金という特別の枠が出ますけれども、今後は雇用安定資金の運用収入をも、この業務取扱費あるいは施設整備の方に戻すことにいたしておりますので、失業給付金の負担のみでこれらの業務取扱費あるいは施設整備費が実施をされるという御懸念の事象は生じない、こう御理解をいただきたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 そうすると、これは金については失業給付の資金からは出てなくて、別な運用資金並びに雑収入の方でやっておつた、こういう御理解なんですか。今後は安定資金の運用資金で回す、こういうふうな御理解していいんですか。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘の五十年におきますその業務取扱費、施設整備費というのは、私が申し上げましたように国庫の負担金、それから資金の運用収入、雑収入等で賄っておつて、失業給付のための保険料そのものからは一切支出をいたしておりません。今後におきましては、いま言いました国庫負担金、それから積立金の運用収入のほか、今度は資金の運用収入というものが新たにできますので、それを投入して業務取扱費、施設整備費、そういうものを賄っていく考えでございます。

○目黒今朝次郎君 そうすると、局長からそういうふうなわざわざ説明を二回も聞かなければ中身がわからないくらい込み入った会計区分になつてると、そういうことが逆に裏書きできると思ふのです。ですから、私は、この見ようによつて

はわれわれも疑念を持つてきたのは、いま局長から説明を聞くまではやはり失業給付のやつを少しつまみ食いしてやっておつたのではなからうかというふうな疑いも持つてくるのです。ですから、私はやはりこの失業給付と四事業の会計区分というの、もっとわかりやすく明確にするような工夫を、この法改正では間に合いませんから、今後の課題としてわれわれちょっと関係者が見てもわかるような形に収支、財源抽出の根拠というものをわかるようにしてもらいたい、こう思うのですが、いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 法律的には、繰り返しますが六十八条の二項で明確に書いておりますが、先生御指摘の趣旨がいろいろの方面からも御指摘がございまして、運用上そういうことが明確にするような工夫というものを今後一度検討させていただきますか。

○目黒今朝次郎君 それから、雇用保険法の成立に当たつて本委員会でも、完全全面適用を可及的速やかに実現するよう努力すると、そういう附帯決議がなされておるわけですが、当然適用された事業がその後の程度になつたか、それで対象はどのくらいであるのか、それを具体的に教えてもらいたい、こう思うのです。

○政府委員(北川俊夫君) 前回の雇用保険法を御審議いただきましたときに、附帯決議をいただいておりますのでございまして、五十年の四月から五人未満の零細企業に対しても雇用保険法の全面適用ということにいたしております。現在適用事業所は約百万でございまして、ただ新たに拡大をいたしました中小零細五人未満の事業所につきましては百万程度でございますけれども、その大半がなかなか把握をいたしかねておるといふのが現状でございます。したがって、当面は保険の加入問題につきまして自主的にいろいろ相談に来る事業所に対して積極的に加入の手続の指導をするほか、事業主団体を通じてそういう零細企業の把握をして適用の拡大を図ると、こういうことをいたしております。現在まで五十年におきま

して約七万四千、それから五十一年の上半期、これは半年分でございますけれども、四万二千の新しい新規把握をいたしております。ただ、未把握の実態から考えますと、大変不十分でございますので、今後は事務組合の育成強化、さらには事務的な簡略化のための電子計算機処理業務の改善、さらにはやはり関係職員の増員等の事務体制の整備を図りまして、完全適用の達成のためにいろいろ努力を重ねたいと思つております。

なお、適用手続が済んでおりません強制適用の事業主に勤めております労働者で、雇用保険の適用を受けるような事態になる、すなわち解雇をされたという場合には、必要に応じて支給したかばつて適用手続をとらせまして給付を行うことといたしております。

○目黒今朝次郎君 まあ非常に少ないので、いま局長の言ったことも含めてさらに一層の適用方促進について努力を要請しておきます。

それから、この暫定任意適用の加入、この点はどうなつて、暫定任意加入だね、これはどの程度になつておりますか。

○説明員(望月三郎君) 先生の暫定任意適用というのは、農林漁業の五人未満の未適用だと思つて、この点につきましては、雇用保険法の成立のときに五年程度をめどに完全適用を実施するといふように努力するといふ労働大臣の答弁がございまして、その方向で検討を進めてまいりたい、こう思つております。

○目黒今朝次郎君 把握はしてないですね。

○説明員(望月三郎君) はい。なかなかこれ、いまの商業、サービス業でも先ほど局長からお答えいたしましたように、なかなか大変でございます。そういうことで、私も鋭意把握に努めていきたい、こう思つております。

○目黒今朝次郎君 全体の把握が大変なら地域別に、農林水産ですから地域別に若干モデルでも設定して、その実態の把握ということにしないと、その中身がどうなつてくるかということもなかなか私は今後の立法の面でも行政指導の面でも私は

問題があると。だから、どこか地域を指定して、特段の協力を願って実態を把握してわれわれに提供してもらい、そういう努力をぜひお願いしたいと思うが、いかがですか。

○説明員(望月三郎君) 先生のおっしゃる御趣旨の方向で、できるだけ努力をしたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 それから、このパートタイマーの問題について、この雇用保険の全面実施に伴う施行通達を見ますと、パートタイマーの方は当然適用することになってはいますが、その適用や離職票の交付に際して、短時間就労の再就職に固執するような者には云々という、回りくどい通達が出ています。私はこれはやっぱりパートタイマーをやる人はパートタイマーをやらなければならぬような環境と事情があるから、パートタイマーをやっておったと思うんですよ。その方をまた短期間のパートでは云々、こういうことで締めつけるのはちょっと酷ではないか、このように思うんですが、この改善方について御意見を聞かしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) パートタイマーの就労形態は、先生御指摘のように区々でございまして、概して臨時内職的にしか就労しない。しかも、きわめて短期にしか就労をしない、こういう事態が多いわけでございます。その場合は、これは受給資格が六カ月資格が必要でございますので、たとえは二カ月で必ずやめるといふようなことに保険料を取っておりまして、掛け捨てになります。そういうことを考慮をいたしまして、こういうことを書いておるわけでございます。ただ、御指摘のように、臨時パートというような名前でありまして、実際に働いておる常用の方とそう変わらないうちに長期にわたって雇用をされておる。したがって、その職場を離れる場合に、やはり失業の恐怖というものが大変深刻だと、そういう者に対しては必ず雇用保険法の失業給付の対象にいたすと、こういう考えでございます。ただ、この基準そのものにつきましても、いまのところ私は適切なものと考えておりますけれども、もし先生の御

指摘のような事例が出てまいりましたならば、その点をよく踏まえて検討をさせていただきたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 やはりね、こういう問題がわれわれの手元にくるといふことは、非常に困って安定所の窓口に行くこと、まあこの前、全国職業安定事務局長会議で北川局長が、窓口では親切にやらないと、これで訓示をしていらっしゃるんですが、やはりいまパートの人はパートなりに環境と事情があるといふことですから、そういうところへ行つた際は、やっぱりいま局長の言っているようなことを含めて、もう少し窓口で親切丁寧にか、そういう、まあ細かい安定行政が私は必要じゃないかと、こう思うんですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(北川俊夫君) いまの事態で、先生おっしゃる通りに、日の当たらない人たちに温かいますので、そういうことに心がけて、真剣にそういう方の御相談には応じ、できる限り弾力的な運営が図られるように努力をいたしたいと思っております。

○目黒今朝次郎君 それから、この雇用安定事業に中小、下請に対しては手厚い配慮をされているという点がよく言われるんですけれども、具体的にどんな対策をされているか聞かしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) 従来も雇用調整給付金の支給に当たりまして、中小企業につきましては支給要件の緩和とか、あるいは支給助成金の率につきましても、大企業の場合には助成率二分の一に對して中小企業三分の二と、そういうこともいたしております。さらには業種指定に当たりまして、下請が元請企業の方のために倒産した場合に、元請企業そのものが業種指定になった場合には、一定の要件のもとに下請をも業種指定に準じて扱おう、こういうようなことを行っておるところでございます。ただ、今回雇用安定資金の

運用に当たりまして、中小企業に十分恩恵が及ぶようにという強い御要望もございまして、国会での御指摘もございまして、今後の運用につきましても、職業安定審議会に十分諮りまして、そういう方向で基準をつくるように努力をいたす考えでございます。

○目黒今朝次郎君 この中小の場合、前三カ月間の生産と雇用というこの期限があるために、私の前沖繩へ行つて聞いたところによると、この三カ月という、この期限制限があるために、それに耐え得る企業は雇用調整金の申請ができるけれども、その三カ月間にも耐え得ることのできない本當に零細企業といふのがばたばた倒れていって、それがどうにもこうにももう手のつけようがなく、私がさっき冒頭申した、沖繩ではそういう適用がわりあい少ない、まだないと言つたんですが、そういうことだと思つて、耐えることのできない企業、そういうことについて私はいきなり細かい配慮をしないと、確かに基準は必要ですけども、そういう例外と言つちや語弊ありますが、そういう本當に耐えることのできない企業に対して、手を差し伸べる方法はないものだろうか、それが一番零細の零細だと、こう思うんですが、どんなものでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 雇用調整給付金の指定基準につきましても、先生御指摘のように、一定期間の生産量の前年との比較というものを基準といたしております。これは助成金をこれだけ手厚くやる以上、やはり景気変動に伴うところのやむを得ない休業であるという認定のための基準といたしましては、私はこの程度の基準が最低限必要だろうと、こう思っておりますが、御指摘のようにいろいろ問題も零細企業では生じております。現に、たとえば先ほど大臣からお答えしましたように、北洋漁業の関係で水産加工につきましては緊急の問題で、いまおっしゃっているような基準そのままの適用、たとえば三カ月の実績というところで、それはそれこそつづけてしまつていふような

観点もありまして、実は実績が一月も出ておらない時点で業種指定をいたしたわけでございます。こういう運用につきましては、原則をこれとやるというものはなほだむすかしゅうございませうが、そういうきわめてまれな事例に対しては弾力的に対応することを考えておる次第でございます。

○目黒今朝次郎君 それは、先ほど沖繩の実態を調べて報告すると言われましたから、その調査をする際に、そういうことも私現に二、三見てまいりましたし、聞かされてまいりましたので、ぜひ慎重な配慮をお願いしたい、こう思います。

それから最後に、戦後最大と言われた五十年不況ですね、この失業給付の全国延長という点が発動されなかつたので、逆に言えば、これだけの不況で発動されなかつたのか、発動の基準といふ事柄の際に発動するの、発動の基準といふ事柄、その点はどんなふうにかかっているのか聞かしてもらいたい、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) 全国延長のその基準といたしましては、基本受給率四〇％ということを一応中央職業安定審議会の御答申をいただきました。決めておる次第でございます。現在の大変深刻なあるいは五十年の深刻な事態においてなぜ発動をしなかつたという御指摘でございますが、なるほど求人倍率と云えば〇・六程度、あるいは〇・五八と云ふふうに下がった時点もございませうが、これを年齢別に見ますと、あるいは地域別に見ますと、若手層で二十代ですと求人倍率がそういうときでも三倍を超えておる。あるいは地域別に見ますと、大都會周辺ではやはり一・二三の求人倍率であるというふうな事態もございまして、そういう場合においてやはり一律に延長するのはどうかという考え方で、たとえば高年齢者あるいは産業からの離職者といふものにつきまして個別延長を行うというところで、これに對処してきたわけでございます。ただ、四〇％と申します基準そのものがどうかという御指摘もございまして、現在

中央職業安定審議会にて御検討をいたして下さるので、その検討の結果を待ちまして私たちが申しましたも検討をいたしたいと、こう考えております。

○目黒今朝次郎君 ですから、いま局長に先取りされちゃったのだけれども、四割というその基準が果たしているのかどうかということも含めて、これだけ失業で大騒ぎをしておいて、それで云々ということについては、やはり再検討なり善処方をひとつ要請をしておきたいと、こう思うんです。それで、不況の長期化に伴って失業給付の支給期間が切れた、再就職もできない、こういう方がどのくらいいらっしゃるか、実態をつかんでいらついたら教えてもらいたいと、こう思うんです。

○政府委員(北川俊夫君) 一番最近の時点の数字というわけにまいりませぬけれども、現在失業保険を受給をしております者の年齢的な区分というのがございまして、それを申し上げましてお答えにかえさせていただきますが、一年以上の給付を受けておられるものにつきましては、これは一年以上というのは受給期間でございますけれども、三十歳未満の方が五十一年度の十一月で三万八千でございます。三十歳から四十五歳が一万九千、それから四十五歳から五十五歳、これが一万一千三百、三十五歳以上三百日の給付を受けておられる方が一万九千人、就職困難で二百四十日の給付を受けておられる方が六百七十七人と、こういうふうに一年以上の場合になっておられるわけでございます。

○目黒今朝次郎君 こういう方々に、やはり冒頭大臣が言った中高年の問題なども含めて、やはり生活ができるような、あるいは職業転換給付などを含めて、生活のできるような道筋を十分に考えてもらうことを要請いたしまして、時間が来たようですから私の質問を終わります。
○浜本万三君 最初に日本の経済動向と雇用の関係などにつきまして、目黒委員に重複しない程度の範囲でお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど目黒委員の質問に対しまして大臣並びに局長は、第三次雇用対策基本計画の達成目標または基本計画の達成年次である五十五年までの雇用見通しについて一応御説明があったわけなんです。ただ、そういう見通しについて若干私不安な点がございますので、さらにお尋ねをしてみたいと思っております。と申しますのは、最近の常用雇用指数の動向を見ますと、非常に憂慮すべき事態ではないかということがわかるんですが、たとえば五十一年度の水準が、昭和五十年の平均を一〇〇としたしまして九八・三、それから六年前の四十五年の水準が九八・二とほぼ同じなんです。このことは、わが国の常用雇用労働者の数が、小さい規模の零細企業を除きまして、この六年間に全くふえてないということを示しておられるわけなんです。

一方、五十一年度の政府の経済見通しによりますと、五十年年度の労働力人口の実績見込みが五千二百八十八万人になっておりまして、五十五年までには約二百三十四万人増加すると言われております。つまり、労働人口はふえておられるけれども、その中で常用雇用労働者の需要が停滞をしておる、ないしは減少をしておるということが見受けられるわけなんです。そこで、大臣は完全雇用の達成を高く掲げておられるわけなんです。ございますが、完全雇用の達成というものは一体どういふ性格のものかということが明らかにならないうと困ると思っております。そういう点お尋ねいたしたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) われわれは昨年度つくりました雇用基本計画では、五十五年度において失業率が一・三割くらい、それが目標でございます。完全雇用と申しましても、いわゆる職業の移動等がございまして、ある一定率の失業といたするのは、これは幾ら完全といつても失業率ゼロということはあり得ないわけでありまして。そこで、その辺を目標として二百三十万くらいふえと、五十年くらいのときに二百三十万くらいふえと、そういうものを吸収してなお現在の失業者を減少させるのには年率六割程度の経済の成長の持続が必要である、こういうふうに考えているわけでございます。先ほどお答え申しましたように、昨年の初めに考えましたような経済情勢がその後停滞をいたしましたことが一つの大きな見通しの狂いでございますが、もう一つは、なかなか鉱工業生産と雇用の回復とが並行しないことは、先ほども申しましたように一つは省力化が進んでい、一つはやっぱり企業の労働力雇用意欲とでも申しましうか、先行き不安といふものがまだ解消しない。それから、終身雇用制やあるいは企業別組合その他のわが国独特の制度のために、かなりの過剰人員を抱えておるために、経済の回復が直ちに雇用の増大に結びつかないというところに難点があると思っております。しかし、本年度はかなり大規模な公共事業を見込み、あるいはまた減税等もございまして、景気回復を強力に進める予算が実施されます。しかも、それはできるだけ早い時期に実施するつもりでございますので、これから後、本年の六・七の実現はもとより、六割程度の経済成長の持続も可能である、こうわれわれは思っております。

○浜本万三君 経済成長率との関係につきまして、また後ほどお尋ねをいたすことにして、私どもは基本的な問題を大臣に伺いたいと思っております。結局いまの状態を見ますと、雇用態様というものが非常に、何と言いましようか、いびつになつておるんじゃないかという気がするんです。たとえば、もうすでに平均寿命が七十歳を超えるような状態になっておるのに、依然として企業の方では五十五歳の定年制が非常に多い。しかし、実質的には雇用を継続しようという意思がありますから、したがって労使間の協約上の制度的な定年延長はやらずに、雇用だけひとつさしてもらいましようというので、さらに四、五年、しかも給料を下げて、つまり労働条件をうんと下げまして雇用をする。さらに、企業の最近の仕組みというものが、だんだん大企業中心にたかさんの企業が隷属するようになりますから、それが横に入ってくるというので、不安定雇用あるいはパートタイ

マー等が非常に多くなつておると思うのであります。私は、そここの構造的な改善をしない限り、日本の俗に言ういい意味での完全雇用というものが達成されないんじゃないかと思うのです。つまり、これは労働者の権利意識も高めなきやなりませんし、また企業側の雇用を通じて社会的責任を果たしていくという認識も強くなつてこなきやありませんが、同時に、労働省はその政策的に技術的な解決は私にはできないと思うのであります。そういう点、大臣は今後国務大臣としてどのように政策を推進なさるのか、大きい問題ですから伺いたいと思っております。

○国務大臣(石田博英君) 確かに生産が伸びたりあるいは経済が回復しても、これは雇用の増大にすぐ結びつかない。これは先ほどお答えしましたような条件が背景にあると思うのです。したがって、それが一巡する必要があること、そういう種々の経済の回復がまず望ましいと思っております。

それから、先ほどから局長等お答え申し上げておりますとおり、現在でもなお若年労働力の有効求人倍率は、年齢によって違いますが、二ないし三に上つておるわけでありまして、問題は中高年齢層、そこに集約されているわけでありまして、したがって、雇用の安定あるいは雇用の拡大の基本施策というものは、中高年齢層の雇用の拡大に集中すべきであると私は考えておるわけでありまして。そのために、雇用保険法の運用その他に当たっても、そこに集中した施策を講じておる次第であります。雇用という点だけから見れば、経済を刺激する程度のインフレーションを覚悟してでもやっていく方が、雇用の問題を考えればこれは早手回しかもしれませんが、前にノーベル賞を取ったハイエクという経済学者が、第一次世界大戦後のケインズの主張しニューディール等によって具現されました、ある程度のインフレーションを覚悟しながら公共投資を行って、それで

必要である、こういうふうに考えているわけでございます。先ほどお答え申しましたように、昨年の初めに考えましたような経済情勢がその後停滞をいたしましたことが一つの大きな見通しの狂いでございますが、もう一つは、なかなか鉱工業生産と雇用の回復とが並行しないことは、先ほども申しましたように一つは省力化が進んでい、一つはやっぱり企業の労働力雇用意欲とでも申しましうか、先行き不安といふものがまだ解消しない。それから、終身雇用制やあるいは企業別組合その他のわが国独特の制度のために、かなりの過剰人員を抱えておるために、経済の回復が直ちに雇用の増大に結びつかないというところに難点があると思っております。しかし、本年度はかなり大規模な公共事業を見込み、あるいはまた減税等もございまして、景気回復を強力に進める予算が実施されます。しかも、それはできるだけ早い時期に実施するつもりでございますので、これから後、本年の六・七の実現はもとより、六割程度の経済成長の持続も可能である、こうわれわれは思っております。

失業を吸収した、要するに完全雇用の実現というところに重点を置いた施策を非常に強く批判をいたしまして、インフレと完全雇用というのを、インフレの克服と完全雇用の実現なんでものを一緒にやることは不可能だと言っていることを言っておるのを読んだことがございませぬが、学者の見解としてそういうことを言うのは自由であります。私も、私もそういうわけにはいかない。やはり両方の実現を図らなければならぬ。そのためには速度においてある程度の調整を図らなければならぬわけでありませぬ。そういう意味で、インフレなき完全雇用というものを図っていきませぬのは、その速度の調整が必要である。そういうことを考えながら、私も五十五年には失業率一・三％——一・三％というのは完全雇用という言葉には私は値しないと思ひます。値しないと思ひますけれども、それを急ぎませぬとインフレなきという方が実現できなくなる。そういう調整を図りたい。そこで雇用の拡大、それから失業率の減少というところの最大目標は何か、これはもう一にかかっている中高年齢層の雇用の拡大である、こう考へておる次第であります。

○浜本万三君 私も雇用確保の一つの大きな要素は、大臣の御見解と同様でございます。最近の数字を見ましても、五十五年までに約二百八十万の雇用労働者がふえるということを申し上げたんですが、その年齢別を見ますと、やはり若い者が少なく、年々多くなるものが多いという実情が明らかになっておりますので、まさにそのとおりだと思ひております。

そこで、そうすると現在の中高年齢者の雇用・失業対策がいまの政策で全きであるかという点につきましても、私はやっぱりまだまだ政策が少し足りないんじゃないかというふうに思ひます。そこで、現在おとりになっておる高年齢者雇用奨励金、定年延長奨励金などの助成措置が実施されました、大臣の言うこの目標がどの程度まで達成するかと考えたいらっしゃるでしょうか。

○國務大臣(石田博英君) 具体的な数字等は局長

からお答えをいたしますが、私は制度自体の問題のほかに——制度自体の問題のほかにどうか、制度自体はいろいろ配慮しておるつもりでございますが、これが普及してないんです。案外知らない人が意外に多い。まず必要なことは、この制度があるというところを使用者側に全部知ってもらうことが必要である、こう考へております。

それから、その制度を利用するための手続その他の簡素化も必要だろうと考へておる次第であります。制度を知れば意外に進むと思ひております。最近、新聞広告を注意して私は見ておりますが、求人広告の中に中高年齢者に限って雇い入れるという広告が散見されるようになってまいりました。

制度の持つ期待その他については局長からお答えをいたします。

○政府委員(北川俊夫君) 今後約五年間に高年齢労働者が約百万ふえることは予想をしております。その百万を吸収するために、今後六％の雇用率を達成することが必要であるということで、昨年の十月に中高年齢者の雇用促進に関する特別立法の改正を行ったところでございます。私たちは、いま大臣のおっしゃる通りに、一応制度として奨励金制度いろいろございますけれども、その体系の整備、簡素化、それと趣旨の徹底という点に欠ける点がございませぬので、こういう点につきましてもさらに一段の努力をいたすことにはいたしたいと思ひますが、やはり問題は、雇用・賃金慣行と非常に深い関連を持っております。御理解、御認識ということも大変大事だと思ひますので、産業界にこういう問題についていろいろ労使と直接お話をするというような雇用行政の展開も、今後一つの方向として検討したいと思ひます。

○浜本万三君 高年齢者の政策を産業界レベルで労使の交渉を強めていく、そしてその達成を図る

ということ、私も一つの方法として大変結構だと思ひます。さういふふうに思ひますので、なお一層高年齢者の皆さんの雇用確保に努力をいたしたくように要請をいたしたいと思ひます。

それから、同じような問題は先ほどお話がございました不安定雇用の問題でございます。これは、五十一年度で四百件ほどあったというところが報告になったわけでございます。しかし、先ほど申し上げたように、不安定雇用というものを解決しない限り、日本の全体の雇用構造というものはどうしても安定させることができないと思ひます。そういう意味で、これまでの政策を見ますと、努力をするというところは非常に高い声でおっしゃるんですけれども、その具体策が余りない、非常に抽象的であるというふうには考へます。これまでの抽象的な政府の政策というものをより具体化するために、さらに一層政府の努力を要請したいと思ひますが、その点について、何か積極的な施策を持っておられればお話ししたきたいと思ひます。

○政府委員(北川俊夫君) まず、私たちは通年雇用の促進ということに非常に重点をいたしておりまして、そのために奨励金制度、あるいはそのための融資制度を行っておるわけでございますが、本年度からはこの金額、奨励金の金額を大幅に引き上げましたほかに、支給要件を従来は三人以上を通年雇用ということを条件としておりましたけれども、一人でも通年雇用にすれば通年雇用奨励金の対象にする等の要件緩和をいたしてあります。なお、これにつきましても、もっと奨励金の額の引き上げ、あるいは要件の再検討等の御要望もございませぬので、この点につきましても検討をひとつ進めたいと思ひます。

それから、もう一つ最近私たちが行っておりますものの中に、雇用の改善というところで、企業集団を通じていろいろの雇用の管理、こういうパートタイマー、日雇いの雇用につきましてもっと合理化をするというふうな指導を行っておりますが、これは実は、指導の自身が大変むずかしい

うございまして、先生御指摘のように口頭で終わっておるようなきらいもございませぬけれども、今後そういうものにつきましても内容の充実のためのいろいろの資料の整備、あるいはPRのためのパンフレット等の発行をぜひ心がけていきたい、こう考へておる次第でございます。

さらに、パートタイマー、日雇い、こういう方々が常用化に通ずるためには、これらの労働者の労働能力の向上といふことが、技能化ということがうらはらでなければ、私たちがいかにこれを進めたいと思ひます。受入れ側としてはその要請に沿ってくれないという面もございませぬので、離職者ももちろんございませぬけれども、在職者についてこれらの者の在職訓練、そういうものの充実助成を図りまして、能力向上を通じて常用化に一層の促進を図ることといたす考へでございます。

なお、これも目黒委員から御指摘がございましたように、雇用保険の適用につきましても、パート、日雇いという方が解雇をされるという事態を避けることが第一義でございますけれども、もし離職というふうな事態には、やはり実態に応じて雇用保険の失業給付が受けられるように積極的な措置を講じてまいりたい、こう考へておる次第でございます。

○浜本万三君 先ほど労働大臣は一・三％の失業率に抑えていくためには、日本の経済成長がおおむね六％、衆議院の方では六・七％程度ということをおっしゃっておられるのでございませぬ。ところが、経済成長の見込みが狂っておるんじゃないかという考へが、最近政府内部にも出ておるようでありませぬ。去る四月二十九日には、その見解を自民党の政調会長がお述べになっておられるということになりますと、これは大変なことだと思ひます。私に思ひますと、現在の雇用の抑制政策がとられておるときには、従来のように一・二％とかあるいは一・〇％とかいうような実質経済成長があるときには、大臣の言われるような目的が達成されますが、今日のような、いま申したような

事情ではなかなか困難ではないかと私も思うのでございすが、重ねてその点についての大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 河本君が言われたのは、現在の予算の実施を中心とした経済政策で、六・七というものはなかなか問題が多い。したがって、補正等のことを考えなければならぬ。こういうような趣旨を述べられたと、こう私は考えております。私の側から言えば、労働省の側から言えば、どんなことをおやりになろうとそれは別でありまして、六%の成長を実現してもらうことが、いま申しましたような一・三の完全失業率を達成する前提要件だと、こう考えておる次第であります。六・七%の成長それ自体を否定をした河本君の発言だと私は受け取っておらないのであります。そういう意味で、いろいろな施策を追加実施することは必要だと思ひますが、本年六・七%、これから平均六%というものは可能であると考へております。特に、先般の先進国首脳会議等で論議されました論議の内容等を踏まえますと、やはりわが国が黒字国として、経済の成長の速度、それを特に国内における経済の回復ということに施策の重点を向けていかなきゃならぬというごとの義務も、まあ次第に生じてくるように考へますので、六%の成長は可能であるところ考へておる次第であります。

○浜本万三君 その点はおいておきまして、次は完全雇用の達成という問題に絡む問題につきましてお尋ねをしたいんですが、先ほど大臣も申されましたように、日本の経済政策というものは諸外国との関係も密接である。しかも、諸外国の要請に即した経済政策もとらなければ、日本の経済も立ち行かないという意味のことをおっしゃったと思うのでございすが、そうすると、諸外国は日本の場合にも積極的に経済の成長と雇用の拡大というものを要求しておると私は見て差し支えないと思ふんです。また、日本も経済大國だということで、雇用政策に関するILO百二十二号条約の批准と

いうことが、国際的にもまた国内の労働者の立場から申ししても重要な問題であろうと私は考へるわけでございすが、去る四月二十二日予算委員会におきまして、片山委員からその点について大臣に質問をいたしましたところ、批准する方向でございまして、批准する方向で検討中というわけでございます。先ほどのお話の中からも消極的でございますから、先ほどのお話しいではないか、かように考へます。重ねて大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(石田博英君) 批准する方向で検討するということは消極的だということお話をございすが、いま批准をいたしますと、こう断言をするのは国内法との関連で問題があるわけでございまして。したがって、その国内法との関係を調整をしていかなきゃならぬわけであります。その調整する方向はどういう方向かと言へば批准する方向だと、そういう点でございまして。国内法との関連の問題点については担当者からお答えをいたします。

○政府委員(石井甲二君) 百二十二号条約の雇用政策に関する条約でございますが、この条約の内容容につきましましては、特に全体の趣旨とするところは、日本における雇用政策の方向に沿っている面が非常に多いわけでございすが、ただ前文その他におきまして未批准の百一十号条約との関係の問題もございまして、さらに検討してまいりたいというふうに考へております。

○浜本万三君 大体、国内法との調整と言われるんですが、いつごろまでかかるんでしょうか、その見通しはございしたら。○政府委員(石井甲二君) いつごろという日にちの設定はなかなかおぼつかしゅうございすが、なおILOとの疑義解釈その他の折衝を通じまして、さらに慎重に検討してまいりたいというふうに考へております。

○浜本万三君 その程度ですか。とにかく早くひとつ作業を急いでいただきますと、批准の実現を

要請したいと思ひます。

それから次は、失業防止対策の問題でございすが、現行の雇用調整給付金さらには雇用安定事業の給付金の目的は、失業の予防にあるというところございまして、その趣旨は私もよく承知をしております。そうだといたしますと、その給付の対象になった企業におきまして、従業員の解雇が安易に行われるということこれは許せないことだと私は思ふんです。これまで労働省の方にも六百五十億円の給付金が支給された中で、そういう事情にある企業ほどの程度ございすかということをお聞きしたんですが、これはわからないという話なんでもことに残念なんです。私はやっぱりそういう実績を調べまして、そのような行為が行われないような歯どめ措置を講じる必要があると思ふんですが、この点どのように考へてしようか。

○政府委員(北川俊夫君) 御指摘のとおり、本制度は失業の予防、雇用の安定ということを目的といたしておるわけでございすから、この雇用安定事業の業種指定対象となるところから、その助成のあとで解雇が出るということを決して好ましいことではないと考へております。その歯どめといたしましては、私たちはこの制度を受ける一々の要件としまして、労働協定を前提といたしておるわけでございまして、労働組合がその辺のチェックあるいは事前の話し合いによって保証を期していただいております。またそれとともに、私たちが対象事業所に対してはアフターケアを十分いたしまして、そういう事態の起こらないように指導を深めたいと考へておるわけでございすが、ただ予期せざる景気変動のために、事後に解雇というものが絶対に避けられないというふうな事態もあり得るかと思ひますので、その辺のことは現実の事態と対応いたしました適切な指導を行うことによりまして、なるべくそういう事態が起こらないように配慮をいたしたいと考へております。

○浜本万三君 雇用調整給付金制度の適用が、やむを得ない事情もあるのかわかりませんが、どうも本質に外れた方法で運用されておるのではないかと心配がございす。労働省がお出しになりました「雇用調整給付金制度の解説」という中で明らかにしておる「雇用調整給付金の支給の対象となる事業主は」「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた者」というふうになっておるわけですが、その調整給付金の支給対象は、経済上の事由で企業が非常に苦しいが悪くなったという者については、個々の企業に対してその適用が行われるのが私は本筋だと思ふんです。ところが、この解説書によりますと、そういうことができないから業種指定でくくっておるんだという話になっておるわけでございす。業種指定にいたしますと、確かに技術的にも物理的にも困難な事情はわかるんですが、わかった上で私は申し上げるんですが、そういうことになりまして、結局多くの人が心配されておるすうに、産業政策に追随されて利用される心配はないかということはどうしても起きるわけでございす。また逆な面から言へば、救済されなければならぬ不況企業が個々に存在しておる場合には、その個々の企業の救済が行われない、そういうおそれはないだろうかという心配があるわけなんです。そうだとすれば、本法の精神にも反することであると思ひます。その点はいかように考へてしようか。私はやっぱりこの法の精神のように、経済上の事由で困っておる企業については、大小を問わず救済をしていく積極的な措置を講ずべきだという理解を持っておるんですが、いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 法律の趣旨からいたしますと、先生御指摘のように景気変動その他経済的事情でやむを得ず休業をする、そういう事業につきまして、この対象をまんべんなく広げていくということが当然の道かと思ひます。ただ行政の推進の方法といたしまして、そういう認定を個々の出先の安定所に一々やります場合に、その統一

性あるいは困難性というような問題もございまして、一応便宜的な方法として業種指定をいたし、その業種指定に当たりましては中小零細企業に対しても十分恩典が及ぶように、業種指定の弾力性というふうなことで従来カバーをしてきておられるわけでございますが、業種指定のみでの今後の安定事業の運営についても終始するという考え方はとっておりませんで、従来も雇調金の際に、たとえば親会社が業種指定を受けておいて、その下請の企業が別に業種指定と関係がなくても下請関係が一定要件ではつきり認められる場合には、それを対象にするとか、あるいは本四架橋のような、これはまだ今後の問題でございすけれども、あいうような大型プロジェクトというふうなもの、あるいは大きな影響を及ぼすような産業についても、これは個々に拾っていくとか、さらには大型倒産に伴うところの対処の仕方等々、業種を原則としながらも個別事例に対応いたしまして、やはり経済事情でやむを得ず休業を余儀なくされるような企業に対して、この制度が十分適用されるように配慮を今後運用上十分いたす考えでございます。

○浜本万三君 局長の御答弁で十分配慮するといふことなんでしょうが、その配慮をするためには物差しをつくらなければならぬ。そこで、先ほどの御答弁ではその基準は職安審でつくる、こういうお話なんです。私職安審でその物差しをおつくりになるといふことは結構だと思ふんですが、先ほど心配を申し上げましたように、この産業政策に追従する形はやっぱりいけないというふうに思ふので、そういう点きちんと基準の中で配慮をさせていただくように要請をいたしたいと思ふます。

それから、次の質問なんです。雇対策法二十一条の大量雇変動の場合の届け出義務が規定されておられるわけなんです。これは先ほど五十一年度に四百件だといふふうにおっしゃったわけですが、この場合、希望退職の場合は除外されておるんですか入っておるんですか。

○政府委員(北川俊夫君) 二十一条の届け出で、

純然たる自己都合あるいは労働者の責めに帰すべき事由で解雇された場合というものは、対象から除外をされております。ただ、人員整理を行います場合には、形は希望退職を募集するという形で、実際はこれは会社都合という形のものがかかりございまして、そういう場合の自己都合退職につきましては、この届け出の当然対象の中に含めて報告をいたしてもらっております。

○浜本万三君 我々、いま思ふに、結局、労働省は企業に対して希望退職について届け出義務を課しただけではどうもぐあいが悪いんじゃないかという気がしてなりません。そこでさらに一歩これを進めまして、大量解雇を積極的に規制するような、できれば法制面を含めた措置を検討する段階に来ておるんじゃないかと思ふんです。大臣は、衆議院の社会労働委員会では、外国の例にならって研究したいと御答弁されていらつしやるんですが、これは非常に重要な問題でございまして、重ねて大臣の御答弁をいただきたいと思ふわけなんです。私は、むしろ積極的に検討するといふところまできょうの答弁を進めてもらいたいと思ふます。

○国務大臣(石田博英君) 確かにいま御指摘のようなお答えをいたしましたし、そういう考えに現在も変わりありません。そのことは、いま御指摘のように検討をするという意味でございまして。ただし、これはいろいろ歴史的な慣行、その及ぼす影響そのほかを配慮しなきゃなりませんし、すでにそれに類似のことを実施しておる外国の例が、どういふ実態的影響を及ぼしているかということも調査をいたさなければならぬ。大量の解雇が行われないような方途を見出すのが私どもの責任であると考えております。

○浜本万三君 前よりは、衆議院よりは多少前向きな御答弁のように承ります。それから次は、例の雇用安定事業、二つの柱で成り立っておるわけなんです。これ十月一日から施行されるといふことで、現在の景気変動や

産業構造の変動に對してしましてどの程度対応できるんだらうかという疑問がまだに解消できないんですが、見通しはいかがでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) これは私たちがいまの段階での程度というものは申し上げられませんが、五十年に、いわゆる一番不況のときに雇用調整金制度というものを発足をいたしました。私たちがかなり失業の防止に役立ったと、こう考えております。当時、大臣等が国会で答弁をされたことを引用いたしますと、大体二十万から三十万の失業の防止ができたのではないかと、こういうことを答弁をしておられますけれども、そのことからは雇調金制度よりもさらに内容の充実をいたしておりますので、それにまさるとも劣らない効果を発揮することを期待をいたしておるわけでございます。

○浜本万三君 次は、訓練事業の問題なんです。これは先ほど目黒委員にもお答えになりましたんですが、私の方から特にこれ要望を申し上げておきたいと思ふます。この訓練の適用条件というものをさらに拡大する必要があるし、それから施設を含まして内容の充実を図る必要もあると思ふますので、これらに對してはさらに積極的な施策を講じていただきたいといふことを要望いたしておきたいと思ふます。

それから次は、雇用安定事業など四事業を効果のあるものにするためには、関係労使の意見を十分反映した適正な運営が図られなければならぬ。そういう意味で、十月一日以降施行される本法に對しては、労・公・使三者構成による専門機関の設置でもって具体的なこの推進を図っていただきたいというお話がございました。その具体的な構想があれば伺いたいと思ふわけなんです。

んと固まりつつあるように思っております。

○浜本万三君 趣旨を全く貫くような、そういう委員会をぜひつくっていただくようお願いを申し上げます。

それから、雇用保険法は五十年四月一日から施行されましたが、その際に五人未満の事業所にも適用されるということになりました。これを全通というふうに申しておるわけでございますが、しかし現在この未加入の適用事業所が非常に多いと伺っております。私は広島でございまして、事業所が六万二千ぐらいありまして三万程度しか適用されていないということ。全国的にも推計で百万件だといふふうな労働者から何っておるわけでございます。そうなりますと、加入漏れの労働者や失業者などは当然この被保険者にならないと不利益な取り扱いを受けるわけでございますが、これらに對しては労働省はどのような対処をなさっていらつしやるか、伺いたいと思ふます。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕

○政府委員(北川俊夫君) 今後、未適用事業所に対する適用については格段の努力をいたすことといたしております。それから先生御指摘のように、未適用の段階でその雇用労働者が解雇をされた場合等につきましては、適用の遡及につきまして事業主に届け出をさせますとともに、失業給付につきましてはさかのぼって支給をするというふうな措置を従来も講じておりました。

○浜本万三君 結局、百万件もまだ未適用の事業所があるというところは、大変大きな問題だと思ふんです。本来、全部が適用されなきゃならぬのに半分しか適用されてないというのには、法施行後二年をたつておるのに、これは経営者が悪いのか労働省が怠慢なのか、いずれにしても保険者であります責任は労働省にやっぱりあると思ふわけでございます。

そこで、なぜこうなったかという原因はどうしてもやっぱり究明しなきゃならぬ。私が思うのに、労働省がもとと失業給付を締められた時期がございまして、

ざいますよね。昭和三十九年八月の例の適正化通達なんていうのも、われわれこれは悪い通達だという事で当時の労働省の関係者の皆さんに強く反省を求めたわけなんですけれども、そういう問題もあると思うんですが、また経営者の方がサポートおるといふ問題もあると思います。それから労働者の権利意識が薄いという問題もあると思います。しかし、最も大きな責任は、労働者がしつかりPRをいたしまして全通になるようなそういう施策を怠ったところに最大の責任があるんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。どこが一番大きな問題点があったのか、労働省はどういう反省をなさっておられるのか、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(北川俊夫君) 新適用になりました零細企業の把握が不十分であるという事は御指摘のとおりでございます。ただ、先生御承知のように、これら零細企業はその数がきわめて膨大でございます。かつ、一方で昨日できたかと思えばまたその後ですぐにかわりのものがつづれておるといふような変動も激しゅうございまして、なかなか五十年の四月から全面適用になっておりましたも、その把握が不十分だということも、そういうところにも若干原因があるかと思っておりますが、やはり先生御指摘のように、行政機関としまして格段の努力をさらに一層すべきであるという点につきまして、私たちが十分把握をしておるところでございまして、このためにまずなかなか個々の零細企業を把握することが困難でございまして、集団で、たとえば事務組合の形で把握をするというふうなことも一つの手法としてこれからさらに検討したいと思っておりますし、さらに私たちの事務体制としまして、もっとそのための職員体制、増員等を図りまして、体制を整備する、あるいはそのいろいろの事務の煩瑣を簡便にして、零細企業の方からも手軽に加入をさせていただくための手続の簡素化、そのための合理化というふうなものもあわせて図りまして、法律で決めておりますところの全面適用の実効が上がるように

さらに努力を重ねてまいる所存でございます。○浜本万三君 政府の統計を見ましても、窓口に来る失業者の数が三百二十万人、そのうち離職票を持つておる者は百六十万人と私は伺っております。つまり、これは半分ほどは離職票を持つていないということですね。これは適用事業所でないということ、つまり労働者が救済されないという事になっておるんじゃないかと思っております。数字の上から見ますと。したがって、そういう失業者を救済していかなきやならぬ。しかも、法律は厳然とある。そういう中でやはり政府がもう少し責任を感じてもらわなきやばくはいかぬと思っております。もうちょっと物事が進むように叱咤督促を願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石田博英君) 私自身も職業安定所に出かけまして、その推進に努力をするよう督促をいたしております。一つには、私どもの方の人不足の問題がありますが、もう一つには、いま局長が申しましたような使用者側の不安定性、それから使用者側の自覚のなさ、自覚があっても自覚不安定であるとか、それから業種が非常に飲食店とか、そういう風俗営業的なものが非常に多い、そういう点にも問題がやっばりありまして、非常にまた業態が数が多過ぎる、そういうところの問題がございまして、そういう点の把握のために、いま申しましたような事務組合等を推進してまいりたい。これは全力を挙げて督促をしておりますけれども、何しろ町をお歩きになっておわかりのとおり、千差万別で仕事がおみんなくなっております。ううあつたかと思ふときようはもうない、そういうふうなところも非常に多い。極力努めてはおりますが、そういう実情もひとつお察しをいただきたいと存じます。

りそれを救済する措置が法的には講じられることになっていくわけですよ。ところが、それもおやりにならない。使用者の方も消極的だ。結局、期間がたつて従つてその労働者は生きていけないわけなんです。ですから、次の就職の機会をみずから見つけて、あるいは安定所のあつせんに従つて次の職場に移っていくと、こゝろなるわけですよ。結局、その労働者は強制権のある法的な制度の中で救済されるべきものがされないで泣き寝入りになるという事は、私はこれは事情を察してくれと大臣がおっしゃつても察するわけには私はいかないと思ふんですよ。

○政府委員(北川俊夫君) 先生先ほど御指摘の、安定所の窓口の求職者とそれから離職票所持者との割合が半分にも達していないじゃないかという御指摘がございまして、数字ではそのとおりでございますが、実態は実安定所の窓口に参加する者は、在職でありながら転職希望というのものがござ

いますし、あるいはまた、当然適用事業所でありませぬ、いわゆる受給資格の六カ月間在職しておらないというような事態もございまして、その数字の差そのものが未適のための数字であるというふうには私たちは考えておりませぬ。ただしかしながら、御指摘のように、大変把握の実態がよくございませぬ、そのために強制適用の事業所でおる労働者が不利益をこうむる事のないように、したがって、離職をしていろいろ安定所で相談をいたしました際に、当然適用事業所の労働者で保険に入つておらないという場合には、その事業所に対して保険の適用をいたしますとともに、労働者に対しては失業給付の当然給付を早急に行う、こういう手続を指示をいたしております。安定所でもその方向で最大の限の努力をいたしております。○浜本万三君 いずれにしても、ぼくはやっぱり窓口の人手が足りぬのじゃないかという気がするので、熱意の問題もあるでしょうが、人手も足りないんじゃないか、こう思います。

そこで、労働省の方の人員問題はどうかおるだろうかというので、多少関心を持っております。資料を調べてみました。一番明確に出ておりますのが、「これが労働行政だ」という全労働の単行本ですね、これを見ると、これはいけぬなというふうな、ぐあいが悪いなというふうに私痛感したわけですよ。一々内容は、もうすでに大臣御承知です。それから申し上げますが、そういう気がいたしました。また全通の問題だけを考へてみましても、先ほど言ったように、窓口で相当やっばり失業者を救済するための行動の余地があるわけなんです。強化をしていただかなければならぬと思うわけですよ。また、いまのように求人倍率が二人に対して一人だ、〇・五だという程度で、状態、ないしは大臣が非常に重視されておられるところの不安定雇用者ないしは中高年齢者の雇用状況というのを見ますと、特に中高年齢の場合には十人に一人とか十人に二人とかいうふうな求人

倍率が報告をされておるわけなのでございますので、そうなりますと、窓口に座っておるだけじゃやっぱり問題の解決にはならぬと思うんですよ。むしろ片外活動を積極的に行っていたら、全体的な情報を把握される。それから求人状況をつかまれる。求職者の希望もつかまれる。そういうふうな活動を展開いたしました。この雇用安定事業に大いに貢献をいたしました。この雇用安定事業は私だけじゃなしに、すべての人の希望だと思っておる次第でございます。そういう意味で、先ほど人手もふやさにやらぬ、要員もふやさにやらぬということも局長がおっしゃいましたので、私はその意味では全く積極的にお答えいたしておるので満足なわけなんです。ところが、過去の状態を調べてみますと、衆参両院では何回も増員決議が行われておる。ところが、実際は定員法の問題でこの四十三年から五十二年の十年間で二千三百九人も減員になっておる。こういうことになりますと、局長の意思と結果というのとはまるきり違っておるし、また、われわれの期待する職安行政というものにも停滞を来す心配があるんじゃないかというおそれを持っておるわけなんです。そこで、もう一回大臣の方からきちっとそういう点はわれわれの要請にこたえてやりますというところをお答え願いたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) これはあらゆる機会にお答えをしておりますが、全体としていわれる安い政府をこしらえるための行政改革の方向というものについては異存は私もありません。しかし、それぞれの業務の実態との関連がどうしても必要でありまして、職業安定行政だけでなく、基幹行政、監督行政の面におきましても、対象事業所が著しく増加をいたしておるわけがあります。特に雇用政策を推進いたしますためには、いま申しましたように、机の上で座って書類や電話だけで処理できるものでもありません。事務の簡素化あるいはまた機械化、そういうものを極力実施はいたしておりますけれども、やはり第一線の業務に携

わる人々の充実、増員というものは私どもは必要だと考えております。したがって、予算折衝等において私は異例の直接——最終段階に至らない前に、異例ではございましたが、関係筋に対してそういう一線の監督官、あるいは職業安定所の職員等の増員を求めたのであります。一般的の方向には異存はございませんので、いままでのいわゆる不急不用の定員を減らして、それを必要なところにできるだけ回すように努力をすべきだと思っております。これからの努力をしまいたいと思っております。

○浜本万三君 大臣の明確な御答弁をいただきましたので、時間が参りましたから、最後、御質問申し上げたい。定年延長の問題でございます。先般、衆議院社労委員会におきまして、定年延長問題についての決議が行われました。本社労委員会でも、先ほど理事会で相談をいたしました結果、衆議院にならぬままに決議をやるのではないかと、先ほどお話をまとまっておる次第でございます。したがって、定年延長問題というのは、雇用安定の政策から言えば重要な施策といたしまして、国民の大きな課題になっておると私は理解をしております。したがって、大臣もすでに国会答弁の中で現在の定年制の慣行を助成することは必要だとお述べになっていらつしやるわけなんです。しかし、現在の定年延長奨励金制度、さらに行政指導の強化によって六〇歳の高齢者雇用率の達成を目指すということもあわせておっしゃっていただいております。その程度では問題の解決にはならぬのじゃないかと思っております。したがって、六十歳以上の定年延長をするために、より積極的な施策を私は望みたいと思っております。少なくとも六十歳以上の定年を実現させるように、大臣がいつも言われるように労使の自主的な努力もまたなきやなりません。定年延長のときれば法制面での検討も早急にいただきたいという、私は希望があるわけなんです。また、これまでの政府の経済社会基本計画とか、あるいは社会保障制度に関する勧告などを見まし

ても、いずれも六十歳定年ということと年金という問題を重要な関係があるものとして位置づけられておるように思っています。したがって、政府の方とされましてもより積極的に定年延長の問題について努力をいただきたいと思っております。大臣からお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(石田博英君) これは五十五歳定年というものが現在の事情に合わないものであるということとは、わざわざ議論するまでもないことだと思っております。で、雇用問題が、中高年齢層の雇用が最大の問題であるという事は、しばしば私からも申し上げておるものであります。ただ問題にならない制度であることは言うまでもないのですが、残念ながらこれが長い間、平均寿命がぐんぐん延びているにもかかわらず、長い間の慣行となってきたこともまた事実でございます。そういう人事管理體系あるいは賃金原資の分配の方法、中高年の人たちが定年だけ同じ企業の中で延長いたしましたとしても、そのために地位の低下とかあるいは待遇の低下とかというものを伴ってそのまゝになりますと、これは果たしてそれがその人にとっていいことやら悪いことやら、いろいろの仕事によって違ひがござります。現在の状態では、依然として五十五歳定年を実施しているのは大体五二〇前後、六十歳定年になっているのが三二〇前後、基本的には厚生年金の受給開始時期とつながるべきものだと思うのであります。六十歳の定年の実施を目指したい。ただ、五十五歳定年を依然としてとっておりますところは大企業に多い。この場合は、大企業が下請関連その他のところに移していくというような運用の方法をとっていると、これもあります。最近はいろいろの工夫がこらされておるようでもあります。そういう風潮の何と申しますか広がりをおられるのを期待いたしますのであります。先般、衆議院で行いました決議のときは、そういう風潮の助長に非常に大きな影響を与えらるうと思っております。ただ、にわかになれを法制化したしますと、人事管理體系に大きな動揺を来します。また、すぐに同じ条件で適用し

がたいところもござりますので、そういう風潮の助長に極力努力をすることにしまして、できるだけ早い実現を期したいと思います。

○浜本万三君 時間が来ましたので、最後に要望を申し上げておきます。雇用安定事業は、やはり大きく分けて雇用安定給付、失業給付、給付の面では二つあると私は思うのですが、ところが最近の傾向を見ますと、雇用安定政策というところ、失業給付の面が後退をしておるのではないかと、そういう疑いを持たれておると思うのですが、そういうことのないように、きょう時間がないので、その点申されませんが、両面あわせて積極的な施策を推進していただきますように要望申し上げます。

○委員長(上田哲君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十九分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(上田哲君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。本日、今泉正二君が委員を辞任され、その補欠として福井勇君が選任されました。

○委員長(上田哲君) 午前に引き続き、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○柏原ヤス君 最初に短期雇用の労働者についてお聞きいたします。

その前に、雇用保険法が提案されたときに、短期雇用の労働者のことについて私が質問をいたしました。それに対する御答弁に間違いがないかというところを確認させていただきます。この議事録にもございますが、私の質問は、この雇用保険法において特例が設けられました。

それは、六カ月以上の季節労働者については一時金五十日分を支給するということですが、これに對して私は、ILOの四十四号条約を引いて、特例を認めているのは六カ月未満の者に限るとなっているのに、六カ月以上の特例としているのはおかしいではないかと質問いたしましたわけ

それに対する御答弁は、要点だけ申し上げますと、四十四号条約では確かにそういうことになっているが、百二号条約では特に六カ月というような限定なしに、季節労働者について特例を設けることができることとなっている。また、給付期間についても、百二号条約では、その給付期間などについても特例を設けることができるということ

○政府委員(北川俊夫君) 百二号条約につきましては、二、三年前にもたしか政府として批准したものでございますけれども、社会保障関係の条約としましては百二号条約が最新のものとござい

○柏原ヤス君 そこで、私が納得できないわけなんです。というのは、御答弁のように、百二号条約の点で御答弁になっているわけですね。ところが、その百二号条約の中に七十四条、ここに、「この条約は、いかなる現行の条約をも改正するものとみなしてはならない。」というふうなことがござ

○政府委員(北川俊夫君) ちょっと私手元には先生御指摘の条文を持っておりませんので、的確なお答えになるかどうかあれでございますけれども

も、百二号条約というのは現在の社会保障に関する国際的基準を網羅して定めておるわけでございますけれども、その条約そのものが過去にILOで採択した条約と抵触することはなく、この趣旨の条項、先生の御指摘の条項はそのようでございます。四十四号条約で、この短期季節労働者の労働者に対する受給の要件が、私たちがちょっと現在勉強不十分でございまして申しわけ

○柏原ヤス君 非常にあいまいなお答えのようです。それから、それはしっかりと調査をしていただきたい。そこで、私もこうやって御質問を申し上げる以上は、一応は調べたわけでございます。それで、四十四号条約というのは六カ月未満の者に対して特例を設けるということが示されているわけですね。それを百二号条約で勝手に改正してはなら

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘の条項は、百二号条約の中には七十四条、ここに、「この条約は、いかなる現行の条約をも改正するものとみなしてはならない。」というふうなことがございまして、これをどう解釈していらっしゃるのかお尋ねしたいわけなんです。

○政府委員(北川俊夫君) ちょっと私手元には先生御指摘の条文を持っておりませんので、的確なお答えになるかどうかあれでございますけれども

内容から考えれば、そちらの御答弁はおかしいというふうになりますね。けれども、いいんだというふうな言い張っていらっしやいませんで、よく御研究いただきたい。それで、あくまで特例は六カ月未満の者に限るんだということをここで

○政府委員(北川俊夫君) 先ほどお答えいたしましたように、よく条文内容を研究いたしました。また先生にお答えいたしますが、ちょっと私申し上げておきたいのは、北海道の季節労働者の問題について、季節労働者というのは果たして失業であるかどうか、毎年毎年繰り返し一定時期に必ず職から離れるかどうか、保険法上の失業として扱

それから、なおや蛇足的な考えでございますけれども、百二号条約につきましては日本政府としては批准をしておりますけれども、四十四号条約については形式的なことではございますが批准はいたしてございまして、そういう点も含めまして、よく事務的に検討いたしました。先生の御質問に對して後刻お答えをいたしたいと思います。

○柏原ヤス君 次に、パートタイムの雇用保険適用についてお聞きしたいと思います。これはパートタイムの問題で、昨年の十月二十一日のこの委員会で質問いたしました。保険の適用についていろいろとお答えいただいたわけなんです。で、答えてくださったのが婦人少年局長の森山さんなんです。おいでになってない。お

○政府委員(北川俊夫君) 森山局長が答えましたその強制保険の中には、当然雇用保険法が入っております、こう考えます。

強制適用の保険はちろんのこと、それ以外の保険もできるだけ加入するように勧められておりますという、非常に前向きな御答弁だったわけなんです。それで、ここでもう一度お聞きしたいのは、強制適用の保険はちろんとおっしゃった、その強制適用の保険という中に、雇用保険法はちろん入っておりますね。

○政府委員(北川俊夫君) 森山局長が答えましたその強制保険の中には、当然雇用保険法が入っております、こう考えます。

○柏原ヤス君 そこで、私も本当にパートタイムの人たちの立場に立って、よかったです。思っております。それで、雇用保険法に関するいろんな通達などを見たわけなんです。で、私が拝見したこの通達は、森山さんがお答えになったよりも一年前の昭和五十年三月二十五日に雇用保険法の全面実施に伴う施行通達として相当分厚なものが出ていますわけなんです。それで、この中を見ますと、ちょっと意外に思うところがあるわけなんです。というのはこの「雇用保険法の施行事務について」というところですが、そのところの「被保険者の範囲」というところに、ロと

○政府委員(北川俊夫君) ございまして、私非常に疑問を感じたわけなんです。それでこの「なお、」云々のところを御説明していただきたいと思っております。

○政府委員(北川俊夫君) パートタイムの就労実態は、先生御承知のように種々さまざまございまして、雇用保険におきましては一定の基準を設けまして臨時内職にしか就労しないもの、とい

保険者の期間を決めておるわけでございます。で、このなお書きにつきまして、そういう趣旨の意味のことを言っておりまして、結局、離職後においてパートタイマーに徴すると、その保険の受給を得る資格のないようなところしか働かないんですよというふうなことをおっしゃる方につきましては、そういう指導を十分すべきである、というようにここで明記をしておると私は存じております。

○柏原ヤス君 私はそれは非常に親切らしいお言葉なんです。まあわかりやすく言えば、保険の掛け捨てをするのはかわいそうだと、だからそういう人は入らない方が得ですよ、いいんですよ、また事業主もそういうことをよくわからしてあげなさいと、こういうことですね。ところが、私の考えはその反対なんです。はつきり言えば、パートの者はなるべく加入させないようにしなさいというようにどうしてもこれ受け取れるんです。というのは、「短時間就労者に対する雇用保険の適用に際して」と、これはパートの人たちに対して、ということですね。また、「離職票の交付に際しては、その者が離職後において短時間就労を固執することによって当該労働市場の状況等から判断して再就職が困難と認められる場合には、短時間の就労を固執することのないようあらかじめ事業主等を通じて十分に指導しておく。」というふうなことで、だから、あなたはいまパートでやっているけれども、今度は次にまた再就職をする場合には、またパートで働きたい、こういうふうなパート、パートと言ったってパートの職場が必ずあるわけじゃない。パート、パートなんて言っていないで、この次勤めるときはフルタイマーを希望しなさい、こういう指導をしないというふうなことでしょ。はいと言ったら、はいとこういうふうな言ったら、雇用保険には入れてあげると、はいと言わなかったら雇用保険には入れないというふうなことで、はいと言った人は入れてやると。はい私はいはパートタイマーがいいからずつとこれからパートタイマーでやっていきます、そういう

あなたは入れません、言外にそういう威圧的なものがどうしても私は感じられるわけですね。パートは雇用保険法によって加入させないようには、それでパート、パートですらうとやっていたいという人を、その事業主が何もフルタイマーにこの次はしなさいなんてどうして言わなきゃならないんですか。この次どういふ職場を自分が希望しようとするのは本人の自由であって、フルタイマーを希望するんだら雇用保険に入れてあげます、だれだって雇用保険に入りたいわけですよ。だから、入りたいと思つたら次の再就職の場合はこういうふうにしなさい。何か、私は事業主がそこまで本人の再就職の問題を云々する必要があるかどうか。それは事業主にお説教されなくたってパートがいいと思つている人も多いから、やむを得ずパートで働いている人も非常に多いわけでしょう。それを雇用保険に入れる入れないという、その場所、そういうことを条件なみに出して、そして本人にはいと言わせるような、そういう行き方、これははなまりますよ。また、パートタイマーというのは私はいい制度だと思つて、職場によつては、また、婦人の場合は特に家庭というものがあつたので、パートというものが適切に行われれば私は非常にいいと思つて、ですから、この「なお」というのはどうしてこんなことを言わなきゃならないのか。しかも、いやそうじゃありませんよと、さっきおっしゃったように、保険の掛け捨てがないように、掛け捨てするとかわいそうだから、そういうことを注意してあげなさいという意味なんだと、こういうふうにおっしゃっていますけれども、その後(イ)、(ロ)、(ハ)と、パートだつて何でもパートでいいというんじやなくて、パートという内容についても(イ)の場合、(ロ)の場合、(ハ)の場合、こういう条件に合っているパートならば雇用保険法が適用されるんだと、相当厳しい条件をパートタイマーの人に着せているわけですよ。それだけで十分じゃないですか。それを「なお」と何で言わなきゃならない

のか、こう私は思うのでお聞きしているわけなんです。

○政府委員(北川俊夫君) 臨時とかあるいはパート、日雇い、そういう方々の不安定雇用をなくする、そのためにいろいろの施策を講じろという御主張がむしろ強うございました。私たちはあらゆる機会にそういう不安定雇用の方が通年雇用になるような行政指導をいろいろやっております。その一つのあらわれがここにおきます通達のなお書き以下でございます。私たちはパートタイマーの方が今度就職する場合には、事業主等を通じてできるだけ通年雇用、常用雇用、そういうことを希望していただくわけでございます。先生が勤めてこれの裏として、じゃパート、パートでいゝ者は雇用保険としては入れないのかという点については、そんなことはこの文言でおわかりのように、私たち考えておりません。むしろ、パートという名前前で繰り返しておつても、実態が常用と同じ(イ)、(ロ)、(ハ)の条件を満たしておるならば、当然これは雇用保険の適用にいたす、強制適用の対象だと、こう考えて今後とも指導してまいる所存でございます。

そんなこと関係ないじゃないですか。パートタイマーを幅広く雇用保険法にやはりフルタイマーと差別しないで入れてあげるように指導しなさい、こういうことでは。これは私はどうしても逆だと思つた。そういうときに、雇用保険法が適用されるかされないかというのを決めることですよ、そういうことをそこに出してくるということは、(イ)(ロ)だけで十分じゃないかと思つた。

○政府委員(北川俊夫君) 先生の御主張も、あるいはそういうお考えがあらうかと思つたけれども、この通達全体の流れとしましては、たとえば先生御指摘の条項の一番上に、イの項の「すなわち」以降で、「適用事業に雇用される労働者は、下記(3)の「被保険者とならない者」に、すなわちこの限定された条件に該当しない限り、その労働者の意思にかんがわらず、被保険者ですよ、こういう言い方をしておるわけでございます。適用事業につきまして、こういう考え方で、実態さえ備えておれば当然強制適用されるんだと、こういうのが大原則でございます。

ただ、パートタイマーの方がそういう離職票をもらわれるときとか、あるいは雇用保険の適用に際しましては、われわれ雇用政策の一環として、常用化を進めるといふことはこれからは必要だと思つて、そういう趣旨でこのなお書きがあるわけでございます。これによりまして、パートタイマーで実態は常用労働者と同ら変わりのない方も適用の外に追いやるようなことは一切いたしておりませんし、今後ともそういう考えはございません。

○柏原ヤス君 ところで、また重ねてお尋ねするんですけれども、資料の提出をお願いしたわけなんです。この通達のことについて。そうしましたら、ここにいただいておるんですけれど、肝心な問題になる「なお」というところの部分を抜いて、それで私のところに資料を寄せておるわけなんです。でも、私も肝心なところが抜けておるので、一体どうしたのかしらと思つて、これは私は抜けて

○委員長退席、理事浜本方三君着席

本人だつてパートをい、と思つてない。フルタイマーの職場があればそつちを希望しているんですよ。それをまたおっしゃらなくてもいいと思つたのです。しかも、これは雇用保険の適用者にするかしないかというところを決めるときに、「なお」というなお書きで、パートタイマーをすつとやつていこうとすれば、そういう人は雇用保険の適用からはやはり外されますよということじゃなく、雇用保険法を適用させるかさせないかというときの注意事項でしょう、これ。そのときにパートタイマーよりフルタイマーにしなさいなんて、

いる方が結構だと思えますよ、こんなものがあることは非常に問題なんです。それを抜いて、そこがない資料を労働省として国会議員に下すたわけですね。けれども、私はある雑誌を見て、そしてその「なお、」というところを拜見したわけなんです。しかも、これは一番新しい資料ですよ、ね、「なお、」の抜けているところ。私が勉強で見たのは雑誌でもありますが、昭和五十年三月二十五日に出しているわけですから、ずいぶん月日があつてますね。だからその途中に、「なお、」というところは事業主に対して十分に指導しようという、非常に誤解の起きやすい内容だから、私が感じたように労働省も感じて、これを取って、そうしてよりよいものをさらに通達して、そしてここに出してきたんだと、善意に解釈すればですね。ところが、私は非常に不愉快に思ったわけですね。労働省で出す資料が、問題のところをまるで削って、そして突っ込まれないように出したんじゃないかと、勉強不足の私に対して年じゅうそういうことをやっていらつしたのか、やっていらつしやらないのかは知りませんが、私はこの点をはっきりお答えいただきたいわけですね。

それで、この資料が非常に作偽的なんです。よね。抜きましたということが全然わからないようにね、いかにも元本をリコピーしたようにちゃんと寸法まで合わせて、それで出している。で、私は労働省というのはそんな秘密を平気でやっていると、かしらと、こういうふうな思ふと、私が「なお、」というところに固執せざるを得ないわけですね。やっぱり何か労働省はこの「なお、」という強圧的なパートタイムの人を雇用保険法から適用させないよう解釈できることをちゃんと知っていて、それでこういう資料として出してきたんじゃないのか、こういうふうな受けとめて、どうしてもしつかりしたいと、こういうふうな思ふとお尋ねするわけなんです。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちは、先生の御指摘のようになお書きがこの資格要件の問題点だという意識が全くございません。資格要件というものはこの「なお、」というのには関係がありませんので、資格要件、被保険者の定義ということになりますと、先生にお渡ししたこの資料、この資料は実部内で私が国会答弁するために職員がつくつてくれる資料でございます、これさえ備わつておれば資格要件が合うと、こういうものでございまして、したがって、なお書きについては資格要件、資格の決定とは全く関係のない事項、先ほどの常用化促進のための行政指導の方針をうたつたおのりだけで、そういうことで何ら他意がございませんで、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 それでは、この「なお、」というところは、パートは加入させないという意味ではないんだというところをはっきりおっしゃれませぬ。けれども、ここで言っただけじゃ私ほだだと思ひますよ、私は森山さんにもまかれちゃったんですから。だから、その証拠として局長さんの手元にもこの「なお、」というものが無いものを使つてらつしやるんじゃない。だから、この「なお、」というところではなくして、もらいたいと思ひますね。「なお、」というところは局長さんの手元の資料にもないんだから、通達にも「なお、」を消した方がいいですよ、これ、そうじゃないですか。それを私は通達から削除するようにしていただきたい、こういうふうな申し上げます。非常にこの「なお、」というところは通達としては問題なところだと思ひますよ。そこで、事業主に十分に活字だから大きい字で書いてありませぬけれども、十分に指導して、ですから、相当なものですよ、これ。それで局長さんの方は、その問題のところは削除しているんじゃない、私は本当にパートタイムを守る監督が労働省としてできるのかどうか、そう思ひます。ですから、監督ができてないんですから、自分の手元にもその「なお、」という問題のところを見ていないんですから、それで通達には強烈な感じを与えるような文章として届いてるわけでしょう。ですから、そこをぜひ取つていただきたい、いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちは、先ほど申し上げておきますように、雇用政策の方向としていかなるであろう機会をもつかまえて暫定雇用の解消というところでいろいろの行政指導をやる必要だと思つております。したがって、パートタイムの離職票の交付あるいは適用に際してこういう指導をやることは、やはり必要だと思ひますので、なお書きを削れとおっしゃる点につきましては、大変残念ながらそういうことは私たちがしてはできないと思ひます。ただ、先ほどからお答えしておりますように、パートタイムが、名前はパートであつても実態が常用労働者とならざるに、ここに掲げております(イ)、(ロ)の要件を備えておれば、なお書きとは関係なしに受給資格を有する者であるというところは、これは森山さんもお答えになっておるとお思います。私もここで明らかに申し上げる次第でございます。そういう趣旨が徹底するように、今後下部に機会を通じまして周知徹底をさせるようにしたいと思ひます。

○柏原ヤス君 あなたの手元にも「なお、」が削られているのです。私に下つたのもなお書きが削られているのですから、一番影響を与える通達のその現場になお書きを削らなさいと、これは私は取り消しません。それで、大臣もいろいろとお聞きいただきたいというわけですが、この雇用保険法の適用については、パートの場合は切実なんです。で、こうした失業者が統出するときに、一番先に首を切られるのはパートなんです。そのパートがこうした雇用保険法の適用に厳しい条件をつけられるというようなことは私は非常にまずいと思ひます。特に、この雇用保険法の精神にのつた適用がされるように、パートタイムを温かく守つていけるような、その指導をもつと強めてほしい。そして、実際現場ではどうなつていくかということをはり点検していただきたいと思ひます。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(石田博英君) 雇用保険法の適用の精神というのには、おっしゃるとおりだと思ひます。それから、いま局長がお答え申し上げましたように、なお書き以下のものはその適用の条件じゃないんです。だから、なお書き以下が整わなければ適用しないというわけじゃない。ただ、あらゆる機会をとらえてその通年雇用を実施しようと思ふならば、あらゆる機会にそういうような指導、なるべくならパートでなくて通年雇用をするような指導あるいは使用者の精神、注意の喚起、そういうものをあらゆる機会にやはりやつていかないと普及しません。だから、なお書き以下はそういう趣旨であるとお理解をいただきたいと存じます。

○柏原ヤス君 なお書きの御説明は、大臣はそういう考え方だとおっしゃることは、大臣のお考えとしてわかりませんが、私が大臣に申し上げてお聞きしたいのは、パートの立場をできるだけ雇用保険法が適用されるように、私が心配しているような点もなきにしもあらずですね、絶対あなたに言っているようなことは何も心配ないよなんて私は言えないと思ひます。ですから、十分にそういうことのないように指導も強めますと、また場合によつたら再点検をしてほしいというのに対して、しましやうと、こういうふうな大臣に前向きな御答弁を期待してお聞きしたわけなんですけれども、それは何かやはり外されたような感じがします。もう一度しつこいようですけれども。

○国務大臣(石田博英君) ですから、雇用保険法の適用の方針と趣旨についてはあなたのおっしゃるとおりですと、そうお答えをまずしておいて、それから次に、なお書きのことをお答えしたつもりでございます。違つたことを申し上げているつもりではございませんし、そういう方向でやるつもりでございます。

○柏原ヤス君 次の問題に移ります。今後、わが国の労働力はますます高齢化していき、それによつて高齢者の雇用問題は非常に重要になっていくわけでございますが、そこで定年制の問題についてお聞きしておきます。

私は、四十八年のこの委員会でも取り上げました。そのとき政府は、今後五年間程度の間に六十歳定年が一般化するを目標として定年延長の

促進を図ると、こういうふうにも明確にお答えいただいたわけですね。しかし、現実にはこの目標が達成されておられません。その理由はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(北川俊夫君) 定年制延長のスピードが私たちが予期しておりましたよりもおくれしております。一番大きな理由は、やはり石油ショック以降の経済の長期的な停滞、こういうことが一番大きな理由だと思えます。それが原因となりまして、定年延長の障害になっておりますところの賃金、退職金の原資の問題、あるいは大臣が先ほどもお答えになりましたように人事上の停滞の問題、そういう問題の解消のための労使の積極的話し合いが進んでおらない、こういうような事情もあろうかと思えます。さらに、私たち反省いたしますに、これも大臣が御指摘されましたけれども、いろいろの制度につきましては奨励金制度を積み上げておられますけれども、必ずしもその体系が整備されておられないし、かつその趣旨が民間のトップレベルに周知徹底しておらない、こういうような点につきましても、私たちも今後そのために制度の簡素化、あるいは合理化を図りますとともに、趣旨の徹底を何よりも図りまして、私たちが思っておりますように、六十歳定年が一般化するよう行政上の努力をさらに続けたいと考えております。

○柏原ヤス君 厚生年金の場合は、老齢年金が六十歳からになっております。そこで、当面定年を六十歳までに伸ばすということが緊急課題になっていると思えます。そこで、これを達成するためある一つの方法もとられているようですけれども、それが余り効果的じゃないわけですね。そこで、もっと具体的な効果的な対策、そういうものを別に考えていらっしゃるのかどうか、これをお示しいただきたい。

○政府委員(北川俊夫君) 定年制延長につきましては、まず昨年十月から中高年齢者雇用促進法を改正をいたしまして、各企業で中高年齢者の雇用率六%というものを法律上明示したわけでございます。

第七部 社会労働委員会会議録第八号 昭和五十二年五月十二日【参議院】

ます。もちろん、これは努力目標ということで、それをひとつ掲げて行政指導を展開していく、こういうものでございまして、私はいまこのことが一つのてこになりまして、今後この景気の停滞の中でも定年延長あるいは中高年齢者雇用というものが進むことを強く期待をいたしております。現に、最近の定年制の調査を見ましても、徐々にではありますけれども、この不況の中で六十歳定年というものの比率が高くなっておりまして、昨日も新聞で出ておりますように、関東経営者協会の調査によりまして、六十歳定年というものの伸びがかなり目立っております、こういうことが指摘されておるとおりでございます。

さらに、いまございます定年延長奨励金あるいは中高年齢者雇用奨励金等につきましても、いま申し上げましたように、その制度につきましても余りに複雑であるとか、要件がむずかし過ぎるというような点につきましても、これを何らか改善をいたしまして、使いやすしい制度にいたしますとともに、その趣旨そのものが特に民間のトップレベルの経営者に御理解をいただいて、これが活用されるように万全の対策を打っていきたくと考えております。

○柏原ヤス君 私が前に、この問題について提案をいたしました。その提案について、検討してみますという御答弁だったので、検討してみますというふうな御答弁をいただいたのか。これはどういうふうな検討をいたしましたのか。これは労働省だけではむずかしい点もあると思えますので、政府全体で取り組むべきだと、労働省だけの問題ではないと思えます。

○理事(浜本万三君) 柏原委員、もう一回お話しください、質問してください。

○柏原ヤス君 ここにございませうように、たとえば政府が物資を購入するときの入札、また物をつくらせる、船とか飛行機などをつくる時の入札、工事を発注するときの発注先、輸入割り当て、こういうようなことを政府が行う場合に、大企業の

中で定年延長を積極的にやらないところは対象の枠から外すというふうなことがあってもいいのではないかと、こういうような提案をいたしました。○国務大臣(石田博英君) この定年制、五十五歳定年というものが現状に合わないことは、私はたびたび申し上げておりましたが、私は、それがいろいろの事情でなかなかわれわれの期待する速度に進まないのには、先ほど局長からお答えいたしましたように、長年にわたる人事管理、それから退職金とか賃金とかのいわゆる原資の分配の問題についての労使の協議、そういういろいろの問題がございまして、それから、事業の種類によっても違うわけがあります。それから、同じ企業の中で定年を延長する方が円満に管理上いくか、あるいは御本人にとつてその方が居心地がいいか、あるいは仕事を中高年に向くのと向かないのとに分けて、向く方だけを別企業にして、これは交通公社あたりで検討しているようでありまして、そういうふうにしてやった方が、五十五歳を超えて格下げをされたりなんかされるよりは、いままで使っておった人に逆に使われるよりは、別の方に行つた方がいい場合もあるわけでありまして、中高年の雇用促進を同一企業内の定年延長としない場合とが出てまいります。そういうことをあわせて実態に合せていかなければなりません。たとえば妙なお話をいたしますけれども、年月日をはけると次第に延長になってきた。私は労働省に初めてまいりましたのは、いまから二十年前であります。二十年前は次官が四十代の後半でございました。いま次官は五十五歳でございまして、そういうふうな二十年たちますと、それがよどみなく人事管理がずつとそれで沿って延びていくわけでありまして、それを一遍にここでストップして六十歳まで働かせるから、あとのやつはそれまで待てということになりますことは不自然な面もあるわけですね、そういう強制的なものを背景とするのではなくて、要するに中高年の雇用促進というものが現下最大の雇用問題であるという共通

の認識の上に立って、その運用はそれぞれの実情に応じて配慮してもらいたい。先ほどもお答えいたしました。最近の求人広告の中で、中高年齢者だけを対象とする求人広告が、身体障害者だけを対象とするのと同じようにふえてまいりました。で、大企業の場合は子会社とか関連企業に行つた方が人事管理上都合がいいというような場合もあり得るわけでありまして、一律の強制的な問題をいま実施するのは実情に合わないじゃないか、こう考えておられるわけがあります。

○柏原ヤス君 次に、北洋漁業の漁業規制に伴う漁船乗組員並びに関連業の失業雇用等の実態について御報告をいただきたいと思えます。

○説明員(小粥義朗君) 北洋漁業関係漁業従事者の全体の数につきましては、ソ連二百海里水域内とそれと北方四島周辺水域、両方合わせましては、約十一万四千ぐらいの数というふうな承知をいたしております。ただし、その中には、たとえばサケ、マス等の漁期が終わった後イカ釣りの漁業に従事するということ形が重複する部分もございまして、実数としてはその十一万四千程度の約六、七割見当というふうな水産庁等からも聞いておられるわけでございます。今後、二百海里問題、いま日ソ交渉の中でございまして、結果を見なければわかりませんが、どの程度の影響が特に雇用面に出てまいりかねないのか、その交渉結果等を踏まえながら至急に検討をいまい急いでおるところでございます。

○柏原ヤス君 北海道の市長会の調査によりますと、水産加工業の従業者は約二万人と聞いております。そして、全面休業が事業所の四〇%だと、こういうことを承りましたが、簡単にこれを計算しますと、八千人がその影響を受けていると単純な考えで考えられますが、その実態をつかんで緊急対策をとる必要があると思えます。その点についていかがでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 北海道の実態につきましては、水産加工業を中心に実は四月の中旬に労働省から担当官を派遣をいたしまして、いま先生がおっしゃったような実態を把握をいたしております。

す。私たちの把握によりますと、水産加工でサケ・マス等の関係が北海道で約四万人程度ではないかと把握をいたしております。全面休業はおっしゃる通りに事業所の四割程度と、この把握をいたしております。したがって、こういう事態に伴いまして、この五月一日から水産加工、それから木箱あるいはサケ・マス等を専門に運送をする運送業等八業種につきまして、雇用調整給付金の業種指定をいたしたところでございます。

○柏原ヤス君 また、雇用保険の適用されてない臨時の従業員、また労働者、非常に多いと思いがすが、こうした人にも政府の手が差し伸べられなければならないと思いがすが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 雇用保険の当然適用事業であつて、事業主の怠慢によりまして保険の適用を受けておられないというような労働者につきましては、先ほども答弁申し上げておりますように、そういう事態がわかり次第雇用保険の適用を図りますとともに、当該労働者にはさかのぼって離職のときから保険給付ができるように措置をいたしておるところでございます。なお、臨時、パート、保険そのものの適用を受けない労働者につきましては、現在実態を把握をいたしておりますので、その実態の把握の上に立ちまして、適切な措置を今後講じてまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君 次の問題に取りかかりたいのですが、ちよつと時間半端になりますので次の機会に譲って終わりにいたします。ありがとうございます。

○内藤功君 最近、私もいろいろ見聞きする中で、職業安定法の四十四条違反、それからそれに関連して労働基準法の六条違反、二十四条違反、こういう事実が大分ふえてるようでありまして、一ころは造船関係でありましたが、いまはたとえ民間放送、テレビの部門、あるいは国際的な航空会社ですね、こういうところでふえておる。これはどういうのかという、大体お調べだと思

います。親会社と下請会社とそれから下請の労働者というのがある。親会社と下請会社の間は請負契約、下請会社と労働者の間は雇用契約になっておる。そして、その下請の労働者が親会社に何と云うか派遣をされているという形なんです。ただ、実際親会社の中ではもうその正社員と渾然一体といふべき実情の中で、その親会社の指揮命令、監督を受けている。まあ従属関係にある。もう一つ従属関係を言うと、採用されるときも履歴書は結局親会社に行っている。それから、面接試験のときに親会社の人が立ち会つて、ああこの人ならいいでしょうなんて言つて親会社が決める場合もある。従属関係というのは採用時と採用後の関係だと昔から言われていたのが、従属関係が十分にある。裁判所の事件になっているのもありますが、いまここで問題にするのは、そういう実際上はもう親会社の労働機構に組み込まれている人が、実際はその下請会社から派遣なんという形になっている。これは多分に職安法の四十四条の違法な労働者供給事業、あるいは労基法六条の「中間搾取の排除」ですか、さらに二十四条の賃金の直接一時払い、こういう条項に違反する疑いも多々あるのじゃないかと思う。労働者としては職安なり労働基準監督署なりの現場を通していろんな報告を受けておると思うのですが、この実態の概要と法律運用の上での一般方針というものはどういふふうにかこれに臨んでおるかということをもつて伺つておきたいです。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御指摘のように、最近放送、テレビあるいは航空会社等におきまして安全法に抵触するおそれのある事実といたしまして、安全法に抵触するおそれのある事実といたしまして、私たちが把握をしておりますものが若干御紹介いたしますと、たとえば東京12チャンネルでテレビ制作に当たつての照明あるいはVTR、カメラ操作等の業務を下請業者にやらせておりました、それを直接放送会社が指揮をしておる、こういうような事態がございまして、これに對しましては東京都の職業安定所が、港の労働安定所でございますけれども、実態を調査をい

たしまして、安定法四十四条に抵触する疑いがあるからということでの企業に對しては是正勧告をいたしまして、現在それに基づいていろいろ是正の措置が講ぜられておるところでございます。そのほかに、たとえば航空機会社の英国航空におきまして、そういう事態についての申し立てがございまして、これにつきましても是正の指示をいたしておるところでございます。われわれは、こういういろいろの事態についての労働者側の申し立てもございまして、これからは重点的にこころした民放あるいはテレビ局さらには航空機会社等におきまして、安定法に抵触するような事態のないように指導を徹底することを行政の方針として立てて、現在、下部に對していろいろの指示をいたしておるところでございます。

○内藤功君 その是正勧告のあり方をきょうは聞きたいと思つておるのですが、本論に入る前に、大体労働者として現場の各機関に、認定でこぼれないようにするために、こういうようなポイントをよく押さえていけば、それは労基法六条なりあるいは安定法四十四条違反を押さえるつばはこことこことここと、まあ常識的にはわかるようなことだけども、役所としてこことここを押しさえるという指示は出しておられますか、全く現場の判断ですか。

○政府委員(北川俊夫君) 安定法四十四条に基づきまして、いわゆる下請という名前を持つておられるけれども、いわゆる安定法四十四条に違反しないためにはと云うことで四つの条件がございまして、それは、施行規則の四条で示しておるところでございます。それは直接に下請業者が労働者を指揮監督をしておる、あるいは財政上あるいは労働法上の雇用者としての義務を負つておる、あるいは専門的な技術あるいは設備を持つておる、それによつて労働者の労働と結合して下請をやつておると云うような条件が決められてあるわけでございます。この具体的な条件の基準につきましては、安定局長通達によりまして詳細に基準を定めて、各下部機関で統一的な行政運営が図られる

ように指示しておるところでございます。

○内藤功君 そこで、いまの詳細な基準というのは、国会で要求があればあるいは国会議員が要求すれば見せていただけるものですね。

○政府委員(北川俊夫君) いまの局長通達につきましては、先生のお手元に機会を改めましてお届けさせていただきますと思ひます。

○内藤功君 それじゃぜひそれはお願いしたい。そこで、そういう前提に立つて認定をした場合は是正勧告ですが、是正の措置であります。基本的にはさばりもう時間の関係で言いますが、親会社とその労働者、下請会社に雇用されておると称するこの労働者の間に、直接のダイレクトの雇用関係を結ぶように指導するのがベストというかベターというか、一番いい方法だろうとぼくは思ふんですね。幾つか方法あるだろうけれども、なるべくもうそういう中に組み込まれておる、労働過程に組み込まれておる。中には、もう自分は親会社に勤めておるという意識になつておる人もおるわけですね。ですから、なるべく直接雇用にもつていくようにすることが私は望ましいだろうと思ふ。そういうふうな行政の手引きというか、一般方針というか、そういうものもぼくは出されておるように思ふんですが、その点はどうですか。

○政府委員(北川俊夫君) これはケース・バイ・ケースで一概に申せませんけれども、われわれがいま実態の指導といたしましては、やはり下請としての実態が職安法四十四条あるいは施行規則の四条に定められておる要件に該当するように指導するというのが、行政のためといたしましては第一歩だと思ひます。そういう意味では、いま先生が元請と下請の労働者の雇用関係を促進することが本論ではないか、こういう御指摘でございますが、私たちが行政指導の、行政のキャッチの仕方としては、まず本来、下請としての条件を整備するということが行政指導の第一要件でございます。ただ労働者がいままでの雇用の実態から下請に使われておるのではなくて、元請会社、親会社に勤めておるんだという意識が強いような場合、これの

解決はやはり労使間で十分話し合つて解決をしていただく以外にはないのかと思つております。

○内藤功君 私これを特に強調しますのは、最近、いまお話に出た、名前も幾つかお挙げになりましたが、そういう会社も含めまして、この中間擧げの疑いだとか、あるいは労働者供給事業をやっている疑いだとか、そういうものの疑いをなくすために、まず解雇してしまふ。下請会社が下請会社の労働者を解雇してしまふ。その解雇のやり方はいろいろあるんですが、たとえ親会社、あなたは元請と言つたが、親会社ですね、親会社から下請会社の職場に配転命令をまず出すんですよ。配転命令といつたつて、下請会社というのは小さな二坪か三坪ぐらいの事務所電話が一本置いてあつて、人が一人いるかないかといふところに配転命令ですから、実際上行きやしないんです。仕事なんかないんだから。そういう配転命令を出しておいて、それで配転命令違反と、就業規則違反ですか、それで解雇なり、一時解雇なりやるといふふうなケースがわりと私の聞くところ多いようなんです。そういうふうになりますと、解雇されるでしょう。解雇されて置かないで、親会社との間に雇用契約を結ぶとかいふふうにならばいいんだが、宙ぶらりんなんだね。つまり、切られたまま置いておく。そして、親会社の方は話に乗つてこない。あなたはなるべく円満にいくように願つている、それはそれでいい。また指導というのをするかもしれないが、親会社がそういう指導に従わないで、切られたままになつていく。だから、極端に言いますと、下請労働者はそういうよくない、異常な、ある意味では違法な雇用状態を脱せんとして、関係監督署に申告なり違反の申し立てをしたのに対して、首切られたままである。これも後で言うが労働基準法違反、百四条違反、申告したがゆえに自分が首を切られちゃつたということにも、これも後で論ずるけれども、なりかねないのじゃないかという議論も立つと思つたので、議論は、いろいろこれ

は結論は違ふだろうが、議論は立つ。そういうふうになり、切られたままで新たな関係の設定がないというケースが多いために、私は特にいまの直接雇用化といふことを、強力でやはりふだんのごときと違つて、この不景気のこの雇用状況のときにおいてやる必要があるのじゃないかと、私はいろいろ考へて思つたのです。裁判所の教済、労働委員会、監督署の教済あるけれども、これはやっぱり監督署の教済が一番早いだろう、労働省当局の強い指導が、直接的な指導が必要な時期にきていふのじゃないか、ちよつと長くなりましたけれども、その点どうですか。

○政府委員(北川俊夫君) 先ほどの御答弁を繰り返すような形になります。私たちがしましては、下請として認められる条件を整えさせるといふのが、安定法の四十四条に基づく行政指導の限界でございまして、それ以上には、では下請に従来使われておいた労働者が親会社と結ぶことが望ましいと希望しないといふようなところまで立ち入るべきではないと考へておりました。むしろその点は労使の中での話し合いを増すことが一番適切だと、こう考へております。

○内藤功君 労働省でおつくりになつた、これはどういふ性格のものかお聞きしたいのですが、労働者供給事業の禁止措置の「一般方針」といふのがございまして、これはどういふ性格のもので、この文書は、もし持つておられなければ私のこのコピーを。

○政府委員(北川俊夫君) ちよつと手元に現物ございまして、後で拝見いたしますけれども、恐らく行政の手引きとしまして、各一線の担当者に対して行政上の指針あるいはその基準を示したものでないかと思つた。

○内藤功君 そのようですね。このいま、ぼくが引用したものを後でよく調べてもらいたいのですが、この中には禁止措置を行うに当たつては、次のようにしろといふことで、2として「労働者供給事業を行う者から労働者の供給を受けていた工場、事業場に対しては、」つまり親企業に対しては、

イ、ロとあつてイの方が「供給を受けて使用して労働者をできる限り常用として、直接雇用するよう勧奨すること。」でできるだけ常用として直接雇用しろ。ロは「常用化が困難な場合には、公共職業安定所を極力利用するよう勧奨し、公共職業安定所は、その所要労働の確保について、事業主の要望に応え得るよう万全の態勢を整へる」と。明らかで、ロで並列的に並べてあるようですが、イの方が重点なんですね。つまり、イの方で直接雇用するように勧奨しろ。ロで、できない場合は安定所が乗り出してあげなさいといふことになつていまして、私はこれが現在でもあるものだとすれば、やはりこの点に重点を置いて、この手引きといふものも考へ方が本来の労働行政のあり方ではないかといふ気がするのですが、それでも一回伺いたいです。

○政府委員(北川俊夫君) 後で、その資料に基づきまして詳細に検討してまたお答えをいたしますが、いまお聞きしました限りでは、その手引きは労働供給に關しての手引きでございまして、労働供給は現在法のたてまえでは労働組合に限定をしまして、労働大臣が認可を認めておるものでございまして、その場合と安定法四十四条に基づいて下請として認められるものとは若干取り扱ひが違ふのではないかと思つた。そういう趣旨で、下請の条件を整へたいといふ下請業者の意向に反して、お前は下請をやる資格がないのだと、したがって労働者は親会社に直用されることが望ましいといふことは、行政としてはやや差し出がましい措置ではないかと思つた。先ほどのお答えをしたわけでございますけれども、なお先生御指摘の手引きも参考いたしましたもう一度検討をいたしまして、機会を改めてお答えをしたいと思います。

○内藤功君 一般的にはそれでいいと思つたのですが、現実にはこの世の中に下請会社から首切られる、宙ぶらりんになつていふというケースがたくさん出てきて、これからはぼくは出てくると思つた。そこで、転ばぬ先のつえなんです

が、いま起きていふ案件、それからこれからは不幸にして起きるであらう事態といふものに対して、これは当事者間で話し合つてくれればいふこと、腕をこまねいていふこと、お考えのやらないと思つた。そういう場合に、私は議論を進めますが、元請、親会社と、それから下請会社と下請労働者、この三者、下請労働者は労働組合をつくつていふ場合が多いですからね、そういう三者で同一テーブルに着いて、それで話し合ひといふことを職安なり労働基準監督署の現場としてやつたりするように、これはほとんど指導していかないとはいけないと思つた。その場合に、いや、これはもう下請の整備ですといふことにならなうかもしません。しかし、大体的場合は、もう元請と労働者の直接雇用にしていきなさいといふことにならなうか多いんです。たとえば、さっき名前出されたからほくの方でも言いますが、民放の大手の会社、この近くにある12チャンネルという会社ですね。ここでは下請の会社が、それならば直接どうぞ結んでくれ、こう言つてるんですよ。下請の会社で、いや、うちの会社を整備しますからと言ふ人は私の知るところじゃありません。大抵直接契約になるとさうしてくださいと言ふんです。一番はこの元請の方なんです。親会社なんです。この親会社は大きな会社が多いですから、やっぱりここはきちんと三者テーブルに着かせて、そして現場の基準監督署がしっかりとらなくちゃいけない。増員の方はわれわれが要求して一生懸命やるんです。増員は要求して大臣も努力してらんだから。そのかわり仕事は、どんやつてくれなうか困るわけだ。どうです、この三者テーブルに着かせてやつていくことを原則としていくといふのは。

○政府委員(北川俊夫君) 私たちも、労働者の雇用の安定といふことを行政目的としておるわけでございますから、安定法の四十四条に基づいていろいろ指導の段階で、あるいはその経緯の中で労働者が職を失うといふようなことは決して望ましいことじゃありません。したがしまして、そうい

うことのないように万全の指導はいたしたいと思
います。その方法としまして、先生の御指摘のよ
うな方向が適切な場合には、そういう方向をとる
ようにこれは行政指導をいたしたいと思ひます。
ただ、いま御指摘の事例の二、三の中には、下請
の方で下請の条件を整備をして、これから法に基
づいた請負業者として十分な作業環境もつくりた
いところ言っておるのに、労働者の方がもう下請
の労働者じやいやなんで、直接親会社というこ
とでトラブルが起きてる例も二、三聞いており
ますが、そういう点につきまして、私はどちらが
いいというようなことまで差し出がましく申すべ
きでない、こういう趣旨のことを先ほどから申
し上げておる次第でございます。

○内藤功君 この三者の話し合いを、できるだけ
強力でやっばり進めるべきだということを重ねて
申し上げまして、次の問題ですが、いま労働者の
処遇をどうするかということを考えないで、まず
下請会社が下請の労働者を首切ってしまうという
ことは、まず抑えとかなきやならぬと思うんで、
とりあえずの応急措置として、ですから、確かに
あなたが言うように、三者で会談して下請の会社
を整備する、という方向にいく場合もあるでしょ
う。それから、ぼくはその場合が多いと思うん
だ、直接雇用していく場合もあるでしょう。
しかし、このどっちかになるまでの間、その過程
において労働者だけが首切られちゃっている。下
請が整備されるのか、あるいは直接雇用契約にな
るのか、どっちも決まらない。いつになるかも決
まらない。三者会談のテーブルにも、労働基準監
督署がいろいろ催促しても乗らないという場合、
切られたまふまで労働者がいるという事態は、こ
れは極力抑えなきやならぬ。そのために、たとえ
ば指導するときに、現状凍結と言ったら語弊があ
りますが、いま凍結というのにはやっつてるんであ
れですが、解雇はしない。いやしくも後始末の方
法が決まらない限り解雇はしないということ、こ
れは最低限指導の中で強力で、これこそ強力で
やっばりやるべきものじゃないですか。これはど

うですか。
○政府委員(北川俊夫君) 安定法四十四条をめぐ
る紛糾の中で、労働者が職を失うという事態はぜ
ひ避けたいと、こう思ひます。したがって、
いままでの過去の事例の中でも、先生の御指摘の
ように、解決するまで労働者は従来どおり継続雇
用をするようにという指導をしたこともありま
すし、今後その精神にのっとりまして、雇用の確
保を念頭に置いて、この問題の解決を図るよう
に十分留意をいたします。

○内藤功君 どうもこの下請会社は解雇しそ
うだ
なという場合については、いまのお答えでよくは
いいと思うんです。そうすると、もう一歩進めて、
解雇されちゃった、解雇されて一月、二月たつて
おる人がいるわけですよ。この人は普通でしたら、
もうこれはだめだと絶望的な気持ちになれば、そ
れこそ労働飯処分を申請するとか、あるいは労働
委員会に、組合活動がらみであれば提訴するとか
いふ決断がつくんですが、労働基準監督署が何
とかやってくれるだろうという期待があるため
に、何にもしないではうっている場合もあるわけ
ですね。そこで、この解雇されたという場合には、
一たんこれを戻すようにやはり勧告をして戻し
て、そうして三者がテーブルに着いて、そうして
話し合うということまで——これは限度があるの
は、私は私はわかりません。限度があるのはわか
りますが、そこまでやるのは決してぼくは越権
じゃない。テーブルに着くというのは、一方が、
三人のうちの一角が首を切られたままのテー
ブルにつくんじゃない、これはもう話にならぬと思
うんです。そこはどうお考えになりますか。
○政府委員(北川俊夫君) なかなか微妙な問題で
ございまして、私から直接こころではっきりしたお
答えはできませんけれども、私も、この問題が労
働者の生活の不安を起すような、早期に解決すべ
き問題であるという趣旨で、三期の会合が持たれ
たす際には、労働者の雇用確保については十分下

請業者に対してその旨を要請して、御趣旨に沿
えるようなことができるのではないかと、こう思っ
ております。
○内藤功君 ひとつ、そのいま言われた中の消極
面はぼくは余り聞かぬことにするが、積極面をひ
とつ強力で進めてもらいたい。特に私は、この場
ですからこれ以上細かい具体的な例を言う時間
ありませんが、いまあなたの方からお名前を出さ
れた各社において、特に顕著なように私は思うの
で、十分留意を願いたいと思う。

そこで、さっき、あなた首を横に振りましたが、
労働基準法百四条というものがあって、百四条一
項では申告の権利がある、申告の自由がある。百
四条二項では、その申告をしたことのゆえをもつ
て解雇その他の不利益取り扱いをしちやいかぬ
と、こうなっておるんですね。それで、これがあ
るから労働者はいわゆる内部告発にせよ外部告発
にせよ、安心して労働基準法違反の事実を現場機
関に持つていくことができる。現場機関は、いま
予算が少ないうから、こういう申告はありがたいと
思わなくちゃいけない。申告をしてくる労働者は
われわれの仕事をつくらせてくれる人だと思つて
あげがたく思わなきやいかぬと思うんで、押しつ
けがましいようですが、それで、この申告があつ
た場合、申告に対して不利益をやる者があれば、
これはもう厳しくいかなければいけないと思
うんです。百四条二項についてはいろいろ判例もあ
るが、労働省のお考えどうですか。申告をした、
間もなくその申告した人が首切られたという場
合、これは申告したがゆえの首切りじゃないかと
思つて聞いた。ところが、会社は、いや、そうじゃ
ありません、これこれの理由ですと言つた場合に、
ああ、そうですかと引き下がらるんですか。それと
も、いや、口ではそう言うが、本当の意思、本当
の動機はどこにあるのか。本当の動機、表にあら
われないが本当の意思は申告に対する報復的なも
のであるというふうな諸般の事情で判断すれば、
勧告もし、違反の告訴、処罰請求もし、そういう
態度をとるのか、そこををまずはっきり聞

かしてもらいたい。
○政府委員(桑原敬一君) 百四条の解釈につきま
しては、先生の御指摘のように、法違反がありま
して申告してくる。その申告したことを理由とし
て解雇その他処置した場合に当然違反になりま
すから、私どもとしては厳正に措置をいたしてま
いりますが、その不利益な取り扱いに至つた
んな事情につきまして、私どもは十分調査をいた
した上で判断をいたしたい、こういうふう
に思ひます。

○内藤功君 そうすると、あなたです、労働基
準局長に聞きますが、会社側がこの解雇あるいは
不利益取り扱いは配転命令違反で切つたんでござ
いまして、百四条の申告があるがゆえに切つた
んでございましてと口でそう言つても、その言
葉をそのまま信用するんじやなくて、いろんな状
況を判断するということですね。どういふよう
な状況を判断しますか、一般基準をちよつと
ください。
○政府委員(桑原敬一君) 私どもはいろいろ各
違反の判断をいたします場合には、関係当事者の
意見を十分聞くことが一つでございます。それ
から、その紛争なり事実が起つた経緯につきま
しては、十分に客観的なデータもそれなりにそ
ろっているはずでございますから、それに基づいて判
断をやってまいるので、一方の関係者だけ
の意見をもとにして判断をすることは全くいた
しておりません。
○内藤功君 細かいことを聞くようですが、労働
法七条の場合にはものすごく判例が多いから集積
されているけれども、基準法二十四条の場合には
余りない。だけれども、大体たえば時期が、申告
の時期と解雇の時期がどのくらい離れていると
か、それからその人間に対してどういふ感じを
持つていたとか、いろんな基準があるでしょう、
労働者としての基準はどういうふうな感じを持
つています。いまのやり方はわかりました。基準は。
○政府委員(桑原敬一君) 特に、基準を通過
その他で示しておりますけれども、私どもの行政取

り扱いの大筋を申し上げますと、第一は使用者の単なる表面上の理由だけに与らわれないというところが一つでございます。それから、当該不利益取り扱いをいたしましたまでの経緯、ほかの労働者との関連におきましてどういった不利益になつていくのかという総合的な判断をして最終的に判断をいたします。もちろん、その場合に不利益取り扱いと申告との関係がどうなつておるかということももちろん最終的な決め手でございますけれども、申し上げておきますのは、使用者の表面的な理由だけでどうこうするということがはたしておりません。

○内藤功君 話がちょっと戻りますがね、これはどっちに聞くのかわからないが、うちの会社は某テレビ会社の下請に入っていると。これは安定法四十四条違反あるいは労基法六条違反の疑いがある、あるいは二十四条違反の疑いがあるというんで申告をした。申告をしたら、それに対して首切られたという場合ですね、そのケースはまさに申告を理由として首を切られたケースになると思ふんですね。そういう疑いが一般的にまず濃いだらうと。だから、それを晴らすほどのものがないければ、申告をした労働者が解雇されたり不利益取り扱いされた場合は、一応百四二項違反の疑いがあると、こういうふうには見られませんか。

○政府委員(桑原敬一君) 百四二項違反の最終的判斷をいたしますのは、やっぱり具体的な事実に基づいて判断いたしませんといけません。安定法四十四条なり基法六条との関連において、私どもは先ほど安定局長がお話し申し上げましたように、監督署と安定所とが提携いたしました、この四十四条違反なりあるいは六条違反にならないような形で、どういった形にしていっていかたいかということをお互いに相談しながら、また関係の労使にいろいろ指導をしていくわけでございますね。その段階において、先ほどお話しございましたように身分関係をはつきりさせることが一番基本でございますから、それが元請になるのか下請になるのか、それ

はその具体的な事情によつて違つてまいります。が、そういった関連の中において、いまお話しのような、解雇されていくというような事案も出てまいりますので、解雇に至る経緯というものがまさに申告そのものから来ているのか、決定的な理由が、あるいはそういう労基法違反なり六条違反にならないような形にどうしたいかというふうな話し合いの中で、労使の話し合いの中で結果的にそうなつたということもありましようし、この辺はやはりその具体的事案に基づいて判断すべきではないかと、こういうふうにも思います。

○内藤功君 ちよつと二人に聞いて失礼ですが、職業安定局長もこれは関係あるわけだから、どうですか、いまの点、同じ点はどうですか。いま決定的理由というのを基準局長言われたが。

○政府委員(北川俊夫君) 労基法の百四二条につきましては、私ちよつと申し上げる権限も能力もございませんで何ともあれですが、四十四条違反の問題につきましては、労基法の六条あるいは二十四条とららはらの関係にございまして、常々安定機関と基準監督機関とで連携をとるようになつて、現に各現場におきましてはケース、ケースでいろいろ御相談を申し上げますから、事態がそこを来さないように、かつ労働行政そのものが労働者の保護ということに、あるいは雇用の安定ということに重点を置いておるといふ立場で、この問題の解決を図つてまいりたいと、こう考えます。

○内藤功君 お二人の答弁は、非常に具体的事案に關係すると思つてか、少し憤病な答弁のように失礼ですが感じましたが、決定的な動機というもので判断するという答弁を得ましたので、じゃ次へいきます。

次は、今度は労基法六条と職安法四十四条の關係は大体いま議論をしたが、もう一つは、労基法二十四条が残つておるわけだね、直接一時払いの原則。これは大体あれですか、最近やや労働省として元請と労働者の關係——指揮、命令、従属の關係がある場合に、労基法二十四条違反という判

斷をあんまりやらないようにしよう、遠慮しようというふうなことはいいですか。

○政府委員(桑原敬一君) この労働者供給事業に絡む事案につきましては、私ども先ほど申し上げましたように、安定局とあるいは出先の諸機関と十分相談しながら、問題がそういうことにならないようにするといふ、まずそちらに重点を置いてやつておることは先ほど申し上げたとおりでございます。しかしながら、私どもは基準法六条なり二十四条という問題が、明らかにその条文に違反することになりますれば、当然そのことについては基準局の段階において、これはもう安定局との關係はございせんから、私どもとしては当然に処置をしてまいらざるを得ないと思つております。

○内藤功君 まあ従属関係、労働の従属ですね。採用のときの従属、それから労務指揮における従属と、両方あります。そういう従属関係が親会社と労働者の間にあると、こういうケースでいまいづつと質問しているわけで、それが認められる場合には、そこに一つの労働契約が存在すると、こういうふうに見られるわけですね。ところが、元請から労働者に賃金を直接払わないで置いておる、こういう場合は二十四条違反になりますね。そういう勧告もいろんな企業にたくさん出ているのを私写しを大分持っています。そこらあたりはどういうふうに見えますか。いままでの見解と最近の労働省の見解は変わっていませんか。ずつと去年来見解は同じ見解で臨んでいませんか。

○政府委員(桑原敬一君) 基本的に元請と下請の關係についての法解釈を要する考えはございせんし、いままでも変えたつもりはございせん。ただ、先生のおっしゃるような、使用従属関係というものがどちらに入るかというの、なかなかむずかしい問題でございますから、そういう面について、その解釈を明らかにしていくことは重要だらうと思つておるし、そういう面についての出先に対する指導はしてまいりたいと、こういうふうにも思つております。

○内藤功君 そうしますと、一応わかりましたが、

使用従属関係があれば、そこに二十四条違反を適用していくという方針はいままでと同じですかね——局長にちよつと云つて、局長から答えさせないよ、なるべく。こまかいことなら別だけれども、基本方針を聞いてるんだからね。

○説明員(倉橋義定君) 従来、労働者供給事業等によりまして使用従属関係が元請と下請労働者の実態にあつたという場合におきまして、必ずしも二十四条違反を構成するかどうかは明確ではなかつたわけでございます。最近、いろいろ事件がございまして、私どももいたしましては使用従属関係だけで直ちに契約上の賃金支払い義務が発生するものではないというところは明らかになりました。

○内藤功君 そうすると、それじゃあ私は聞きませんが、ちよつとそういうことだつたら聞きますよ。昭和五十一年十一月十一日、東京労働基準局中央労働基準監督署から某テレビ放送網株式会社——名前はここでは言わないでおきましょう、ある放送テレビ会社あての改善措置をとれというこの文書ですね、これには「貴社と当該労働者の間に使用従属関係が認められ、従つて労働基準法第二十四条(直接払い)違反の疑いがあるのですみやかに改善の措置を講ぜられたい。」と、ほかに「もたくさんある。以下同文。幾つかの例を持ってきたら、どうですか、こうなると、使用従属関係があれば、したがつて基準法二十四条違反、これがいままでの見解でしよう。そうすると、いま課長が出てきて大事なことを、重大なことを言つた。見解を変えたんですか。使用従属関係即二十四条違反じゃないと、見解を変えたんですか。見解を変えたんですよ。わかりませんか、この問題の重大性は。」

○政府委員(桑原敬一君) 二十四条違反の解釈というものは、必ずしもいままでの取り扱いが明らかでない面もありましたので、基本的な考え方はとにかく当該雇つておる労働者と使用従属関係があることがもう大前提でございますね。その使用している事業主に責任があるわけですから、そう

ではございますが、世界的な、ある国においては相当時間短縮が行われておりますけれども、現在の法制上の、労基法上一週四十八時間ということに對して、この勧告案が労働時間を四十時間ということにするためには、やはり現在の国内慣行その他からしまして、「可及的速やかに」というよりは、実態的に「漸進的」という形の方が、この勧告を実際に受けとめるという意味では現実的ではなからうかということ、そういうことを意見として申し上げたわけでございます。

○内藤功君 これはあなたも言うように勧告ですからね、勧告で、たとえ「可及的速やかに」というのが来ても、それを実行するのは日本の条件で制約されるでしょうね。ただ、その勧告の根元において「可及的」と書いてあるのを「漸進的」にしろというのは、世界の足を引っ張りませんかと言うのですよ、大臣ね。世界の国みんなこれやるんですから、ILOというのは日本だけじゃないんですから。憲章には何人も自分の国だけ考えちゃいけませんよと書いてあるんです。まあこれ逆に読めば外国のこと考えなくちゃいけないというのかもしれないが、日本のことだけ考えちゃいけない。世界の進歩のために、医療のために労働者の福祉のために出すわけなんだ、勧告。その根元の文句を「漸進的」と変えるのは、まあ私はこういう質問をするのも情けないくらいだ。これは勧告として「可及的速やかに」が来たらいただいて、可及的速やかに努力をする、これが堂々たるILOの主要国である日本の世界に示す態度じゃないでしょうかね。私はやっぱり大臣、もう一回日本政府の見解を検討して、大物大臣がおるのにこんな細けえことしちゃいけませんわ。あなたの決断ですがね、どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(石田博英君) いろいろ事情がありましよう、言葉として「漸進的」ということと「可及的速やかに」というものを変えたからといって、実際上われわれが負う義務の具体的内容に切迫した影響を与えるものとは私は考えない。そういう

場合には景気がいい方がいいから、この言葉の使い方については検討いたします。

○内藤功君 そう言われるともう次に投げる球がなくなっちゃった。まあひとつそうしていただき。万事こういうふうに言ってくると時間も早くいくんです。

最後に、これは三番目の問題で、最後の問題になります。季節労働者の問題について、これぜひ聞いておきたいと思う。私は前から質問の機会をうかがっておいたんですが、遂に時間がここまで来ちゃったものですから、少し時期の古いお話しも中ずることは御容赦願いたい。

まず、北川局長及び石田大臣のさっきの答弁で出ておりましたが、北川局長ね、さっき冬季の就労奨励金か、これが三年間助成を出す。それから、四十五歳以上の中高年の方に通年を目指して職業訓練を三年間やると。それで職場を拡大するという答弁のように思いましたね。それで、私はまず、これがいいと言っていて聞くんじゃありません、意味を聞くんなんですが、まず冬季就労奨励金の金額はどう考えているのか。金額が非常に問題だと思ふんです。金額、支給方法、それから四十五歳以上の職業訓練についての、恐らくこれは委託金というのかな、そういうこれも金額がお考えがあるだろうと思ふんですが、これはどう考えているかという点をまず聞きたい。

○政府委員(北川俊夫君) まず、冬季の就労奨励金でございますけれども、冬季、毎年一月から三月に建設その他屋外事業におきまして、季節労働者を十日以上雇用した場合には、十日につきまして一万五千元、最高三十日まで、したがって三十日雇えば四万五千元の奨励金を出すと、こういう内容が冬季雇用奨励金でございます。なお、これの対象になります地域は、寒冷地手当五級地支給の地域というふうにお考えしております。北海道につきましては全域、東北はほとんど、北陸の一部、こういうことにならうかと思ひます。

それから、第二点の通年雇用のための職業講習奨励金でございますけれども、これはいま申し上げ

ましたような屋外関係の事業主が単独で、もしくは事業主団体が共同で四十五歳以上の季節労働者を対象といたしまして職業講習を行います場合に、ただしその職業講習が二十日以上行うという要件で、二十日の場合に三万円、二十五日以上の場合には四万五千元という手当のほか、職業講習実費といたしましてプラス一万二千元、したがって二十五日職業講習を行いました事業主に対しては、最高でございますけれども五万七千円の助成金を出すと、こういう内容でございます。この冬季就労奨励金あるいは通年雇用のための職業講習奨励金、いずれも三年間の暫定的な措置として行いまして、その間に本来的業務でございます雇用場の拡大あるいは公共事業の早期発注、職業訓練の充実等々を行ってまいらるる考えでございます。

○内藤功君 これはあれですか、さっき私よく聞き取れなかったんですが、法律改正でやるのか、政省令でやるのか、何でやるんです。

○政府委員(北川俊夫君) 事務的にその点検討をいたしておりますが、一応考えとしましては省令改正をもう行いたいと思っております。

○内藤功君 私はきょうこれに対する全面的な意見開陳は避けておきますが、ただ、この二つと、あと一般的な公共事業の早期発注、職業訓練、雇用の場を広げるといふものだとすると、ほかにもあるかもしれないが、政省令に手をつけるのはこれだけだということだね。そうですね。——そうすると、これはいづれもつけつけるわけじゃないです、これはいづれもつけつけることなんです。前進するといふことはいいことなんです。から、決してけちをつけるんじゃないが、あくまで事業主に対する財政助成である、労働者への直接の注射にならないということですよ。で、私はどうしてもこの点では石田さんと意見が違ふ、違ふのはあたりまえなんですが、ほかの点では石田大臣に同感するところはあるが、この点の保険論を振りかざして、もうここでまたやませんけれどもね、保険論、保険のあり方、これはあなたの考え納得できないね。北川さんの考え方もほかの点

はともかくとして、この点は納得できない。保険というものは公平にやるんですとこう言うでしょ、まあ俗に。そうじゃないですよ。それもあつたが、この保険の公平というものは、いま困ってない人からお金をもらって一番困っている人にお金を出す、俗の言葉で言いますが、それが保険なんだ。そういう状態になっているのが保険の正常な状態なんです。雇用保険のところ、あなたの方は何か北海道の季節労働者に五十日分を九十日分にふやせば、北海道の労働者だけをよけいに保護して不公平になるとかいうふうな考え方は、私は絶対に納得できない、これは。また冬が来ますよ、これ。もうすぐ冬来る。いま北海道のいろんな労働組合やなんかの団体はものすごい陳情してきましてがね、またどうしてもこの夏の間にこれ忘れるんじゃないかと、抜本的な保険法の五十日自体というものをどうしても九十日にやっぱり引き上げるということをするべきだ。さっきまあ北川さんはね、外国の一部、西ドイツあたりでは季節労働者に失業者としての取り扱いをしていてるところがあるが、即失業者と言えさるかどうか問題だ、そこを言われたがね、日本の北海道じゃ現にそういう実態なんだ。この実態に立って政策や法律を打ち出し改正しなきゃならぬと思ふんです。

私はここで、あらかじめ関係者に失礼の段はおわびしてちょっと失礼なことを言いますが、あの三十日を五十日にするときに、五十日がいいと言った方と、それから五十日じゃいかぬと、九十日あるいはもっと長くすべきだという意見と分かれたが、いまはね、この季節労働者の実態を見て、あの当時三十日を五十日にすることでもまあこれいいと言われた人の中にも、これはやっぱり九十日だという声が出てきているんです。ですからね、これはもう過りを改むるにははるかにことなれば、まあ二年前に五十日に変えたから、変えたばかりだから、今度九十日にするのはちょっと朝令暮改だというふうな印象があるとしたら間違いであります。

私はまあ実態いろいろ調べてきて言いたいんですが、ちょうど時間になりましたから、最後に大臣ね、この点は誤解しちゃうかぬですよ、私たちは雇用保険法だけでやれて言っているんじゃないんですから。あなたはすぐわれわれに雇用保険法だけでやれという考えには賛成できませんとこうおっしゃる。それはちょっと誤解しているんです。われわれは皆さん方のやっているいろんな省令にしても、生活保護を緩やかにするとか、公共事業早期発注とか、もろもろのエトセトラの政策について前向きならみんな反対しませんよ、結構なんです。それと相まって雇用保険法の改正もやるべきだと、こういう考え方なんです。そういう一環としてもあなたは検討しないとおっしゃるのかね。それはやっぱり柔軟な頭をもって臨んでもらいたいと思うんですがね。最後にこれだけ聞いておきます。

○國務大臣(石田博英君) 保険というのは、困らない人の負担の上で困った人を救済するという、そういう精神であることは私も同感。だけれど、困った人が毎年毎年同じように繰り返される、そうしてその繰り返される条件というものをいじらないで、おくといいことは私には間違いないと思えます。したがって、現在の五十日という状態でも、季節労働については負担金七十八億に対して千四百億円くらい使っている。これでも決して均衡とれたとは思いませんが、これでまた北海道の原状が回復されているとも思わない。したがって、北海道の原状回復については、保険法それから労働行政だけで処理しようという考え方は間違いないということ、私は北海道の道当局にはいつでも言っているんです。ほかの総合的施策——北海道の気象条件というものはこれは一定しているのですから、そういう条件の中でも総合的にあなたの方でも検討しない、われわれの方でなし得ることはできるだけいたしましょう、先ほど安定局長がお答えいたしました、またあなた御指摘になったほかに、通年雇用奨励金というのも新たに行うつもりでおります。そういう方法で、あと

う限りの努力をいたしますが、現在の雇用保険法を改正するという考えはございません。
○内藤功君 最後に、私は本法案そのものについて一言申し上げておきます。
本法案は、幾つかの改善点が認められるのでありますが、第一点として、失業の予防をうたいながら、大企業がいままで行い、今後も行おうという大量解雇、大量の人減らしについては、何らこれを規制する手だては講ぜられていない。
二番目は、雇用安定資金の管理運用について、労働者の代表の意見を聞くという制度的保証がない。

三つ目は、全国で、私どもの調べで、百万事業所二百五十万人と言われる零細企業——労働者数人の零細企業における保険料の納入率はきわめて低くて、保険制度に基づく救済は期待しがたいんですが、この零細企業対策が見られない。
以上の点を考えて、われわれは熟慮の結果、日本共産党としては本法案については賛成しがたい、しかし、改善点があることも認められるので反対はしない、棄権だという態度をとった次第であるということをおし上げて、私の質問を終わります。

○柄谷道一君 雇用保険法等の一部を改正する法律案に關しては、去る四月二十二日、私は本会議において代表質問をいたしました。そのほか四月十四日予算委員会分科会において、職業訓練行政に關する質問をいたしました。また、四月二十一日には本委員会において総合的雇用政策に關する質問を行いました。これらの質問を通じて大臣の所信を伺いましたので、本日はあえてその重複することを避けたいと思えます。

また、雇用安定資金制度につきましては、昨年本委員会で私がその指摘を行い、その必要性を述べてきたところであります。基本的には賛成するものでありますけれども、私は、新制度を生かすかいは、次の諸点にかかると言っても過言ではないと思えます。
その第一は、総合的雇用政策の質的転換、すな

わち、従来の労働力不足時代ないしはそれ以前の労働力過剰時代というものから、安定経済成長下の摩擦的・構造的失業をいかに予防するか、ないしは中高年、身障者等の雇用対策をいかに拡充するかへの質的転換が必要であろう。
第二には、職業訓練行政の転換と拡充であります。

第三は、文部省及び労働省一体となった二元的職業能力の開発であります。
第四は、本制度を中小零細企業にいかに対応せしめるかの問題であります。
そして第五は、雇用の地域間移動に關する誘導政策を確立することであり、財政の確立と管理運用に關する改善でございます。

最後に七番目は、本法案施行までの現行法の弾力的運用と雇用調整給付金の支給対象範囲の拡大など、現行法の活用でございます。
これらに対する最初に労働大臣としての総合的な御所見を再度ただしたいと思えます。
○國務大臣(石田博英君) 御指摘の点、一々ご置かれておられる経済条件が非常に違つてまいりますから、産業構造の変化に対応する措置ということが一層重大になります。訓練行政におきましても、訓練種目、方法等において、従来の形のものをおのまま統括していくことは不適當である、新しい時代の要請に合うような変更をしていくべきものと考へておる次第でございます。

それから、特に法施行前の対処するための弾力的運営はどのようにいたすべく努力をいたすつもりでありますし、すでに現実的な措置をとっておる次第であります。
財政の確立と管理運用につきましても、これが財政が充実し管理運用の適切を得なければ、効果を十分にあらわさないことはよくわかっておりますので、そういう方向、特にこの管理運用については、労使双方の意見が十分反映できるようにいたしたいと思えます。

○柄谷道一君 それでは、実務的に数点について私の過去の質問を再確認したいと思えます。
まず第一に、雇用安定資金の業種指定でございますが、景気変動対策については雇用調整給付金と同様な方式が考えられるわけでございますけれども、事業転換対策となりますと、産業政策との関連が生じてまいります。したがって、それら関係官庁と十分協議をいたしますとともに、今後、関係審議会の意見を十分にそんたくをして具体的な業種指定の基準が定められるものと、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(北川俊夫君) 事業転換対策の業種指定に当たりましては、先生の御指摘の線に沿いまして今後運営したいと思っております。
○柄谷道一君 次は、不況業種の指定問題でございますけれども、全国的には不況業種でなくとも、地域的には業績不振に陥っている業種がございします。また、同一業種であっても、異なる品種を扱っている場合、非常に深刻な影響を受ける場合もございします。したがって、雇用安定資金の業種指定に当たりましては、たとえば地域別業種指定、取扱品目別業種指定など、より細かな配慮が必要ではないか。このような点を指摘してきたところでありまして、これらにつきましても、法施行の際に審議会の意見を十分そんたくして配慮されるべきものと理解いたしてよろしゅうございませうか。

○政府委員(北川俊夫君) すでに、雇用調整金の業種指定に当たりまして、今回の北洋関係の水産加工等につきましても、取扱品目別の水産加工というふうな指定の仕方をいたしておりますし、今後そういう必要も多々出てくると思えますので、先生御指摘のように、業種指定の基準等につきましても、十分御指摘の点を踏まえて法施行の際に検討をいたしたいと思えます。
○柄谷道一君 雇用安定事業の職業訓練に關してはありますが、事業主に対して行われる補助、これは景気変動等の雇用調整事業とは異なりまして、事業転換等の雇用調整事業につきましても、

相当長期の期間が必要ではないか。具体的にいまどの程度の期間ということを言明することは困難でございますが、基本的考え方として、より長期間を配慮するというふうに考えたいと思っております。いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 事業転換の雇用調整事業は、御指摘のように、従来の雇調金の景気変動の場合と違ひまして、中長期の対策が必要かと思っておりますので、やはり御指摘のように、より長期的なものを考えたいと思っております。

○柄谷道一君 次に、同じく職業訓練でございますが、企業の企業内訓練への委託、これが本改正案には含まれていない、こう思います。そのとおりですね。

○政府委員(北川俊夫君) 含めたいと考えております。

○柄谷道一君 次に、教育訓練施設につきましては、専修学校等の連携というものをこの前質問いたしましたわけでございます。訓練機関の実施機関といたしましては、各種学校など幅広く活用していい。そして、専修学校の許可は文部省所管でございますけれども、訓練の委託等については迅速な処理ができるように、文部省とも十分連携の上対処をしてみたいと思っております。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 職業訓練の実態機関としましては、各種学校等幅広く活用することにしたいたと考えております。そのために、専修学校の件につきましては、文部省と十分連携をとりまして迅速かつ的確な処理が行われるように十分配慮をいたします。

○柄谷道一君 同じく教育問題でございますが、教育訓練を受ける以上、労働者はその転換する職種を完全に身につけなければならない、こう思うわけでございます。したがって、比較的短期の雇用対策的な色彩の強いものもございまして、さきに第三点で質問いたしましたように、この期間もそれに相応して長期にまたがる配慮がござ

れると、そう思いますが、そのとおりですね。

○政府委員(北川俊夫君) 御指摘のとおりでございます。構造変化等に伴います職業訓練そのものが、長期でかつ相当基本的なものを必要といたしますので、法定訓練の場合にはその基準によって認定をいたします。また訓練を出した場合には、技能検定の関連職種等との連携というふうな点につきましても、十分配慮をいたしてまいりたいと考えております。

○柄谷道一君 企業に教育訓練を委託した以上、それは労働者の職業訓練を最後まで責任をもって行わなければならないという観点からいたしますならば、その体制、責任を明確にしていかなければならないと思っております。これは当然のことでございます。しかし、情勢によりましては、途中でその教育訓練を中断するという事態も予測されるわけでございますが、私は労働者の雇用の安定を図るという面からするならば、十分な行政指導が企業委託を行う場合には行われなければならない。その行政の運用を誤りますならば、法の目的に沿わないという事態が生じてくることを憂うのであります。その点、行政指導を十分にやられるお考えは当然お持ちだと思っております。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(北川俊夫君) 御質問は、恐らく事業転換の場合の訓練につきまして、今度受け入れ側の産業においていろいろ訓練を受託する、こういう場合かと思っております。これにつきましては、受託した以上、その訓練を完全になし遂げるといふことが受け入れ側の企業の責任でございますので、行政指導として途中でそれが挫折するようないかなるような場合に、十分な行政指導をいたしたいと考えております。

○柄谷道一君 確認の最後でございますが、教育訓練を受けた後の資格の問題でございます。これは当然法定訓練の基準に合うものは認定をいたしまして、技能検定等の関連資格を与えられるべきことは当然でございます。また、各種学校等で行ったものにつきましては、それぞれのコースにおい

て与える資格が取得できることも当然でございます。しかし、今後その技能検定、技能尊重機運の醸成等につきまして、さきに指摘してきたところでございますけれども、十分の行政の指導が行われるべきである、こう私は思います。いかがでございますか。

○政府委員(北川俊夫君) 教育訓練につきまして、やはり資格を得られるということが、後の再就職あるいは転職の場合に大変役立つものでございますので、御趣旨の点については、技能検定との関連、連携というものに十分配慮をして、制度の組み立てをいたしたいと思っております。

○柄谷道一君 次に、高齢者の雇用対策について大臣にお伺いをいたしたいと思っております。労働者は、大臣官房統計情報部が「高年齢労働者雇用実態調査の結果概要」というのを発表されております。私は、日本経済が高度成長のいわゆる頂点に達したと思われる昭和四十八年でさえ、平均の有効求人倍率一・八倍に達して、五十五歳以上のそれは〇・五倍に達して、不況に陥りました五十年は〇・一、五十一は〇・一、すなわち現在の雇用不安は特に五十五歳以上の高年齢者に顕著な影響があらわれている、こう言わなければならないと思っております。しかも、今日まで労働者としては努力をしてこられたわけでござい

ますけれども、たとえば定年延長の声を高まる中で従業員千人以上の大企業のはば三分の一が高年齢者を一人も雇っていないということが、この調査で発表されております。また、高年齢者の雇用量六割以上を雇用するよう労働者は努力されたと言っておりますけれども、千人以上の大企業で目標に達しているものは二三%にしか過ぎない、これが率直な実態でございます。

反面、三十人以上、百人未満の中小企業等は五四%の企業が法定の努力目標に達しているとも発表されております。現在当面しておりますように、深刻な中高年齢者の雇用状態というものの中で、今後大臣として具体的にどのように対処していかうとされておられるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(石田博英君) 確かに、定年延長に限って申しますと、大企業の実施率が低いのは事実でございます。現状において六十歳定年を実施しておるのは千人以上の企業においてはまだ一九%、二〇%に足らない。全体で申しますと三二%を超えている状態の中に二〇%に足らない。これは必ずしもこういふもの、定年延長という中高年齢雇用というふうなことに、社会的責任を自覚していないというよりは、そういう大きな企業におきましては下へ、関連企業への転換がわりに容易であるという事情もあらうかと思っております。しかし、この点においても現在いろいろその実情に合わせた検討が行われておりまして、たとえばブルーカラーについて言いますと、単能工を複能工に働かしながら訓練をすることによって、中高年の雇用量を増大させるとか、あるいは先ほどから何度か申しますように、別企業をこしらえてやるとか、いろいろ工夫がなされておることは事実でございます。そういう方向に向けて実質上、中高年の雇用が高まればそれはいいわけなのであります。同一企業内でも、人事管理方式が違って一遍に直らない場合には、別企業、別会社の方へ移すというふうなこともやっぱり含めて考えていいのではなからうかと考えておる次第でございます。やはり、何と申しまして、現在の状態では使用者が中高年齢雇用ということについての社会的責任を自覚すると同時に、将来次第に高年齢社会になっていくわけなのでありますから、それ企業が対応する管理方式をとらないと、企業自体がやっぱり大きな問題にぶつかって、これは必然でありますので、そういう点の自覚を強めるようにいたしますと同時に、現在私どもがとっております各種の奨励措置、これを知らないところが非常に多いわけであります。これを周知徹底させると同時に、手続の簡素化を図って対応したいと、こう考えております。

○柄谷道一君 いま大臣がお答えになりましたように、確かに昭和五十二年度予算では定年延長奨励金、高年齢者雇用奨励金、定年者継続雇用奨励

金などを引き上げております。しかし、大臣御答弁されましたように、これは徹底が案外されておられません。と同時に、その手続も非常に複雑であるということで、それがこの制度の実を結ぶことを鈍らしている、それが一つの要因ではないか。

それからもう一つは、いま大臣が申されましたのですが、これは労使の自主的交渉にかかわる問題ではございません。定年延長をしようとする場合、やはり労使間の障害になってまいりますのは年功序列型賃金と人事のあり方、これが定年延長の場合の一つの問題点として浮かび上がっております。これは現実でございます。とすると、これは労使当事者間の問題であるということ、これを任すのではなくて、決定はそこにおいて行われまされども、やはり労使の自主努力を促進するための労働省としての指導というものが必要になつてくるのではないだろうか。今日の深刻な中高年の雇用実態を考えますと、情性のまま進むべき時代ではない。ここで大臣としても手段をいろいろ講じられまして、これらの欠陥を補いながら、院の決議でもあります定年延長というものが実を結ぶような、ひとつ抜本的な対策を確立願いたい、こう思うのであります。いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(石田博英君) これは今日の雇用問題というのは、もう集約すれば一にかかかって中高年の雇用問題だと思えます。そういう意味において全力を挙げるべきであります。この抜本的とおっしゃいますが、これは長い間の人事管理のやり方の継続でありますので、いま急に人事管理の体系なりあるいは年功序列型賃金をこのままにしておいて五年ばつと上げると言っても、これは実際上不可能であります。やはり、順次上がっていく、改善をしていくというようにすることが必要じゃないだろうか。そして、また事実そうなってきたら、一言に言えば、出世がおくれるというんでしょるか、そういうことによつてだんだんとそういうふうに変わつてきているように思うわけでありま

す。それから、急速にやることは摩擦が生じ、か

つ御本人に余り必ずしもいい影響を与えない場合もございしますが、しかし問題の重点はここにあるんだということ、極力普及措置について行政指導をやつていきたいと思つております。

ただ、われわれとしてやるべきことは、各種の奨励金をつくつても、それに手続がめんどうくさい、それから複雑であり過ぎる。それからこの間、私ある中都市の使用者の団体へ行きまされたところが、ほとんど知つていなかったのです、こういう制度があることを。これは驚くべきことでありましたので、まずこの制度の普及徹底による利用の拡大ということをやつた以上はそれが利用されることがありますから、つくつた以上はそれが利用されるように努力をいたしたいと思つております。

○柄谷道一君 次に、北洋漁業の縮小に関する漁業労働者の問題について御質問をいたします。
ノ連距岸二百海里以内における日本漁船の操業漁船数は五千二百八隻、漁業従事者の数は七万四千名に及ぶと承知しております。このほかに北四島周辺で操業する者約四万人。加えますと十一万人を超えるというのが現状でございます。そして、まだ協定は成立していませんが、サケ・マス減船によるだけでも当面五千人の労働者がその職を失う、こう言われていくわけでございます。現行の漁業再建整備特別措置法は、いわゆる捕鯨とマグロだけが対象になっております。したがって、多くの漁船員はこれによつてカバーできないわけでございますが、今後どのように対処していくかとされておるのか、まずそこをお伺いします。

○国務大臣(石田博英君) 今度もどれくらい、どういふ交渉がまとまるかはまだ未定でございますが、その結果に伴つて当然対象にならうと思つております。いま対象になつておりますのは捕鯨ですね、それからマグロ、カツオ、遠洋漁業、それから東太平洋のアメリカの二百海里の適用に伴うスケトウダラ、これがなつておりますから、それに準じた扱いをするのは当然であります。それから、すでに何度もお答えしておりますよ

うに、五月一日から業種指定を八業種について行いました。私どもの方の対処は、一番早かつたと思つております。今後そのほかについても万全を期してまいりたいと思つております。

○柄谷道一君 失業した者をいまま言つた法律で救い上げていく、それは当然のことでございます。しかし、問題はそれだけでは解決しないと思つております。ノ連、アメリカのみならず、今後二百海里はひとつ国際的な大きな幅をもつて拡大をしていくということになりますと、減船をされたいわゆる乗組員をどのように転換さしていくか、これはきつめて重要な雇用政策でなければならぬと、こう思うのであります。私は過般、農水と内閣の連合審査の際に、二百海里水域実施後の監視、取り締まり業務に活用するというのも一方法ではないかと問題指摘をいたしました。運輸大臣は、非常にユニークな提案であるので前向きに検討したいというお答えをいただきましたが、それ以外にも、たとえサケ・マス漁業の指導及び取り締まり業務、また新漁場開拓事業、これはたとえ開発途上国の二百海里内における新漁場開拓もありましようし、他国の二百海里外における新漁場の開拓もあると思つております。また、二百海里内の沖合い漁業につきましても、資源調査と再開発業務というものを考えられるわけでございます。また、沿海漁業を再開発するための沿海、いろんなものが沈んでいる、そういうものの大掃海業務というものも考えられます。さらに、漁港整備のための業務というものもあるわけでございます。海に生き海に育つてきた人々を、やはり海に関連するところで活用する、それは最も必要な転換対策ではないだろうか。この問題は水産庁、海上保安庁、さらには自治省、いろんなところに関連をいたしますけれども、一々聞くのは時間的余裕がございませぬので、その転換対策に対する政府としての方針をお伺いしたい。

○国務大臣(石田博英君) これは漁船員あるいは船員の再雇用の問題は、海から海に行く場合、海から陸へ行く場合と二つあるわけでございます。

海から海へ行くのが最も適応性を持つ対策だと思いますが、これについては、いま御指摘のような問題を含めまして、御意見として非常におもしろい御意見だと私も思つております。各省と連携をとつて、そういう働く場所を見つけてまいりたい。

それから、海から陸へ移る場合は、これはわれわれの業務でございます。でき得る限り転換職業訓練を施しまして、安定した再雇用を見出すべく努力をしたいと思つております。

○柄谷道一君 いま非常に前向きのお答えがあつたわけでございますけれども、私はたとえ資源調査にしても新漁場開拓にしても、これは採算ベースに乗りがたい問題でございます。いま大臣も申されたのでありますけれども、これを実行していくということになれば、それ相応の国の補助、助成というものが伴わなければ、ユニークな発想であつても、これを実行することが大きな壁に阻まれる、こういう結果にならざるを得ません。本日の質問でそれぞれに対してどの程度の補助、助成を行うということは答弁しにくいでしょうけれども、ひとつ国務大臣として関係省庁と十分打ち合わせの上、これらの転換対策が充実しますように、ぜひ御努力をお願いいたします。

○国務大臣(石田博英君) 全部が全部採算ベースに合わないとも私は考えない。合うものもあるだろうと思つております。たとえば、開発途上国の二百海里の中における漁場の開発、指導というふうなことは、これは採算ベースに合わないとは限らないと思つております。しかし、長期的に見て国益に合致するもので、いま直ちに採算ベースに合わせられないものが大部分であることはよくわかつておられます。そういう意味においては、関係省庁とも連絡を密にいたしまして対処したいと思つております。

○柄谷道一君 次に、減船補償金の問題でございます。これは昭和四十六年または昭和五十一年にニシン減船の際にこれらの補償が行なわれております。これは乗組員に対しては出漁してあります期間の固定給、それに生産奨励金、これを合算いたしましたものを補償するというところで、休

漁の場合はこれらの経費及び準備に要した費用、期待利益、さらには減船の場合には漁業権の補償等も加わりまして、船主に対して補償が行なわれる。事は船主と労働者との交渉によって解決がされる、このような方式がとられているわけでございます。いまは融資の段階、これはまだ日ノ漁業協定がどうなるかわからないということで、当面の応急の融資でございますが、当然減船し出漁できない、こういう漁船員に対しては、過去の方式と同じような措置がとられるべきものだと私は理解をいたしております。いかがでございますか。

○説明員(大坪敏男君) たいま御指摘の点でございますが、御案内のように現在日ノ漁業交渉が進められているわけでございますが、事態の進展のいかんによりましては漁獲量が大幅に削減される、さらにまた減船とこれに伴う離職者の発生も十分予想されるわけでございますが、当面の緊急対策といたしましては先生いま御指摘のように、三、四月に休漁に追い込まれた業者に対しては、緊急の必要な資金といたしまして百五十億の融資を行なうということ、もう一つは、本年休漁になりましたサケ・マスの業者につきまして同様に必要な経営資金を融資する、これは百五億でございますが、これを緊急に融資することにしたわけでございます。もちろん、交渉の結果いかんによりまして減船及び離職が現実化した場合の措置でございますが、これはたいま先生御指摘のように、昨年におきましてもニシン、カニの減船につきましては救済措置を講じたわけでございますが、これらを参考としながら事態に即応した適切な救済措置を講じたいと考えておるわけでございます。その際におきましては、過去の例もございまして、救済措置の中におきましては漁船乗組員に対します労賃等の労務費につきましても十分配慮いたす考えでございます。

○柄谷道一君 それと関連をいたしまして、水産加工業者の問題がございまして、それから今日まで余り話題に上っていないのでありますが、関連産業としましては、漁網、ロープ、これらは出漁がされないというために生産されなかったものが納入されておりますけれども、補償がまだ入らないということとその支払いもされていない。しかもこれは相当強い操業短縮を今後していかなければならない。水産加工業者ともども、漁網、ロープというのは御承知のように中小零細企業でございます。これらに対する融資とあわせ、雇用に際しても現行法の弾力的運用というものが当然あつてしかるべきだと、こう思います。よろしくうございます。

○政府委員(北川俊夫君) 先生御承知のように、本年の五月一日から水産食料品の製造業初め関連の七業種につきまして、雇用調整給付金の対象業種として指定したところでございますけれども、漁網、ロープにつきましても先生御指摘のような事態に追い込まれつつあるわけでございます。したがって、われわれもいたしましてはいま漁網、ロープにつきましても操業短縮等につきましても早急な資料の収集を行なっておりまして、その結果がまとまり次第、早急に御要望のような方向で対処したいと考えております。

○柄谷道一君 その点は準備に要した費用の中に、漁網、ロープの購入費というものは当然私は入ってくると思うわけでございまして、雇用保険の弾力的運用とあわせて、水産庁のいわゆる補償金算定の中にも、この問題に対する十分な配慮を加えていただきたい、こう思います。

それから、時間が余りありませんので、二つ御質問をしたいわけですが、一つは、私は陸上と海上の雇用関係法の不平等というものを指摘したいと思うのであります。船員保険の被保険者数漁船関係十一万三千四百四十九人、五十二年十二月末でございまして、これに対する失業保険が適用されておられる被保険者の数は三万八千九百九十八人、すなわち三四%にしか過ぎません。昭和五十二年十二月が三二%、三%ほど上がってはおりませんが、きわめてこれは低率であると言わなければならぬと思つております。また、社会保険庁

の五十一年十月に八千八百四十人を抽出いたしました調査が私の手元でございますけれども、これによりまして、十二月以上勤めている、すなわち当然被保険者となるべき資格の者でありながら未適用である、それが未適用者の六一・四%を占めている、これは傾向値でございますけれども、そういう問題がございまして、私はこのような点を考えますと、まず適用範囲において陸上は六ヵ月以上の者を対象者としておりますが、海上の場合には年間雇用者に限定しております。と同時に、年間雇用者であつて資格がある者もこのようにまだ依然として法の不徹底により未適用者が多い。二番目には、陸上にあります短期特例の制度が海上にはございせん。さらに、基本手当につきましても、五十五歳以上陸上三百日に対して海上は二百四十日、六十日の差がございまして、さらに、問題を指摘いたしますと、雇用保険の雇用改善三事業が船員保険には含まれておりませんし、本日可決されるであろう雇用安定資金制度もまた海上には適用されない。このように、同じ労働者でありながら陸上、海上の間にその法内容において著しい不平等、不公正が存在しているというのが実態ではないか。こういうことを考えますと、私は海上労働者に対する雇用のあり方について、この際根本的な洗い直しが必要である。と同時に、わずかに被保険者二十数万というこの数で、果たして陸上と同じような制度を適用することについて保険原理になじむであろうかどうか。保険原理を適用していかうとすれば、これは当然相当陸上に比べて高額な保険料を取らなければ、陸上と同じベールに合致するということができない。ということになれば、もつと突き進んでいくとするならば、総合保険である船員保険の中に雇用問題を包括して行うことが果たして妥当なのかどうかという根本問題までさかのぼる、私はそれが実態ではないかと思うのであります。審議会でもいろいろ洗い直しが行われているようでございますが、労働大臣、この際私は、関係する省庁多いのです、労働省、厚生省、水産庁、運輸省、四省にまたがっている

わけです。この四省が私は少なくともプロジェクトを組んで、これら陸上、海上の不公正取り扱いに対する解決について着手すべきではないか。

第二の質問は、陸上につきましては、昭和三十三年に駐留軍関係、三十四年には炭鉱離職者、四十一年には繊維、この三業種に対しては臨時措置が行われました。私は今日の深刻な情勢を考えます場合に、現在の法体制の中で果たして雇用対策が万全かいなか、少なくとも漁業従事者等の臨時措置法を制定いたしまして、かつて駐留軍、炭鉱及び繊維に対してとられたと同様の措置が立法の根拠を持って行われるべきではないか、こう思うのであります。

以上、二点について私の質問を申し上げまして終わります。

○国務大臣(石田博英君) 第二の点でございますが、第二の点については、確かに重大な段階は迎えておりますが、その実情はまだはっきりつかない状態でございます。前にやりましたような臨時措置法をやるかやらないかというところは、これはこれからの日本の産業政策あるいは水産政策、漁業政策というふうなものとの関連、見通し、そういう上立って配慮しなければならぬ問題だと私は考えておる次第であります。労働行政だけの立場から発言をいたす段階ではないと思つておる。

それから、第二の問題でございますが、私自身労働行政を初めてお預かりしてから二十年たつていまして、いまだになぜ船員だけが特別扱いされているのか私自身がまだ納得がいかなない状態でございます。しかし、行政的な扱い方としましては、御指摘のように、水産庁へ行ったら運輸省へ行け、運輸省へ行ったら厚生省へ行け、厚生省へ行ったらそれは労働省だといつてぐるぐるぐるぐるの回りを一本化して、そして一定の日にちを決めてこちらの担当が全部集まって、そして応対をする、お話を聞くというふうな運営をいたしたいと、こう考えております。

それから、陸上と海上の雇用保険の扱いは、これはやはり同じに扱うべきものだと考えておる次第であります。

○理事(浜本万三君) 労働大臣にちょっとお願いしたいんですが、上田委員長が参りまして大臣にお断りするという予定になっておったんですが、まだ見えないようですか私がかかりまして、今朝、新聞、テレビ等で報道されております三井芦別鉱のガス爆発事故、これは無論通産省及び関係省庁で対応されるでしょうが、労働省とされましても労働安全対策あるいは死亡者に対するいろいろな措置等が必要になってくると思われまので、ぜひひとつ万全の対策を労働省として講じていただきますようお願いをしたいと思います。

○國務大臣(石田博英君) いまの御指摘の問題について、もうすでに直ちに課長を現地に派遣をいたしました。そして、実態の把握に努めますと同時に、一酸化炭素等の中毒を予防いたしますためには特別の器具が必要でございますので、その特別の器具を現地に近い美唄の労災病院にもう集中させております。万全の措置をとっておるつもりでございます。

○理事(浜本万三君) ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○理事(浜本万三君) それじゃ速記を起こしてください。
この際、委員の異動について御報告いたします。本日、森下泰君及び鹿島俊雄君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君及び永野殿雄君がそれぞれ選任されました。

○理事(浜本万三君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。
○理事(浜本万三君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

雇用保険法等の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○理事(浜本万三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○佐々木満君 私はいま可決されました雇用保険法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党提案の附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、現在の長期にわたる不況による深刻な雇用失業情勢にかんがみ、労働者の雇用及び生活の安定を図るため、左記事項について、なお、一層努力すべきである。
一、今後の経済社会情勢の変化に対応して、完全雇用の達成を図るため、労働時間の短縮問題を含め、労働者の雇用機会の確保、拡大の施策を講ずるとともに、失業者の再就職の促進、短期雇用、日雇い、パート、家内労働者第不安定就労の改善のための施策の充実を図ること。
二、雇用安定事業の実施に当たっては、特に、中小企業、下請企業の労働者の失業予防に実効があるようにその実施基準及び運用について、十分配慮すること。
三、雇用安定事業等の四事業の実施に当たっては、関係労使の意見を十分に反映した適正な運営が図られるよう公労使三者構成による専門機関の設置等速やかに所要の措置について検討を行うこと。
四、雇用保険の安全全面適用を可及的速やかに実現するよう努めるとともに、被保険者が不利益を被ることなく適用事務の円滑な処理が行われ

るよう定員増を含め事務体制を充実するなど適切な措置を講ずること。
五、日雇労働者の就労確保が厳しい実情にかんがみ、日雇失業給付の段階制の是正、特例の受給要件の緩和等その改善について可及的速やかに所要の措置を講ずること。
六、生涯訓練体系の確立、技能尊重気運の醸成を図るとともに、特に、中高年齢層に対する転職訓練の量的質的の内容の強化、訓練期間中の生活安定など職業訓練制度を財源措置も含めて、抜本的に再検討し、速やかにその改善を講ずること。
七、雇用安定事業による雇用調整給付金の目的が失業の予防にあることにかんがみ、その給付の対象となった企業においては、従業員が解雇が安易に行われることのないよう行政指導に特段の配慮を行うこと。
八、最近の海運業の低迷、国際的な漁業規制の強化等による船員の深刻な雇用・失業情勢にかんがみ、船員としての雇用の確保、失業の予防を図るため、可及的速やかに雇用対策を確立するとともに、やむを得ず転職する船員については、その雇用機会の確保のため、特段の配慮をすること。
右決議する。

以上でございます。よろしくお願いたします。
○理事(浜本万三君) ただいま佐々木君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○理事(浜本万三君) 全会一致と認めます。よって、佐々木君提案の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石田労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石田労働大臣。
○國務大臣(石田博英君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしました。これが実現に努力する所存でございます。
○理事(浜本万三君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。
○理事(浜本万三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(浜本万三君) 労働問題に関する調査を議題といたします。
この際、便宜私から各派共同提案にかかわる定年延長の促進に関する決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。
定年延長の促進に関する決議(案)
政府は、昭和五十二年度を最終年度とする経済社会基本計画において、六十歳定年が一般化することを目標として定年延長促進のための指導助成に努めることを定めていたが、未だに大企業をはじめ多くの企業において六十歳未満定年制が大勢を占めている。
働く意志と能力を有しながらも、ひとたび定年退職を迎えたとその再就職は困難をきわめ、さらに、定年年齢と年金受給開始年齢との間にギャップがあるなど生活不安につながっているというのが実情である。
政府はこうした深刻な実情を速やかに是正するため、定年制を有する企業において当面少なくとも六十歳定年を実現するよう、労使の自主的努力を基本としつつ、定年延長のための指導援助の措置を積極的に講ずるとともに、各企業に対し定年延長計画の策定を指導する等の新しい方策の検討をも早急に行うべきである。
右決議する。
本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(浜本万三君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決しました。

ただいまの決議に対し、石田労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。石田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) ただいま御決議のありました定年延長の促進につきましては、政府としても広く関係者へ呼びかけを行ってきたところであり、今後におきましても御決議の趣旨を尊重いたしまして一層努力を怠りません所存でございます。

○理事(浜本万三君) 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。石田労働大臣。

○國務大臣(石田博英君) ただいま議題となりました労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働安全衛生法の一部改正について御説明申し上げます。

最近における労働災害の発生状況を見ますと、全般的には毎年減少の一途をたどっておりますが、その中において職業病の発生は、なお相当数に及んでおり、特に、がん原性物質等による重篤な職業性疾病が大きな社会問題となっております。

政府は、このような問題に的確に対応するため、ILO第百三十九号条約の批准を進めるとともに、あわせて、職業病対策の充実強化を中心として労働安全衛生法の一部を改正することとし、先般、中央労働基準審議会に諮問し、その答申に基づいて立案した次第であります。

次に、法案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、職業病対策の充実強化であります。その一は、化学物質の有害性の調査を行うこと

とするものであります。

新規の化学物質を製造し、または輸入しようとする事業者は、その化学物質の有害性についての調査を行い、その結果を労働大臣に届け出なければならぬこととし、労働大臣は届け出た事業者に対し労働者の健康障害を防止するための措置を講ずべきことを勧告することができることとしたしております。

また、労働大臣は、がんその他の重度の健康障害が生ずるおそれのある化学物質については、事業者等に対し、特別の有害性の調査の実施及びその結果の報告を指示することができることとしたしております。

その二は、疫学的調査等を行うこととしたことであります。

労働大臣は、化学物質等と疾病との関係を把握するための疫学的調査その他の調査を実施するとともに、その調査の適切な実施に資するため、事業者等がこれに対し、協力すべきものとしたしております。

その他、有害物の表示、健康管理手帳の交付対象者の範囲等について充実を図ることとしたしております。

第二は、労働者の安全を確保するための規定の改善であります。すなわち、検定、自主検査、免許試験等について改善を図ることとするほか、統括安全衛生責任者の業務執行についての勧告等について所要の規定を整備することとしたしております。

続いてじん肺法の一部改正について御説明申し上げます。

現行じん肺法は、昭和三十五年に制定されて以来十七年間を経過しており、その間の産業活動の進展に伴い、粉じん作業従事労働者が約六十万人も達する等労働面での変化が見られる一方、じん肺に関する医学的研究にも進歩が見られるところであり、

政府としては、このような情勢を踏まえ、粉じん作業従事労働者のより一層の健康管理の充実を

図るためにじん肺法の一部を改正することとし、

じん肺審議会に諮り、その答申に基づいて立案した次第であります。

次に、法案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、じん肺の定義の改正であります。

じん肺の定義を明らかにするとともに、現行法制定後の医学の進歩により、肺結核以外のじん肺と密接な関係があると認められる疾病についてもじん肺の合併症としてとらえ、じん肺そのものは別個に適切な健康管理を行うこととしたこととあります。

第二は、じん肺に係る健康管理の区分の改正であります。

じん肺のより以上の進展を防止することとを目的としてじん肺管理区分を定めることとし、エックス線写真の像を基礎として、じん肺管理区分を五つに区分することとしたしました。

第三は、健康管理のための措置の充実であります。

じん肺のより以上の進展を防止するための唯一の方策は、じん肺の進展段階に応じて的確に粉じん暴露の低減ないしは中止を行うこととあります。

そこで、先に述べました五区分のじん肺管理区分に応じ、粉じん暴露の低減・中止について段階的かつ具体的な健康管理のための措置を定めることとしたしております。

また、じん肺管理区分が管理四と決定された労働者のほか、肺結核その他の合併症にかかっていると認められる者は、療養を要することとして健康管理の適正化を図るところであります。

その他じん肺健康診断の整備充実を図る等所要の整備を行うこととしたところであり、

以上この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(浜本万三君) 以上をもって趣旨説明の聴

取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(衆)

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案

第一条 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十三条」を「第十三条の二」に、「第二十条第一項及び」を「第二十条第一項、第二十条の二及び第二十条の三」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(母性に対する健康診査等)

第九条の二 都道府県知事は、満十六歳を超え

る女子に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。ただし、健康

診査の二第一項の規定又は学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)、労働安全衛生法

(昭和四十七年法律第五十七号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)その他政令で定める法令の規定による健康診査又は健康診査を受けることができる者に対しては、政令の定めるところにより、健康診査は行わ

ないものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、その健康診査を受けた者に対して、必要な指導を行

わなければならない。

三

第十二条の前の見出しを「乳幼児に対する健康診査」に改める。

第十三条中「妊産婦又は乳児若しくは」を「乳児又は」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(妊産婦に対する健康診査)

第十三条の二 都道府県知事は、妊産婦に対し、厚生省令の定める基準に従い、健康診査を行わなければならない。

2 前項の基準は、少なくとも、妊娠中十二回、出産後一回の健康診査が行われるよう定められなければならない。

第十七条第一項中「第十三条」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十九条中「その市」を「その市。第二十条の二第一項において同じ。」に改める。

第二十條の次に次の二條を加える。
(出産医療費の支給)

第二十條の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に住所（住所を有しないときは、居所）を有する者の出産又は妊娠若しくは出産に起因する疾病について健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他政令で定める法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の種類（その者がこれらの法令の規定により当該給付につき一部負担を支払うべき場合においては、当該給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、厚生省令の定める手続に従い、その者に對し、その満たない額に相当する額を出産医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 第一項に規定する者が、厚生省令の定める手続に従い、健康保険法第四十三条第三項第

一号の保険医療機関又は保険薬局、国民健康保険法第三十六条第四項の療養取扱機関その他の厚生省令で定める病院、診療所、助産所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、都道府県知事は出産医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、出産医療費の支給があつたものとみなす。

5 都道府県知事は、第三項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

6 第一項に規定する者が、第三項の規定により保険医療機関等から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、当該医療に關し都道府県知事が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。
(不正利得の徴収)

第二十條の三 都道府県知事は、偽りその他不正の手段により出産医療費の支払を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
第二十一条第一項中「第十二条の規定による健康診査及び前条の規定による措置」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二までの規定による健康診査、第二十條の規定による措置並びに第二十條の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び前条の規定による措置」を「第二十條の規定による措置

及び第二十條の二の規定による出産医療費の支給」に、「第十二条」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十条」に改める。

第二十四条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条中「第二十条」を「第二十条又は第二十条の二」に、「差し押え」を「譲り渡し、担保に供し、又は差し押え」に改める。

第二十五条中「第二十条」を「第二十条から第二十条の三まで」に改める。

第二十七条第一項中「及び第二十条の規定による養育医療の給付」を「第二十条の規定による養育医療の給付及び第二十條の二の規定による出産医療費の支給」に改め、同条第二項中「及び第十二条」を「並びに第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改め、同条第三項中「第十二条」を「第九条の二及び第十二条から第十三条の二まで」に改める。

本則に次の一條を加える。
(実施命令)

第二十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第九条ノ二第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「（助産ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二十三条中「若ハ負傷」を「負傷若ハ分娩」に改める。

第四十三条第一項中「又ハ負傷」を「負傷又は分娩」に改め、同項第三号中「治療」の下に「（分娩の介助ヲ含ム）」を加え、同項第四号中「又ハ診療所」を「診療所又ハ助産所」に改め、同条第三項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第四十三条の二中「従事スル医師若ハ歯科医師」を「従事スル医師、歯科医師若ハ助産婦」に、「又ハ薬剤師（以下保険医）」を「助産婦又ハ薬剤師（以下保険医、保険助産婦）」に改める。

第四十三条ノ三第一項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第四十三条ノ四第一項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ五第一項及び第二項中「保険医」の下に「保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ六中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ七中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ八第二項中「又ハ負傷」を「負傷又ハ分娩」に改める。

第四十三条ノ九第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十第一項及び第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十一第二項及び第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十二第一号中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十三、第四十三条ノ十四第二項及び第四十三条ノ十五中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三条ノ十六第一項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項及び第三項中「又ハ診療所」を「診療所又ハ助産所」に改める。

第四十四条中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第四十五条中「療養」を「疾病又ハ負傷ニ関シ療養」に改める。

第五十条第二項中「前項ノ場合ニ於テ被保険者ガ」を「被保険者分鏡シタルトキハ」に改め、

第四十三條の二中「従事スル医師、歯科医師若ハ助産婦」を「従事スル医師、歯科医師若ハ助産婦」に、「又ハ薬剤師（以下保険医）」を「助産婦又ハ薬剤師（以下保険医、保険助産婦）」に改める。

第四十三條ノ三第一項中「若ハ診療所」を「診療所若ハ助産所」に改める。

第四十三條ノ四第一項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

第四十三條ノ五第一項及び第二項中「保険医」の下に「保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第三項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第四十三條ノ六中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を加える。

同条第一項を削る。

第五十一条第三項中「産院又ハ病院若ハ診療所」を「病院、診療所又ハ助産所」に改め、同条第一項及び第二項を削る。

第五十五条第一項中「若ハ負傷」及び「又ハ負傷」を、「負傷又は分産」に改める。

第五十九条ノ第二項及び第四項から第六項まで中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第五十九条ノ四第二項中「前項ノ場合ニ於テハ」を「被扶養者タル配偶者ガ分産シタルトキハ」に改め、同条第一項を削る。

第五十九条ノ五中「家族埋葬料又ハ配偶者分産費」を「又ハ家族埋葬料」に改め、「若ハ分産費」を削る。

第六十二条第三項中「並ニ第五十一条第二項及第三項」を「及第五十一条」に改める。

第六十六条第一項中「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

第六十七条ノ第二項中「保険医」の下に「若ハ保険助産婦」を、「診断書」の下に「若ハ証明書」を加える。

第八十八条ノ第三項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「分産費」を削る。

第五条中、「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

第九条ノ三第一項中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療」の下に「（助産ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二十五条ノ三第二項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に、「診療ニ従事スル保険医」を「診療ニ従事スル保険医又ハ保険助産婦」に、「規定スル保険医」を「規定スル保険医又ハ保

険助産婦」に、「診断書」を「診断書又ハ証明書」に、「又ハ保険医」を「又ハ保険医若ハ保険助産婦」に改める。

第二十八条第一項中「又ハ負傷ニ関シテハ左ニ」を、「負傷又ハ分産ニ関シテハ左ニ」に、「又ハ負傷に因リ発シタル疾病」を、「負傷若ハ分産ニ因リ発シタル疾病又ハ被保険者ノ資格喪失後六月以内ノ分産」に、「又ハ負傷ニ関シテハ此ノ」を「若ハ負傷又ハ被保険者ノ資格喪失後ノ分産ニ関シテハ此ノ」に改め、同項第三号中「治療」の下に「（分産ノ介助ヲ含ム）」を加え、同項第四号中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」を「若ハ負傷若ハ資格喪失前ノ分産又ハ之ニ因リ発シタル疾病又ハ其ノ資格喪失後六月以内ノ分産」に改め、同条第三項第二号中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第二十八条ノ二第一項中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第二十八条ノ六第一項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「又ハ診療所」を、「診療所又ハ助産所」に改める。

第二十九条中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第三十一条第一項中「又ハ負傷」を「若ハ負傷又ハ資格喪失前ノ分産」に改める。

第三十一条ノ二第一項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改め、同条第二項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に、「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分産」に改め、同条第五項及び第六項中「若ハ診療所」を、「診療所若ハ助産所」に改める。

第三節の節名中「分産費」を削る。

第三十二条第二項中「前項ノ場合ニ於テ」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分産シタルトキハ」に改め、同条第一項を削る。

第三十二条ノ四中「分産費」を削る。

第三十二条ノ五を次のように改める。

第三十二条ノ五 削除

第三十三条第二項中「前項ノ場合ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者」を「被扶養者タル配偶者ガ分産シタルトキハ被保険者」に改め、同条第一項を削る。

第五十三条第一項中「分産費」を削る。

第五十六条ノ三中「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分産」に改める。

第五十六条ノ四中「第一項ノ規定に依ル配偶者分産費又ハ同条第二項」を削る。

第五十六条ノ五中「配偶者分産費」及び「分産費」を削る。

第五十八条第一項及び第五十九条第六項中「分産費」及び「配偶者分産費」を削る。

第六十九条ノ三第三項中「歯科医師」の下に「助産婦」を「診療録」の下に「助産録」を加える。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第四条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九條第四号を次のように改める。

四 削除

第九條第八号を次のように改める。

八 削除

第十條第一項中「又ハ負傷」を、「負傷又ハ分産」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「治療」の下に「（分産ノ介助ヲ含ム）」を加え、同項第四号中「又は診療所」を「診療所又ハ助産所」に改め、同条第三項中「又は負傷」を、「負傷又ハ分産」に、「前二箇月間」を「前二箇月間（分産については、前四箇月間）」に改め、同条第四項中「二箇月間」の下に「若しくは四箇月間」を加え、同条第五項第一号中「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改め、同項第二号中「診療」の下に「（助産を含む。）以下同じ。」を加え、「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改め、同条第六項中「又は負傷」を、「負傷又は分産」に改める。

第十一条中「保険医」の下に「保険助産婦」を加える。

第十三條の三第一項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に改め、同条第二項中「又は診療所」を、「診療所又ハ助産所」に改める。

第十四條第一項中「又は負傷」を、「負傷又は分産」に改める。

第十五條中「診療所」の下に「助産所」を加える。

第十六條の二第一項中「被保険者」を「被保険者が疾病又は負傷につき」に改める。

第十六條の四を次のように改める。

十六條の四 削除

第十六條の五第一項中「分産費の支給を受けることができる被保険者には」を「被保険者が分産した場合において、その分産の日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料がその者について納付されているときは」に改め、同条第三項中「又は診療所」を「診療所又ハ助産所」に改める。

第十七條第一項及び第三項中「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改める。

第十七條の三を次のように改める。

第十七條の三 削除

第十七條の四第一項中「若しくは診療所」を「診療所若しくは助産所」に、「又は負傷」を「負傷又ハ分産」に改め、同項第二号中「二箇月間」を「二箇月間（分産については、四箇月間）」に改める。

第十七條の八中「分産費」を削り、「家族埋葬料若しくは配偶者分産費」を「若しくは家族埋葬料」に改める。

第十八條第一項中「分産費」を削り、同条第二項中「若しくは分産費」を削り、「家族埋葬料又は配偶者分産費」を「又は家族埋葬料」に改め、同条第三項中「家族埋葬料又は配偶者分産費」を「又は家族埋葬料」に改め、「若しくは分産費」を削り、同条第四項中

「又は負傷」を、「負傷又は分べん」に改め、同条第五項中「分べん費」を削り、同条第六項中「又は負傷」を、「負傷又は分べん」に改める。

第二十五条の二第二項中「保険医」の下に「若しくは保険助産婦」を、「診断書」の下に「若しくは証明書」を加える。

第三十八条中「若しくは負傷」を、「負傷若しくは分べん」に改める。

第四十八条第一項中「診療録」の下に「助産録」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)
第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「及び負傷」を、「負傷及び出産」に改め、同項第三号中「治療」の下に「(出産の介助を含む)」を加え、同項第四号中「又は診療所」を、「診療所又は助産所」に改め、同条第三項中「(以下「国民健康保険医」という。)」の下に「同条に規定する登録を受けた助産婦(以下「国民健康保険助産婦」という。)」を加え、同条第四項中「診療所」の下に「助産所」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第三十七条第一項及び第三項中「若しくは診療所」を、「診療所若しくは助産所」に改める。
第三十八条の見出し中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加え、同条中「若しくは歯科医師」を、「歯科医師若しくは助産婦」に改める。

第三十九条第一項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第二項中「診療所」の下に「助産所」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第三項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を、「歯科医師」の下に「助産婦」を加え、同条第四項中「歯科

医師」の下に「助産婦」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加え、同条第五項中「保険医」の下に「保険助産婦」を、「国民健康保険助産婦」の下に「国民健康保険助産婦」を加え、同条第六項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を、「国民健康保険助産婦」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十一条中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十六条第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十七条第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第四十八条第三号中「診療録」の下に「助産録」を加える。

第四十九条の見出し、同条及び第五十条第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第五十一条第一項中「診療所」の下に「助産所」を加え、同条第二項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第五十四条第一項中「診療所」の下に「助産所」を加える。
第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条中「又は負傷」を、「負傷又は出産」に改める。

第五十八条第一項中「出産及び」を削り、「助産費の支給若しくは助産の給付又は葬祭費の支給若しくは」を「葬祭費の支給又は」に改める。
第六十五条第二項中「国民健康保険医」の下に「又は国民健康保険助産婦」を、「診断書」の下に「又は証明書」を加える。

第八十八条第一項及び第三項中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。
第八十九条第一項中「診療録」の下に「助産録」を、「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加え、同条第二項中「診療録」の下に「助産録」を加える。
第一百零四条第一項中「歯科医師」の下に「

助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

第二百二十条中「国民健康保険医」の下に「国民健康保険助産婦」を加える。

第二百一十一条中「歯科医師」の下に「助産婦」を加える。

第二百二十四条中「歯科医師」の下に「助産婦」を、「診療録」の下に「助産録」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に分べんについて診療(助産を含む)を受けている者の当該分べんに関する保険給付については、第二条の規定による改正後の健康保険法第四十三条第一項及び第五十九条第二項、第三条の規定による改正後の船員保険法第二十八条第一項及び第三十一条第二項、第四条の規定による改正後の日雇労働者健康保険法第十条第一項及び第七條第一項並びに第五条の規定による改正後の国民健康保険法第三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「健康診査」の下に「母性の健康診査、出産医療費の支給」を加える。

第十四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項後段中「又は老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第十条の二第六項」を、「老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)第十条の二第六項又は母子保健法(昭和四十一年法律第四十一号)第二十条の二第五項」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百二十億円の見込みである。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、歯科医療の確保と改善に関する請願(第三八四九号)(第四〇三六号)(第四一八六号)
- 一、冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願(第三八五〇号)(第四一八三号)
- 一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(第三八五一号)(第三八六三号)(第三八六四号)(第三八六五号)(第三八六六号)(第三八六七号)(第三八六八号)(第三八六九号)(第三八七〇号)(第三八七一号)(第三八七二号)(第三八七三号)(第三八七四号)(第三八七五号)(第三八七六号)(第三八七七号)(第三八七八号)(第三八七九号)(第三八八〇号)(第三八八一号)(第三八八二号)(第三八八三号)(第三八八四号)(第三八八五号)(第三八八六号)(第三八八七号)(第三八八八号)(第三八八九号)(第三八九〇号)(第三八九一号)(第三八九二号)(第三八九三号)(第三八九四号)(第三八九五号)(第三八九六号)(第三八九七号)(第三八九八号)(第三八九九号)(第四〇〇〇号)(第四〇〇〇六号)(第四〇〇〇七号)(第四〇〇〇八号)(第四〇〇〇九号)(第四〇〇一〇号)(第四〇〇一一号)(第四〇〇一二号)(第四〇〇一三号)(第四〇〇一四号)(第四〇〇一五号)(第四〇〇一六号)(第四〇〇一七号)(第四〇〇一八号)(第四〇〇一九号)(第四〇〇二〇号)(第四〇〇二一号)(第四〇〇二二号)(第四〇〇二三号)(第四〇〇二四号)(第四〇〇二五号)(第四〇〇二六号)(第四〇〇二七号)(第四〇〇二八号)(第四〇〇二九号)(第四〇〇三〇号)(第四〇〇三一号)(第四〇〇三二号)(第四〇〇三三号)(第四〇〇三四号)(第四〇〇三五号)(第四〇〇三六号)(第四〇〇三七号)(第四〇〇三八号)(第四〇〇三九号)(第四〇〇四〇号)(第四〇〇四一号)(第四〇〇四二号)(第四〇〇四三号)(第四〇〇四四号)(第四〇〇四五号)(第四〇〇四六号)(第四〇〇四七号)(第四〇〇四八号)(第四〇〇四九号)(第四〇〇五〇号)(第四〇〇五一号)(第四〇〇五二号)(第四〇〇五三号)(第四〇〇五四号)(第四〇〇五五号)(第四〇〇五六号)(第四〇〇五七号)(第四〇〇五八号)(第四〇〇五九号)(第四〇〇六〇号)(第四〇〇六一号)(第四〇〇六二号)(第四〇〇六三号)(第四〇〇六四号)(第四〇〇六五号)(第四〇〇六六号)(第四〇〇六七号)(第四〇〇六八号)(第四〇〇六九号)(第四〇〇七〇号)(第四〇〇七一号)(第四〇〇七二号)(第四〇〇七三号)(第四〇〇七四号)(第四〇〇七五号)(第四〇〇七六号)(第四〇〇七七号)(第四〇〇七八号)(第四〇〇七九号)(第四〇〇八〇号)(第四〇〇八一号)(第四〇〇八二号)(第四〇〇八三号)(第四〇〇八四号)(第四〇〇八五号)(第四〇〇八六号)(第四〇〇八七号)(第四〇〇八八号)(第四〇〇八九号)(第四〇〇九〇号)(第四〇〇九一号)(第四〇〇九二号)(第四〇〇九三号)(第四〇〇九四号)(第四〇〇九五号)(第四〇〇九六号)(第四〇〇九七号)(第四〇〇九八号)(第四〇〇九九号)(第四〇一〇〇号)

交友ビル内宮城県保険医協会内
松本重夫外二十二名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第三八五〇号 昭和五十二年四月十五日受理
冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願
請願者 宮城県宮城郡宮城町下愛子二本松
一 佐藤内科医院内 佐藤隆外十四名

紹介議員 向井 長年君

一、冬期暖房料について、北海道で実施されている療養担当手当の規則を、東北その他の寒冷地にも拡大適用すること。
二、適用期間は毎年十一月一日から翌年四月三十日とすること。
三、国は以上の項について速やかに責任ある措置をとること。

理由

医療法施行規則では暖房施設の完備を規定しているながら、その対応経費を認めないのは不合理であり、公務員にさえ寒冷手当が認められているのに、国民の生命をあずかる医療機関に暖房料が認められないのは国民的平等を著しく欠いている。

第四一八三号 昭和五十二年四月十八日受理
冬期暖房料についての療養担当手当規則を東北その他の寒冷地に適用することの請願
請願者 宮城県仙台市長町二ノ八ノ二四
寺島知子外八名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三八五〇号と同じである。
第三八五一号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 新潟県長岡市下山二ノ二、四二七ノ二 佐々木法子外四百九十九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八六三号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市五十猛町八六一ノ一
長谷川ハルヨ外九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

第三八六四号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市鳥井町七九七ノ九
細田年成外九名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八六五号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市山口町一、〇六五
影山俊弘外九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 赤桐 操君

第三八六六号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市嘉久志町イ一、二九
八ノ一 小林裕行外九名
紹介議員 茜ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。
第三八六七号 昭和五十二年四月十五日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市江津町六九一ノ八
佐々葉牧生外九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八六八号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市渡津町一、二二二ノ一
花山三三代外九名
紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 案納 勝君

第三八六九号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市波子町イ九〇八 堂
床隆夫外九名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八七〇号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市都治町一、一七四ノ一
渡辺学外九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八七一号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市渡津町八五一ノ二〇
小島テル子外九名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八七二号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市嘉久志町イ七二五
西川幸三外九名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八七三号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 北九州市小倉北区熊谷三ノ一四ノ二九 中村博之外五百八十五名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 安武 洋子君

第三八七四号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 香川県善通寺市上吉田町 平田清
臣外千七百七十九名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八八二号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市嘉久志町二二二ノ五
道上正司外九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八八三号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市波子町イ八九六 山
藤イサヨ外九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

紹介議員 片岡 勝治君

第三九八四号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市跡市町三、五四一
大賀善美子外九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八五号 昭和五十二年四月十六日
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市千田町九〇七 横山
豊外九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八六号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市後地町一、七四六
刈屋淳志外九名

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八七号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市和木町五二三ノ二
長谷多美子外九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八八号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県浜田市国分町七六二 新田
マツエ外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九八九号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町一〇四 北風
善久外九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三九九〇号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市波子町イ一、二五五
ノ九二 黒川重以外九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇五三三号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険制度の小改悪反対等に関する請願(四通)

請願者 広島県呉市三和町一〇ノ八 岡川
康子外千四百二十五名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇六五号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市敬川町一、七五八ノ
八 富金原拓夫外九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇六六号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九三四ノ一
田中弘己外九名

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇六七号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市波積町本郷二七九ノ
二 宮本武外九名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇六八号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市二宮町神村 坂口保
正外九名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇六九号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市二宮町神主一、九六
二 工藤佐津江外九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七〇号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市跡市町二、四八九
山中隆子外九名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七一号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町九四二 高松

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七二号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市嘉久志町一、一四〇
森脇清治外九名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七三三号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町二一八ノ三
山藤則子外九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七四号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津二、二一六ノ
三五 森元靖夫外九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四〇七五号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津町一、四〇五
村尾止実外九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四一三〇号 昭和五十二年四月十八日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

請願者 鳥取県米子市東福原一区一、一一六 松田勝三外五千三百九十八名
紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二六七号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県江津市江津町三八三ノ六 佐々木一郎外九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二六八号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県大田市大田町大田一、一六四 山内和外人外九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二六九号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県大田市鳥井町鳥井二〇七ノ八 大野竹作外九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七〇号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥取県出雲市浜町一、五二六 石橋英二外九名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七一号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市久手町波根西一、七八 坂本忠雄外九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七二号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市祖式町式喜七七 森山節子外九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七三号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市祖式町二、四三一 松本清子外九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七四号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市久利町久利二ノ二 内田健吉外九名
紹介議員 戸田 菊男君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七五号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市久手町上区三ノ七 安藤昇外九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七六号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市大森町七八五 河村 一夫外九名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七七号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市川合町川合一、五二一 森脇秀範外九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七八号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市久手町二、一九三 岩谷光雄外九名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二七九号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県瀬摩郡温泉津町飯原三一八 重田久義外九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八〇号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市富山町神原三三七 鳥筈尾清外九名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八一号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市三瓶町池田一、六一八 安田ツギ外九名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八二号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市大森町八ノ一九四ノ一 和気美江子外九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八三号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市久利町久利四二五 福田一夫外九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八四号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市久利町久利一、一六二ノ二 和田正治外九名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四二八五号 昭和五十二年四月十九日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 鳥根県大田市長久町土江 山崎弘外九名
紹介議員 松永 忠二君

第四二八六号 昭和五十二年四月十九日受理

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四二八六号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市三瓶町池田一一〇

塚田一兵衛外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四二八七号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都治町一、四八八ノ

四 花田芳外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四二八九号 昭和五十二年四月十九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区前野町五ノ五〇ノ二

ノ二〇一 高島辰義外三千二百二十

七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三七八号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都治町四九九ノ五

郷原悦子外九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三七九号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市敬川町一、二二八

第七部 社会労働委員会会議録第八号 昭和五十二年五月十二日【参議院】

小林幹男外九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八〇号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町一、五一五ノ

一六 小早川巖外九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八一号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県浜田市長浜一、二九九ノ一

小川あけみ外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八二号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町八一九 福本

ヨシエ外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八三号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市後地町三、三四六ノ

一五 林清人外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八四号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市黒松町一八 中田重

義外九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八五号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市嘉久志町イ一、五三

七ノ二 石井清治外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八六号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県邑智郡邑智町別府三五四

岡本虎夫外九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八七号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大森町ホ一四ノ二

上野利治外九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四三八八号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県大田市大田町一ノ一、一〇

〇ノ五 見継敏博外九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四四二二号 昭和五十二年四月二十日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県松江市西津田町三七四ノ一

松江生協病院内 松井秀枝外六千

百七十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四四七二号 昭和五十二年四月二十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市跡市町五九七ノ八

藤田利光外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四四七二号 昭和五十二年四月二十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市敬川町一、一一八ノ

五 川上雅文外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四四七三号 昭和五十二年四月二十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都治町三三九ノ二

浅野晴正外九名

紹介議員 神沢 淳君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四四七四号 昭和五十二年四月二十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市敬川町一、二七一

福田芳一外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第四四七五号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県浜田市野原町一、七三七
山本綾子外九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四七六号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市江津町八九二 道本
リヨ子外九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四七七号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市都野津町二、二五六
ノ九 倉賀野修外九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四七八号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市都治町三〇六 林恒
雄外九名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四七九号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市江津町九三三〇一
田中千代子外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四八〇号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市和木町三二〇 原キ
タミ外九名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四八一号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市跡市町五七五ノ七
宮田茂樹外九名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四八二号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市都野津町一、九九〇
ノ二 山藤健二外九名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四八三号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(三通)
請願者 東京都清瀬市竹丘三ノ一ノ七二
加藤美和子外千二百六十六名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四八四号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県出雲市今市町八〇八出雲市
民病院内 常陸吉義外二千五百名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四四八五号 昭和五十二年四月二十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 東京都中野区沼袋一ノ三〇ノ六
神保宏外四百六十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第三八九〇号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県佐久市志賀三、七〇四 井
出隆雄外十九名

紹介議員 加藤 完君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九一号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県小諸市市町東富士見平二
三 水出幸三外九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九二号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県上田市緑が丘一ノ三ノ三〇
関口幸男外五名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九三号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県佐久市瀬戸一、六八五 土

紹介議員 屋見外六名
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九四号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県佐久市伴野一、五六七 岡
村正男外十九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九五号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県下伊那郡鼎町二、四一六
菅沼一雄外十九名

紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九六号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県飯田市丸山四区六、〇七八
佐藤憲三外十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九七号 昭和五十二年四月十五日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県飯田市江戸町二ノ四〇 中
島陸男外十九名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇〇六号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山四ノ六、〇八一
野口留雄外十九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇〇七号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県下伊那郡碓氷町一、〇四六
関口友文外十九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇〇八号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県佐久市志賀五、五〇九ノ一
神津貞夫外七名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇〇九号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県佐久市中込二、〇五七 土
屋喜道外十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇一〇号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町社東一〇一
ノ二 平林政一外十九名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇一一号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県岡谷市加茂町四ノ一二ノ二
五十嵐良雄外十九名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県岡谷市中央一ノ一三ノ一
市川久美子外九名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇一三号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県諏訪市岡村二ノ五ノ一四
大野博子外九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇一四号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県諏訪市元町一六ノ二 北沢
小百合外九名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇一五号 昭和五十二年四月十六日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県岡谷市銀座二ノ四ノ一二
高橋智江外九名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇九五号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町湖浜六、一
八二ノ六 吉沢光昭外十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇九六号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県諏訪市清水二ノ七ノ七 矢
ヶ崎美晴外十二名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇九七号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野市栗田五二六 小山啓一外四
名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇九八号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野市吉田四ノ二四ノ一二 山田
英人外四名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四〇九九号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野市塩尻甲一、二〇三 岡村あ
つ子外十名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四一〇〇号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野市浅川五ノ一一三ノ六九 務
台乗男外五名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四一〇一号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県中野市中野一、九二九 三
井寛外五名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四一〇二号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野市宮沖一九七 丸山健蔵外五
名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四一〇三号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野市三輪一ノ一〇ノ一四 堀和
夫外三名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第四一〇四号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県塩尻市宗賀二、九三二 宮
原栄市外十九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三八九八号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町南田原井武田

紹介議員 五八 村上建元外七名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三八九九号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町皮籠石五百成

紹介議員 二二 小川ツヤ子外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇〇号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡大越町上大越山口一

紹介議員 五九 丹伊田友男外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇一号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県伊達郡梁川町北本町一九ノ

紹介議員 一 坂田ひさえ外六名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇二号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県安達郡安達町油井舟橋一二ノ五 安田エイ子外九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇三号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県二本松市郭内二ノ三四五ノ

紹介議員 二 佐藤武外八名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇四号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県安達郡安達町小沢諏訪三八ノ八 遠藤広子外三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇五号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町新町中通一〇

紹介議員 九 永瀬国代外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇六号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡滝根町神俣開場二

紹介議員 横田亀吉外七名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇七号 昭和五十二年四月十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡船引町門沢流シ田一

三 松崎利夫外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九一九号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町谷津作鬼石一

紹介議員 二二 坪井正男外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九二二号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県会津若松市門田町黒岩城南

紹介議員 八九ノ二 笠原ミヨシ外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九三三号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町川桁曲洲

紹介議員 五、五八三 石田美代子外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九九四号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町金田芭添

紹介議員 二、二四三 荒川竜子外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九九五号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町金田芭添

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町金田芭七八

紹介議員 関和敏子外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九九六号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町諏訪山二、九

紹介議員 四五 加藤雄外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九九七号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡大越町下大越宮山七

紹介議員 五 松本太事外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九九八号 昭和五十二年四月十六日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡船引町門沢日照田二

紹介議員 三二 鈴木和夫外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇七六号 昭和五十二年四月十八日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡大越町牧野後原七二

紹介議員 佐原市郎外六名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇七七号 昭和五十二年四月十八日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡大越町牧野後原七二

紹介議員 福岡 知之君

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県北会津郡北会津村蟹川二、九二三 五十嵐清外六名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇七八号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町明円四、二八九ノ一 吉田作夫外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇七九号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町寺後四、六一九 渡辺二公外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八〇号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町本町三八渡部一外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八一号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町戸ノロ一、七〇五 渡辺哲夫外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八二号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県会津若松市町北町藤室南二一八 稻村行雄外八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八三号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県会津若松市城前四ノ一三津田善助外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八四号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県会津若松市山見町三四〇斎藤淳外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八五号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県会津若松市門田町年貢町古川端一四三 渡部春枝外七名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四〇八六号 昭和五十二年四月十八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島市飯坂町東湯野館一四〇一橋内良子外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五二号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町五二六 深見常夫外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五三号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上半田川町九五三志水淳外九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五四号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市東横山町四九 水野弓子外九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五五号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市北丘町七ノ四 宮崎家生外九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五六号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市東町二九 佐々木京子外九名

紹介議員 秋山 長進君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五七号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋市中区福徳町二ノ二〇 宮下悦子外五名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五八号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋市中区鳴海町文木六五 前田耕江外九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二五九号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋市中区森孝新田乙一四四 酒井健外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六〇号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市針原町二四ノ九 与語由紀子外九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六一号 昭和五十二年四月十九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市中品野町六一 西本志織外九名

紹介議員 志織外九名

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六二号 昭和五十二年四月十九日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町境ノ内二八九ノ二 村田守外三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六三号 昭和五十二年四月十九日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市本町一ノ一六ノ一九 宮川勇一外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六四号 昭和五十二年四月十九日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県石川郡石川境ノ内三四六ノ二 中田ヨシミ外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六五号 昭和五十二年四月十九日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町中通七 塩田巧外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四二六六号 昭和五十二年四月十九日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県伊達郡国見町西大枝堂ノ前

二一 後藤ミツ子外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三八九号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市川原町九六ノ一〇 佐藤優外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九〇号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市西山字西山一二二 丹治文雄外九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九一号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市中野清水九二ノ二 西山良子外九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九二号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市中村二ノ一ノ三 鈴木木要吉外九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九三号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市中野堂の前一三七ノ二 黒文雄外九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九四号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬郡鹿島町横手内一三ノ四 渡辺千代外一名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九五号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市川沼九二 郡文字外九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九六号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県相馬市坪田台町一二九 寺島春雄外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九七号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町尼ヶ谷一 渡辺雅光外十名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四三九八号 昭和五十二年四月二十日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県石川郡平田村永田切田一七 薄井仁外十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四四号 昭和五十二年四月二十一日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市栄町六ノ三 篠田弘三外十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四五号 昭和五十二年四月二十一日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市大槻町小山田前一二 結城由光外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四六号 昭和五十二年四月二十一日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根三ノ一九ノ一〇 長田春治外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四七号 昭和五十二年四月二十一日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市開成五ノ八ノ一 宗形正次外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四八号 昭和五十二年四月二十一日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県相馬市黒木上泉二八八 伏見京子外九名
紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四四九号 昭和五十二年四月二十一日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県双葉郡川内村上川内古町二
〇 渡辺トミ子外九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十二年四月二十一日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県相馬市中村川沼三七一ノ三
山崎孝夫外九名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四五一号 昭和五十二年四月二十一日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡常葉町常葉秋の目九
九ノ一 秋元勇七外九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四五二号 昭和五十二年四月二十一日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡船引町七ツ垣一九
〇 渡辺浪子外九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四四五三号 昭和五十二年四月二十一日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡船引町西中子繩五七
今野美枝子外九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三九〇八号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 名古屋港区沙止町三 村上弘行
外九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九〇九号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 名古屋南区呼続町四ノ六七 荒
川清外九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一〇号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 名古屋西区上小田井一ノ九八
松久俊夫外三名
紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一一号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市島田一、五八三ノ一
岡村忠外九名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一二号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市浅江二、一五九ノ二
河村信彦外九名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一三号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市井金山前四、四六〇
ノ五 小沢三夫外九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一四号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市島田一、五八三ノ一
岡村忠外九名
紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一五号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市光井一、一〇七 木本
浜治外九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一六号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市丸山町二〇六 安田健
治外九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一九号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市丸山町二五八 伊藤孝
次外九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇〇号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県光市浅江二、一〇一 西岡
義和外四名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇一号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の抜本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡平生町佐賀一、八三
一 福永克博外九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇二号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
技本改善に関する請願
請願者 山口県光市光井一、七二七ノ一〇
渡辺誠一郎外四名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇三号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡平生町曾根二、一八
三ノ九 隅安二外九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇四号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県岩国市田原一九 延村繁
光外九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇五号 昭和五十二年四月十六日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県光市丸山町二〇八 石橋完
二外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇七号 昭和五十二年四月十八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県徳山市遠石二ノ四ノ三 松
本義則外九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇八号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 福岡県中間市中間九八二ノ一一〇
青木次男外九名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇八九号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市八幡東区平野町一ノ一〇
ノ一五 尾川利一外九名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇九号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市小倉北区泉台町一ノ二一
ノ一七 福田忠之外九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇九一号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市八幡東区平野三ノ一ノ一

宮本正外九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇九二号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市八幡東区昭和三ノ四ノ一
〇ノ三〇二 早田満雄外九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇九三三号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区鉄竜一ノ一ノ五
ノ四〇二 山本勲外九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第四〇〇九四号 昭和五十二年四月十八日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県光市岩狩町一七一 石井宏
外九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三九一七号 昭和五十二年四月十五日受理
健康保険の改定反対に関する請願
請願者 札幌市白石区菊水三条二丁目北海
道医療労働組合協議会内 平岡敏
光外四百九十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
政管健保の初診時、入院時の一部負担の増額、特

別保険料の新設など、国民、患者に負担を強いる
健康保険の改定を直ちにやめられたい。

第四一六一号 昭和五十二年四月十八日受理
健康保険の改定反対に関する請願
請願者 北海道小樽市緑一ノ二ノ八 松
樹豊四郎外五百十五名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第三九三〇号 昭和五十二年四月十五日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合三ノ一四ノ二
一ノ四〇一 木田献一外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三九四一号 昭和五十二年四月十八日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市坂本穴太町七二七
西田孝子外四十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四一七五号 昭和五十二年四月十八日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 高知市六泉寺町一ノ二ノ五 五藤
昌子外二百十九名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四一八二号 昭和五十二年四月十八日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 京都府綴喜郡八幡町橋本 加島き
く子外六十五名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四三〇四号 昭和五十二年四月十九日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 京都府福知山市前田一、六四三
片岡実外二百三十九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四四一八号 昭和五十二年四月二十日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市尾花川七ノ九 田附
和子外十四名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四五〇八号 昭和五十二年四月二十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願(十五通)
請願者 京都市伏見区桃山正宗三七 浜田
陽子外二百二十四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四五二二号 昭和五十二年四月二十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

請願者 滋賀県草津市西大路町九ノ二八
馬場きみ子外十四名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三九三二号 昭和五十二年四月十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市右京区嵯峨天竜寺中島町一
二ノ一 野口俊郎外四百九十九名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四一七〇号 昭和五十二年四月十八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 京都市上京区堀川今出川上ル堀川
今出川団地一〇ノ一、一〇一〇 今
林健外四百九十九名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第三九三二号 昭和五十二年四月十五日受理
国民の社会福祉実現に関する請願
請願者 長野県北佐久郡北御牧村御牧原一
八八 毎沢信雄外六百十九名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第四一七一号 昭和五十二年四月十八日受理
国民の社会福祉実現に関する請願
請願者 滋賀県彦根市西沼波町一三三 小
堀嘉克外三百八十五名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三九三三号 昭和五十二年四月十五日受理
日雇健康保険制度の改善に関する請願
請願者 岡山県勝田郡勝田町真加部一六四
宮元五郎外二百七十五名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第四〇五二号 昭和五十二年四月十六日受理
日雇健康保険制度の改善に関する請願
請願者 広島市皆実町一ノ三ノ三一 吉田
治平外八百九十五名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九三四号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 名古屋市昭和区栄園町三三 加藤
治之外千九百十二名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三九三五号 昭和五十二年四月十五日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都小金井市貫井北町三ノ四
山本浩晴外八百五十三名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第四五一九号 昭和五十二年四月二十一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 北海道釧路市昭和一九〇 新妻誠
次外千八百八十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三九三六号 昭和五十二年四月十五日受理
病院の診療報酬引上げに関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡浦安町当代島四六
一 浦安町市川市病院組合葛南病院
内今井康夫外二百十二名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第四三〇六号 昭和五十二年四月十九日受理
病院の診療報酬引上げに関する請願
請願者 東京都八王子市長房町五八八ノ四
一五ノ二 岡部喜代美外二百三十
五名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三九四五号 昭和五十二年四月十五日受理
医療保険の改善に反対し、現行諸制度改善に
関する請願
請願者 沖縄県島尻郡知念村久手堅二六
新垣哲也外九十五名
紹介議員 高屋武貞榮君
公共的性格をもつべき医療を、更に国民の手から
遠ざけることとなる政府の医療保障、医療保険制
度の改善を即刻取りやめ、更に現行制度も国民の
立場にたつて改善するよう、次の事項の実現を
図りたい。

健康保険に関する事項
一、初診時、入院時の一部負担金の増額や兼代
一部負担の導入などは行わないこと。
二、保険料引上げを行わず「弾力条項」は廃止
すること。
三、一時金からの保険料を差し引かないこと。
四、高額療養費支給制度の自己負担限度額を引
き下げ、日算定や同一医療機関制限などを

撤廃すること。

五、傷病手当金の支給額を増やし、支給期間を延長すること。

六、分べん費や埋葬料の最低保障額を引き上げること。

七、予防給付を健康保険で現物給付にすること。

八、健康保険における国庫負担を増額し、保険料の労働者負担割合を引き下げる。

国民健康保険に関する事項

一、療養給付を本人、家族とも十割にすることをめざし、当面八割に引き上げること。

二、傷病手当金制度をはじめ、出産給付(助産費、育児手当)、死亡給付(葬祭費)、予防給付がすべての市町村で実施できるように必要な財政措置をとること。出産給付、死亡給付は健康保険並みに引き上げること。

三、老人、乳幼児の医療費は、全額公費負担にし、国保財政の健全化を図ること。

四、必要な国保財政の支出増は、保険税(料)の引上げでなく、国庫負担の増額によつてまかなうこと。

五、保険税(料)の負担は、所得税の高低に応じて公平に負担するようにすること。

六、人工透析など高額な医療については全額国庫負担とすること。

七、国民健康保険証の全国通用の完全実施を促進すること。

理由

インフレと不況で国民の生活がかつてない困難に陥っている今日、老人、障害者、患者など経済基盤の弱い人々はもちろんのこと、国民すべてが、いま、国民本位の医療制度の確立をよつて求めている。特に、切実な願ひとしては、救急医療体制、休日・夜間診療体制の確立、訪問看護制度の確立、差額ベット、付添料の患者負担廃止などがある。このような、切実でかつ緊急な医療供給体制の改善がまつたく後れたままなのに、国民健康保険はじめ、医療保険の保険料引上げ、高額療養費自己

負担限度の引上げ、老人医療の有料化など、すべての国民の負担を大幅に増加させる医療保障、医療保険制度の改善が、政府の手によつて強行されようとしている。

第三九四七号 昭和五十二年四月十五日受理
雇用安定基金制度の実現等に関する請願

請願者 奈良市紀寺新屋敷町三八五ノ六
木原嘉男外三千七百二十三名

紹介議員 柄谷 道一君

雇用不安及び物価高の続く生活危機を克服してゆぐため、当面、次の諸施策を重点的に講ぜられたい。

一、雇用安定基金制度の実現を含む完全雇用達成のためのあらゆる施策を推進すること。

二、定年延長に対する行政指導を強化し、速やかに六十歳定年の法制化を図ること。

第三九六五号 昭和五十二年四月十五日受理
炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
議会議長 増田英夫

紹介議員 園田 清充君

炭鉱離職者緊急就労対策事業の継続実施について格段の配慮をすとも、同事業の実施を円滑にするため、補助単価を実情に即したものとすよう強く要望する。

理由

本県では、従来から荒尾市地域において県と市により炭鉱離職者緊急就労対策事業が実施されてきたが、全国的なエネルギー政策の見直し等により、同事業の継続が問題となつてきた。昭和五十二年度においては、予算措置による一年間の延長実施が決定したものの、以降における同事業の継続実施については、未定のまま指針も示されていない。もとより就労者については、この種事業に

依存することなく、できる限り常用就職を促進するのが本旨であり、職業安定機関には、そのための努力を期待するものであるが、その就労実態並びに現下の就職事情から見て、このことは極めて困難である。

第三九七六号 昭和五十二年四月十五日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園春風町三ノ一
御橋益司外九十四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第四〇三七号 昭和五十二年四月十六日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 島根県松江市灘町一 橋田勤外十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第四一八四号 昭和五十二年四月十八日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市新寺小路一 阿部内科医院内 阿部一郎外二十六名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第三九六八号 昭和五十二年四月十五日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市里中町二ノ九ノ二九
加藤勲外八十一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四〇三八号 昭和五十二年四月十六日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 島根県松江市灘町一 橋田勤外十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四一八五号 昭和五十二年四月十八日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 宮城県仙台市広瀬町三ノ六星陵ホスピタル内 山口徹外三十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四二九六号 昭和五十二年四月十九日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願

請願者 大阪府河内長野市楠町西五五八三
溝口医院内 溝口統外百二十二名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四〇三五号 昭和五十二年四月十六日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町殿町四〇七
初田嘉市外五十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第四一八九号 昭和五十二年四月十八日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 福岡県田川市東区新町一〇ノ一全
国じん肺患者同盟内 川原吉和外二十五名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第四三〇五号 昭和五十二年四月十九日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 秋田県大館市野井沢下貸三〇 割
石義雄外二十六名
紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第四〇三九号 昭和五十二年四月十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 島根県江津市波子町イ一、〇〇六
黒川明範
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四一三三三号 昭和五十二年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 神戸市生田区山本通五ノ一ノ二二
辻田武司
紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四一三三四号 昭和五十二年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 横浜市神奈川区立町二三 平瀬ユ
イ子
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四一三三五号 昭和五十二年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 東京都墨田区横川五ノ八ノ一八
橋健市
紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四一三六号 昭和五十二年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 兵庫県明石市大蔵天神町一六ノ一
七 福島和夫
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四一六二二号 昭和五十二年四月十八日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 北海道夕張郡栗山町接丘一丁目
遠田三男外十九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四二九七号 昭和五十二年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 大阪府池田市建石町一ノ二二 岩
田坦之助外九名
紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四二九八号 昭和五十二年四月十九日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 千葉県船橋市前貝塚町五六七 梅
田義信外九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四四二六号 昭和五十二年四月二十日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 栃木県矢板市本町二ノ三三 菅谷
正一郎
紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四五〇九号 昭和五十二年四月二十一日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願

請願者 広島市舟入町二ノ五 立川一馬
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三二二二号と同じである。

第四〇四七号 昭和五十二年四月十六日受理
ハンセン氏病療養所の医療の充実・整備の促進に
関する請願(三十四通)

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、七九六
宮崎忠司外三百二十六名
紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第四〇五四号 昭和五十二年四月十六日受理
医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 広島県豊田郡安浦町中畑三五六
上田一成外七十六名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第四一二九号 昭和五十二年四月十八日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願(二通)

請願者 静岡県熱海市中央町三ノ一一 高
橋孝一外四百六十七名
紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第四一三二二号 昭和五十二年四月十八日受理
老人医療費の有料化と健康保険の改悪反対並びに
医療の改善に関する請願

請願者 鳥取市湖山町北一ノ四一一 角本
順次外五千七百十名
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一九五〇号と同じである。

第四一七三三号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障基本法制定に関する請願

請願者 香川県大川郡白鳥町湊一、九五九
ノ一 榎橋弘司外一万九千九百九
十五名
紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四一七四四号 昭和五十二年四月十八日受理
母性保障基本法制定に関する請願

請願者 石川県金沢市大和町一ノ一 森野
千鶴子外百九十九名
紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四三〇二二号 昭和五十二年四月十九日受理
母性保障基本法制定に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町入善六、〇
〇〇 高橋さよ子外二百名
紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四三〇三号 昭和五十二年四月十九日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 群馬県館林市城町二ノ一 山口和子外二百名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四五一〇号 昭和五十二年四月二十一日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 徳島県小松島市田浦町岩金一〇八ノ三 市榮秀子外二百名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四二九五号 昭和五十二年四月十九日受理
学童保育制度の拡充に関する請願
請願者 東京都町田市山崎町二、三、四ノ二 澄川百合子外千五百九十九名

紹介議員 杏脱タケ子君
国において、今年度成立した学童保育の制度を一層拡充するため、次の事項の実現を図りたい。

- 一、学童保育に関する予算を大幅に増額すること。
- 二、すべての学童保育を国庫補助の対象にすること。
- 三、学童保育用建物に国庫補助制度を新設すること。

理由
近年働く婦人の数が増加の一途をたどりその中で既婚者は三分の一以上になつてゐる。そこで婦人が安心して働くために、その子どもたちと、母子家庭、父子家庭をも含めた留守家庭児童が、健全に育成され、全面的な発達をするために、学童保育の必要性和大幅な国の予算化がとくに望まれている。このことは俗悪な文化のはんらんする中で

大きな意義をもつてゐる。そうした中で、今年度国において予算化されたが、公営の学童保育ならびに人件費にはなんらの措置がない。町田市では昭和三十八年度に学童保育クラブが発足して以来、その事業が進められてきたが、子どもたちにとつての限定された保育時間からくる空白時間や不備な施設に対する施策が不完全な状態である。また、子どもたちを毎日預る指導員の身分は不安定で、子どもたちを指導するのに必要な研修会や保育計画の打合せ会も十分に認められていない。これらを解決するために、指導員の現在の身分を、正規職員化することが、切実に要求されている。

第四二九九号 昭和五十二年四月十九日受理
社会保険対策の充実に関する請願
請願者 愛知県江南市後飛保宮前一四 山内悦雄外六百五十名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第四四一七号 昭和五十二年四月二十日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 長野市中御所二ノ三〇法令印刷労働組合内 小林秀樹外二百名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四五一一号 昭和五十二年四月二十一日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請願
請願者 山口市惣太夫町三ノ八国鉄労組小郡支部自動車分会内 石川益吉外二百名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四五〇六号 昭和五十二年四月二十一日受理
保育事業振興に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町中上野七五二 比企司郎外三千八百六十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

四月二十九日日本委員会に左の案件を付託された。
一、労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案
労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法の一部改正
第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条の五」に改める。

第二条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

第三条第一項中「単に」の下に「この法律で定める」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

3 労働基準監督署長は、前項の規定により安全管理者の解任を命じようとするときは、あらかじめ、事業者及び当該安全管理者にその理由を通知し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第十二条第二項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

者の業務の執行について準用する。この場合において、同項中「事業者」あるのは、「当該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と読み替へるものとする。

第二十八条の見出し中「及び望ましい作業環境の標準」を「等」に改め、同条第三項中「前二項の規定により」を「前三項の規定により」に改め、「技術上の指針」の下に「労働者の健康障害を防止するための指針」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、次の化学物質で労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとする。

一 第五十七条の二第四項の規定による指針に保る化学物質

二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質

一 で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるもの。

第四十四条の見出しを「個別検定」に改め、同条第一項中「機械等のうち」を「機械等(次の構造、性能等を考慮して)」に改め、「当該機械等について」を削り、「検定代行機関」を「個別検定代行機関」に、「行なう」を「個々に行う当該機械等について」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「附されていない」を「付されていない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「検定」を「個別検定」に、「付し」を「付し」に、「付してはならない」を「付してはならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の検定(以下「検定」という。）」を「個別検定」に、「当該検定」を「当該個所検定」に、「付さなければならない」を「付さなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加

える。

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別
検定制行機関は、前項の規定による検定（以
下「個別検定」という。）を受けようとする者
から申請があつた場合には、当該申請に係る
機械等が労働省令で定める基準に適合して
いると認めるときでなければ、当該機械等個
別検定に合格させてはならない。

（型式検定）

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、
個別検定によるものが適当でない機械等で政
令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、
労働省令で定めるところにより、労働大臣又
は労働大臣の指定する者（以下「型式検定制
行機関」という。）が行う当該機械等の型式に
ついての検定を受けなければならない。

2 労働大臣又は型式検定制行機関は、前項の
規定による検定（以下「型式検定」という。）
を受けようとする者から申請があつた場合に
は、当該申請に係る型式の機械等の構造並び
に当該機械等を製造し、及び検査する設備等
が労働省令で定める基準に適合していると認
めるときでなければ、当該型式を型式検定に
合格させてはならない。

3 労働大臣又は型式検定制行機関は、型式検
定に合格した型式について、型式検定合格証
を申請者に交付する。

4 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合
格した型式の機械等を製造し、又は輸入した
ときは、当該機械等に、労働省令で定めると
ころにより、型式検定に合格した型式の機械
等である旨の表示を付さなければならない。

5 型式検定に合格した型式の機械等以外の機
械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛
らわしい表示を付してはならない。

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付され
ていないものは、使用してはならない。

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間

（次項の規定により型式検定合格証の有効期
間が更新されたときにあつては、当該更新さ
れた型式検定合格証の有効期間）は、前条第
一項の機械等の種類に応じて、労働省令で定
める期間とする。

2 型式検定合格証の有効期間の更新を受けよ
うとする者は、労働省令で定めるところによ
り、型式検定を受けなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めら
れるものについて同項の規定による自主検査の
労働省令で定める自主検査（以下「特定自主
検査」という。）を行うときは、その使用する
労働者で労働省令で定める資格を有するもの
又は第五十四条の三第一項の規定する登録を
受け、他人の求めに応じて当該機械等につい
て特定自主検査を行う者（以下「検査業者」と
いう。）を実施させなければならない。

3 労働大臣は、第一項の規定による自主検査
の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主
検査指針を公表するものとする。

4 労働大臣は、前項の自主検査指針を公表し
た場合において必要があると認めるときは、
事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に
対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等
を行うことができる。

第四十六条第一項中「この条」の下に「及び
第五十三条」を加え、「行なう」を「行おう」
に、「行なう」を「行い」に改める。

第五十四条（見出しを含む。）中「検定制行機
関」を「個別検定制行機関」に、「検定」を「個
別検定」に改め、第五章第一節中同条の次に次
の四条を加える。

（型式検定制行機関）

第五十四条の二 第四十四条の二第一項の規
定による指定は、労働省令で定める区分ごと
に全国を通じて一を限り、型式検定を行おう
とする者の申請により行う。

2 第四十六条第二項及び第三項並びに第四十

七条から第五十三条までの規定は、型式検定
代行機関に関して準用する。この場合におい
て、第四十六条第二項各号列記以外の部分中
「指定」とあるのは「第四十四条の二第一項
の規定による指定（以下この条及び第五十三
条において「指定」という。）」と、同条第三
項中「第一項」といふのは「第五十四条の二
第一項」と、第四十七条、第四十八条第一項
及び第三項、第四十九条、第五十一条第一項、
第五十二条並びに第五十三条第二項中「性能
検査」とあるのは「型式検定」と、第五十一
条中「検査員」とあるのは「検定員」と読み
替えるものとする。

（検査業者）

第五十四条の三 検査業者にならうとする者
は、労働省令で定めるところにより、労働省
又は都道府県労働基準局に備える検査業者名
簿に、氏名又は名称、住所その他労働省令で
定める事項の登録を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項
の登録を受けることができない。

一 第四十五条第一項若しくは第二項の規定
若しくはこれらの規定に基づく命令に違反
し、又は第五十四条の五第二項の規定によ
る命令に違反して、罰金以上の刑に処せら
れ、その執行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなつた日から起算して二年を経
過しない者

二 第五十四条の五第二項の規定により登録
を取り消され、その取消の日から起算し
て二年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち第
一号に該当する者があるもの

3 第一項の登録は、検査業者にならうとする
者の申請により行う。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前
項の申請が労働省令で定める基準に適合して
いると認めるときでなければ、第一項の登録

をしてはならない。

5 事業者その他の関係者は、検査業者名簿の
閲覧を求めることができる。

第五十四条の四 検査業者は、他人の求めに
応じて特定自主検査を行うときは、労働省令
で定める資格を有する者にこれを実施させな
なければならない。

第五十四条の五 労働大臣又は都道府県労働
基準局長は、検査業者が第五十四条の三第二
項第一号又は第三号に該当するに至つたとき
は、その登録を取り消さなければならない。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、
検査業者が次の各号のいずれかに該当するに
至つたときは、その登録を取り消し、又は六月
を超えない範囲内で期間を定めて特定自主
検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ず
ることができる。

一 第五十四条の三第四項の基準に適合しな
くなつたと認められるとき。

二 前条の規定に違反したとき。

三 第五十七条第一項の条件に違反したとき。
第五十七条の見出しを「（表示等）」に改め、
同条中「前条第一項の物を」と下に「容器に入
れ、又は包装して、」を加え、「容器（容器に入
れないで譲渡し、又は提供するときにあつては、
その包装。以下同じ。）を」「容器又は包装（容
器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供
するときにあつては、その容器）」に、「容器の
うち」を「容器又は包装のうち」に改め、同条
に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物
を前項に規定する方法以外の方法により譲渡
し、又は提供する者は、労働省令で定めると
ころにより、同項各号の事項を記載した文書
を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しな
なければならない。

第五十七条の次に次の三條を加える。
（化学物質の有害性の調査）
第五十七条の二 化学物質による労働者の健康

障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入し、若しくは事業者は、あらかじめ、労働省令で定める有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行ひ、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の労働大臣の確認を受けたとき。
- 二 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき労働省令で定める有害性がない旨の労働大臣の確認を受けたとき。
- 三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。
- 四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、労働省令で定めるとき。
- 五 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 六 労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十七条の三 労働大臣は、化学物質で、が五その他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用してゐる事業者その他労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査（当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。）を行ひ、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、労働大臣の定める基準に従つて行ひ、ものとする。

3 労働大臣は、第一項の規定による指示を行つたおとるときは、あらかじめ、労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指示

示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（国の援助等）
第五十七条の四 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

第五十八条の見出し中「有害性の」を「事業者の行うべき」に改め、同条中「化学薬品」を「化学物質」に改める。

第六十五条の次に一項を加える。
6 事業者は、第一項又は前項の規定による作業環境測定の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

第六十六条第六項中「前項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、「短縮」の下に「等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に一項を加える。

6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

第六十七条第一項中「離職の際に」の下に「又は離職の後に」を加える。

第七十一条中「第六十五条の」を削り、「第六十六条及び第六十七条の」を「労働者に対する」に、「又は健康診断」を「又は労働者に対する健康診断」に改める。

（指定試験機関の指定）
第七十五条の二 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第一項の規定により都道府県労働基準局長が行ふ免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 都道府県労働基準局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

（指定の基準）
第七十五条の三 労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に足るものであること。

2 労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。
二 申請者が試験事務を公正に実施することのできないおそれがあること。
三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(役員を選任及び解任)

第七十五条の四 指定試験機関の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

(免許試験員)

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

4 労働大臣は、免許試験員が、この法律(これに基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する

行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

(試験事務規程)

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、労働省令で定める。

3 労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(免許試験員を含む。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員(免許試験員を含む。)は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第七十五条の九 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十一 労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第七十五条の六第一項の条件に違反したとき。

第七十五条の十二 都道府県労働基準局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により労働大臣が指定試験機関に対し試験事

務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働基準局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、労働省令で定める。

第七十七条第一項中「以下この条及び第百十二条第十二号」を「第百十二条第一項第十二号」に、「行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「以下」を「第九十六条第二項及び第百十二条第一項第二号において」、「第四十六号第三項」を「第四十六号第二項各号列記以外の部分中」指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)」と、同条第三項、に改める。

第八十七条第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第九十三条第三項中「第五十六条第一項の許可」の下に、「第五十七条の二第四項の規定による勧告、第五十七条の三第一項の規定による指示」を加え、「に関する事務」を削る。

第九十六条第二項中「若しくは検定代行機関又は指定教習機関」を「、個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、指定試験機関又は指定教習機関(以下「検査代行機関等」という。))に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県労働基準局長は、労働衛生指導医

を前条第二項の規定による事務に参画させるため必要があるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

第百零二条第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に改める。

第百零三条第二項中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に、「検定」を「個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験」に改める。

第百零四条中「第六十六条第一項から第四項までの」を「第六十五条第六項及び第六十六条第一項から第四項までに規定する」に改める。

第百零五条第一項中「第五十四条の下に」「第五十四条の第二項」を、「場合を含む。」の下に、「第五十四条の五第二項」を、「第七十四条第二項」の下に、「第七十五条の十一第二項」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第百零六条中「国は」の下に、「第五十七条の四」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第百零八条の次に次の一条を加える。
(疫学的調査等)
第百八条の二 労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

第百零九条は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。

3 労働大臣又は前項の規定による委託を受けた者は、疫学的調査等の実施に関し必要があるとき、事業者、労働者その他の

関係者に対し、質問し、又は必要な報告若しくは書類の提出を求めることができる。
4 第二項の規定により労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第百零九条第一項中「又は指定」を、「指定又は登録」に、「付し」を「付し」に改め、同条第二項中「又は指定」を、「指定又は登録」に改める。

第百一十条の見出しを「(不服申立)」に改め、同条中「又は検定」を、「個別検定、型式検定又は免許試験」に改め、同条に次の一項を加える。
2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(免許試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為については、労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第百一十二条中「手数料を」の下に「国(指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、指定試験機関)に」を加え、同条第一号中(第七十五条第一項の免許試験に合格した者を除く。)を削り、同条第二号及び第六号中「行なう」を「行う」に改め、同条第七号中「検定(検定代行機関が行なうものを除く。)」を「個別検定(個別検定代行機関が行なうものを除く。)」に改め、同条の次に次の二号を加える。

七の二 型式検定(型式検定代行機関が行なうものを除く。)を受けようとする者
七の三 第五十四条の三第一項の登録を受けようとする者

第百一十二条第十一号中「第七十五条第一項の」を削り、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

第百一十二条の次に次の一条を加える。
(公示)
第百一十二条の二 労働大臣は、次の場合には、

労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。
一 第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項又は第七十五条の二第一項の規定による指定をしたとき。
二 第四十九条(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十五条の十の許可をしたとき。
三 第五十三条第一項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十五条の十一第一項の規定による取消しをしたとき。
四 第五十三条第二項(第五十四条及び第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は第七十五条の十一第二項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
五 第七十五条の十二第一項の規定により都道府県労働基準局長が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は同項の規定により都道府県労働基準局長が自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないものとするとき。
第百一十六条中「三十万円」を「二百万円」に改める。
第百一十七条中「第五十六条第一項」を「第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項」に、「十万円」を「五十万円」に改める。
第百一十八条中「第五十四条」の下に、「第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に、「第五十四条の五第二項又は第七十五条の十一第二項」を加え、「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に、

「十万円」を「五十万円」に改める。
第百一十九条中「五十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第四項、第五十六条第三項若しくは第四項」を「第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三第五項」に、「又は第百零四条」を、「第百零四条又は第百零八条の二第四項」に改め、同条第三号中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「した者」を「し、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者」に改める。

第百二十条中「五十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第四十四条第三項、第四十五条」を「第四十四条第四項、第四十四条の二第五項、第四十五条第一項若しくは第六項、第五十七条の二第二項、第五十七条の二第一項」に改め、「第六十六条第一項から第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加え、同条第二号中「場合を含む。」の下に「、第五十七条の三第一項」を加え、同条第三号中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項又は第四十四条の二第四項」に改め、同条第四号中「第九十六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第百二十一条中「検査代行機関、検定代行機関又は指定教習機関」を「検査代行機関等」に、「五十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十四条」の下に「及び第五十四条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「又は第七十五条の十」を加え、「又は検定」を、「個別検定、型式検定又は試験事務」に改める。
(じん肺法の一部改正)
第二条 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第六条」に、「第二章 予防及び健康管理(第五条―第二十三条)」を

「第二章 第一節 第二節 第三節」

健康管理
 節 じん肺健康診断の実施(第七條―第十一條)
 節 じん肺管理区分の決定等(第十二條―第二十條)
 節 健康管理のための措置(第二十一條―第二十三條)
 第三十五條の二―第四十四條の二に改める。

第二條第一項第一号を次のように改める。
 一 じん肺 粉じんを吸入することによつて肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。

第二條第一項第四号中「使用者」を「事業者」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
 二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に依じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。

第二條第二項中「前項第二号」を削り、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
 2 合併症の範囲については、労働省令で定める。

第三條を次のように改める。
 (じん肺健康診断)
 第三條 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行うものとする。
 一 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ)による検査
 二 労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査
 三 労働省令で定める方法による結核精密検査

に、「第三十六條―第四十四條」を「第一項第二号の検査は、同項第一号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外のものによつて行う。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に一つの肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ)があると認められる者その他労働省令で定める者を除く。」

2 前項第二号の検査は、同項第一号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外のものによつて行う。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に一つの肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ)があると認められる者その他労働省令で定める者を除く。

3 第一項第三号の結核精密検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかつており、又はかかつていない疑いがあると診断された者について、同項第三号の労働省令で定める検査は同項第一号及び第二号の調査及び検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核以外の合併症にかかつていない疑いがあると診断された者(同項第三号の労働省令で定める検査を受けることが必要であると認められた者に限る。)によつて行う。ただし、エックス線写真に一つの肺野の三分の一を超える大きさの大陰影があると認められる者を除く。

第四條の見出し中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同條第一項中「中欄及び」を削り、同項の表を次のように改める。

型	エックス線写真の像
第一型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの

第二型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第三型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	大陰影があると認められるもの

第四條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項の表を次のように改める。

管理三	イ	エックス線写真の像が第三型又は第四型(大陰影の大きさが一つの肺野の三分の一以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第四型(大陰影の大きさが一つの肺野の三分の一を超えるものに限る)と認められるもの
管理四	(1)	エックス線写真の像が第四型(大陰影の大きさが一つの肺野の三分の一を超えるものに限る)と認められるもの
	(2)	エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型(大陰影の大きさが一つの肺野の三分の一以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

「第二章 予防及び健康管理」を削る。
 第五條の見出しを「予防」に改め、同條中「使用者」を「事業者」に改め、「発散の」の下に「防止及び」を加える。
 第六條中「使用者」を「事業者」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第七條の前に次の章名及び節名を付する。
 第二章 健康管理
 第一節 じん肺健康診断の実施

第七條の見出しを「(就業時健康診断)」に改め、同條中「使用者」を「事業者」に、「労働者に対して」を「労働者(当該作業に従事することとなつた日前一年以内)にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理二又は管理三イと決定された労働者その他労働省令で定める労働者(当該作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区

者を除く。)に対して」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同條ただし書を削り、同條に後段として次のように加える。
 この場合において、当該じん肺健康診断は、労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。
 第八條の見出しを「(定期健康診断)」に改め、同條中「使用者」を「事業者」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同條第二号中「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同條第三号を次のように改める。
 三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区

分が管理二である労働者（労働省令で定める労働者を除く。）三年

第八條に次の一号を加える。
四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理三である労働者（労働省令で定める労働者を除く。）一年

第八條に次の一項を加える。
2 前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

第九條の見出しを「(定期外健康診断)」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条後段を削り、同条各号を次のように改める。

一 常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された労働者を除く。）が、労働安全衛生法第六十六條第一項又は第二項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。
二 合併症により一年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業を要しなくなつたと診断されたとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、労働省令で定めるとき。

第九條に次の一項を加える。
2 第七條後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

第九條の次に次の一条を加える。
(離職時健康診断)

第九條の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。）一年六月

二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの六月

三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理二又は管理三である労働者（労働省令で定める労働者を除く。）六月

2 第七條後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

第十條中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に、「行なわなくてもよい」を「行わなくてもよい」に改める。
第十一條中「使用者」を「事業者」に、「行なう」を「行う」に改める。
第十二條の前に次の節名を付する。

第二節 じん肺管理区分の決定等
第十二條の見出しを「事業者によるエックス線写真等の提出」に改め、同条第一項中「使用者」を「事業者」に、「第九條」を「第九條の二」に、「行なつた」を「行つた」に改め、「遅滞なく」の下に「労働省令で定めるところにより」を加え、「にかかっている」を「の所見がある」に、「次の各号に掲げる書面」を「じん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十三條の見出しを「(じん肺管理区分の決定手続等)」に改め、同条第一項中「第九條」を「第九條の二」に、「にかかっている」を「の所見がない」に、「健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項中「又は労働安全衛生法第六十六條第一項若しくは第二項の健康診

断に関する」を「の結果を証明する書面その他労働省令で定める」に、「当該労働者がじん肺にかかっているかどうかの別及び健康管理の区分」を「当該労働者についてじん肺管理区分に改め、同条第三項中「じん肺が相当に進行している疑いがあると認められる労働者について」を削り、「行なうため」を「行うため」に、「使用者」を「事業者」に、「又は」を「若しくは」に、「行なうべきこと」を「行うべきこと又はその指定する物件を提出すべきこと」に改め、同条第四項中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に改める。
第十四條第一項中「使用者」を「事業者」に、「前条第四項」を「前条第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に、「その内容を当該労働者に」を「労働省令で定めるところにより、当該労働者（労働省令で定める労働者であつた者を含む。）に対して、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項」に改め、同条に次の一項を加える。
3 事業者は、前項の規定による通知をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を作成し、これを三年間保存しなければならない。
第十五條第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、「受けて」の下に「労働省令で定めるところにより」を加え、「じん肺にかかっているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項中「粉じん作業についての職歴を証明する書面、当該じん肺健康診断の結果を証明する書面」を「及びじん肺健康診断の結果を証明する書面」に改め、同条第三項中「第十三條第三項」を「第十三條第二項中「前条」とあるのは「第十五條第二項」と、同条第三項」を「「使用者」を「事業者」に、「読み替える」を「第十二條又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は次条第二項」と読み替える」に改める。

第十六條第一項中「使用者は、何時でも」を「事業者は、いつでも」に、「行ない」を「行い」、労働省令で定めるところにより、「じん肺にかかっているかどうかの別及び健康管理の区分」を「じん肺管理区分」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三條第二項中「前条」とあるのは「第十六條第二項の規定により準用する第十五條第二項」と、第十四條第一項中「第十二條又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六條第二項の規定により準用する次条第二項」と読み替えるものとする。

第十六條の次に次の一条を加える。
(エックス線写真等の提出命令)

第十六條の二 都道府県労働基準局長は、常時粉じん作業に従事する労働者又は常時粉じん作業に従事する労働者であつた者について、適正なじん肺管理区分を決定するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者に対して、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他労働省令で定める書面（次項において「エックス線写真等」という。）を提出すべきことを命ずることができる。

第十三條第二項から第四項まで及び第十四條の規定は、前項の規定によりエックス線写真等の提出があつた場合に準用する。この場合において、第十四條第一項中「第十二條又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六條の二第二項」と読み替えるものとする。

第十七條の見出しを「(記録の作成及び保存等)」に改め、同条中「使用者」を「事業者」に、「行なつた」を「行つた」に、「作成し、これを五年間保存しなければならない」を「作成しななければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

この場合において、第十三條第二項中「前条」とあるのは「第十六條第二項の規定により準用する第十五條第二項」と、第十四條第一項中「第十二條又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六條第二項の規定により準用する次条第二項」と読み替えるものとする。

この場合において、第十三條第二項中「前条」とあるのは「第十六條第二項の規定により準用する第十五條第二項」と、第十四條第一項中「第十二條又は前条第三項若しくは第四項」とあるのは「前条第三項若しくは第四項又は第十六條第二項の規定により準用する次条第二項」と読み替えるものとする。

2 事業者は、労働省令で定めるところにより、前項の記録及びじん肺健康診断に係るエック
ス線写真を七年間保存しなければならない。
第十八条第一項中「及び第十六条第二項」を
「第十六条第二項及び第十六条の二第二項」
に改める。

第十九条第二項中「労働者であつた者がじん
肺にかかつていのかどうかの別及びその者の健
康管理の区分」を「労働者であつた者について
じん肺管理区分」に改め、同条第三項中「これ
らの規定中」の下に「都道府県労働基準局長」
とあるのは「労働大臣」とを加え、「使用者」
を「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事
業者」に改め、同条第四項中「第十三条第四項」
を「第十三条第三項若しくは第四項」に改める。
第二十条の次に次の節名及び二条を加える。

第三節 健康管理のための措置
(事業者の責務)
第二十条の二 事業者は、じん肺健康診断の結
果、労働者の健康を保持するため必要がある
と認めるときは、当該労働者の実情を考慮し
て、就業上適切な措置を講ずるよう努め、
とともに、適切な保健指導を受けることがで
きるための配慮をするよう努めなければならない。
(粉じんにさらされる程度を低減させるため
の措置)
第二十条の三 事業者は、じん肺管理区分が管
理二又は管理三である労働者について、粉
じんにさらされる程度を低減させるため、就
業場所の変更、粉じん作業に従事する作業時
間の短縮その他の適切な措置を講ずるよう努
めなければならない。

第二十一条第一項中「健康管理の区分が管理
三」を「じん肺管理区分が管理三」に、「使用
者」を「事業者」に、「勧告」を「勧奨」に改め、
同条第二項中「使用者は、前項の勧告を受けた」
を「事業者は、前項の規定による勧奨を受けた」
とき、又はじん肺管理区分が管理三である労働
者が現に常時粉じん作業に従事している」に
改め、同条第三項を次のように改める。

3 事業者は、前項の規定により、労働者を粉
じん作業以外の作業に常時従事させることと
なつたときは、労働省令で定めるところによ
り、その旨を都道府県労働基準局長に通知し
なければならない。
第二十一条の次に次の一項を加える。
4 都道府県労働基準局長は、じん肺管理区分
が管理三である労働者が現に常時粉じん作
業に従事している場合において、地方じん肺
診査医の意見により、当該労働者の健康を保
持するため必要があると認めるときは、労働
省令で定めるところにより、事業者に対して、
その者を粉じん作業以外の作業に常時従事さ
せるべきことを指示することができる。
第二十二条中「使用者は、前条第一項の勧告
を受けた」を「事業者は、次の各号に掲げる」
に改め、「従事しなくなつたとき」の下に「労働
契約の期間が満了したことに伴い離職したと
きその他労働省令で定める場合を除く。」を加
え、「労働省令で定めるところにより」を「その
日から七日以内」に改め、「その者に対して、」
の下に「次の各号に掲げる労働者ごとに、それ
ぞれ」を加え、「三十日分」を「当該各号に掲げ
る日数分」に改め、同条に次のただし書及び各
号を加える。
ただし、労働大臣が必要であると認めると
きは、転換手当の額について、労働省令で別
段の定めをすることができる。
一 前条第一項の規定による勧奨を受けた労働
者又はじん肺管理区分が管理三である労働
者(次号に掲げる労働者を除く)。三
十日分
二 前条第四項の規定による指示を受けた労働
者。六十日分
第三十二条の次に次の一条を加える。
(作業転換のための教育訓練)
第三十二条の二 事業者は、じん肺管理区分が

管理三である労働者を粉じん作業以外の作業
に常時従事させるために必要があるときは、
その者に対して、作業の転換のための教育訓
練を行うよう努めなければならない。
第二十三条第一項中「健康管理の区分」を「じ
ん肺管理区分」に改め、「決定された者」の下に
「及び合併症にかかつていると認められる者」
を加え、同条第二項を削る。
第二十七条第一項中「関係使用者」を「関係
事業者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、
同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次
に次の一項を加える。
3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、
後任者が任命されるまでその職務を行うもの
とする。
第三十二条第一項中「使用者」を「事業者」
に改め、「発散の」の下に「防止及び」を加え、
「行なう」を「行う」に改める。
第三十三条第一項中「使用者が行なう」を「事
業者が行う」に、「行なわせる」を「行わせる」
に改める。
第三十四条中「第二十一条第一項の勧告を受
けてもなお」を「じん肺管理区分が管理三であ
る労働者が」に、「労働者」を「ときは、当該労働
者」に改める。
第五章中第三十六条の前に次の二条を加え
る。
(法令の周知)
第三十五条の二 事業者は、この法律及びこれ
に基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業
場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付
ける等の方法により、労働者に周知させなけ
ればならない。
(じん肺健康診断に関する秘密の保持)
第三十五条の三 第七条から第九条の二まで及
び第十六条第一項のじん肺健康診断の実施の
事務に従事した者は、その実施に関して知り
得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏ら
してはならない。

第三十九条第一項中「この法律の規定による
じん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務
を行なわせるため」を削り、同条第三項を同条
第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同
条第一項の次に次の二項を加える。
2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によ
るじん肺の診断又は審査及びこれらに関する
事務を行うものとする。
3 地方じん肺診査医は、この法律の規定によ
るじん肺の診断又は審査及びこれらに関する
事務を行うほか、第二十一条第四項の規定に
よる指示に関する事務に参画するものとする。
第四十条第一項中「この法律の規定による診
断又は審査のため」を「前条第二項又は第三項
の規定による職務を行うため」に、「行なう」を
「行う」に改める。
第四十三条の次に次の一条を加える。
(労働者の申告)
第四十三条の二 労働者は、事業場にこの法律
又はこれに基づく命令の規定に違反する事実
があるときは、その事実を都道府県労働基準
局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官
に申告して是正のため適当な措置をとるよう
に求めることができる。
2 事業者は、前項の申告をしたことを理由と
して、労働者に対して、解雇その他不利益な
取扱いはしてはならない。
第四十四条中「使用者」を「事業者」に改め、
第五章中同条の次に次の一条を加える。
(経過措置)
第四十四条の二 この法律の規定に基づき命令
を制定し、又は改廃するときは、その命令で、
その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断
される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることが
できる。
第四十五条中「五千元」を「三十万円」に改
め、同条第一号中「第六条から第九条まで」を

第七部 社会労働委員会会議録第八号 昭和五十二年五月十二日【参議院】

「第六条、第七条、第八条第一項、第九条第一項」に改め、「第十三条第四項」の下に「（第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）を、「第十六条第二項」の下に「及び第十六条の二第二項」を、「場合を含む。」の下に「第十四条第三項（第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）を加え、「又は第二十三條第二項」を、「第三十五条の二、第三十五条の三又は第四十三條の二第二項」に改め、同条第二号中「第十三條第三項」の下に「（第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、「第十六条の二第二項又は第二十一条第四項」を、「命令」の下に「又は指示」を加える。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の規定及び附則第四条の規定（労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）第四条第三十二号の二の改正規定及び同法第八条第一項第四号の改正規定に限る。公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）
二 第一条の規定（労働安全衛生法第四十五条に三項を加える改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）、同法第五十七条の次に三項を加える改正規定及び同法第九十三条第三項の改正規定に限る。公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日）

（政令への委任）
第二条 次条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。
（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）
第四条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号中「検定」を「個別検定及び型式検定」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二十七号中「検定代行機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、指定試験機関」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の二号を加える。
二十七の二 労働安全衛生法に基づいて、検査業者の登録を行い、これに対し監督を行うこと。
二十七の三 労働安全衛生法に基づいて、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、有害性の調査を行うべきことを指示すること。

第四条第二十八号中「免許に係る試験」を「免許試験」に改め、同条第三十二号の二中「労働者の健康管理の区分」を「労働者についてのじん肺管理区分」に、「勧告」を「指示」に改める。
第八条第一項第四号を次のように改める。
四 労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事。

第八条第一項第八号及び第二項中「検定代行機関」を「個別検定代行機関、型式検定代行機関、検査業者、労働安全衛生法第七十五条の二第一項の指定試験機関」に、「指定試験機関」を「作業環境測定法第二十条第二項の指定試験機関」に改める。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第四五三二号）（第四六〇九号）（第四六一五号）（第四六二二号）（第四六二四号）（第四六六六号）（第四七八五号）（第四七八六号）（第四八〇九号）（第四八一三号）
一、増員をはじめとする労働行政体制確立に関

する請願（第四五三三号）

一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第四五六四号）（第四五六五号）（第四五六六号）（第四五六七号）（第四五六八号）（第四五六九号）（第四五七〇号）（第四五七一）（第四五七二号）（第四五七三）（第四五七四号）（第四五七五号）（第四六一四号）（第四六一五号）（第四六一六号）（第四六一七号）（第四六一八号）（第四六一九号）（第四六二〇号）（第四六二一）（第四六二二）（第四六二三）（第四六二四）（第四六二五）（第四六二六）（第四六二七）（第四六二八）（第四六二九）（第四六三〇）（第四六三一）（第四六三二）（第四六三三）（第四六三四）（第四六三五）（第四六三六）（第四六三七）（第四六三八）（第四六三九）（第四六四〇）（第四六四一）（第四六四二）（第四六四三）（第四六四四）（第四六四五）（第四六四六）（第四六四七）（第四六四八）（第四六四九）（第四六五〇）（第四六五一）（第四六五二）（第四六五三）（第四六五四）（第四六五五）（第四六五六）（第四六五七）（第四六五八）（第四六五九）（第四六六〇）（第四六六一）（第四六六二）（第四六六三）（第四六六四）（第四六六五）（第四六六六）（第四六六七）（第四六六八）（第四六六九）（第四六七〇）（第四六七一）（第四六七二）（第四六七三）（第四六七四）（第四六七五）（第四六七六）（第四六七七）（第四六七八）（第四六七九）（第四六八〇）（第四六八一）（第四六八二）（第四六八三）（第四六八四）（第四六八五）（第四六八六）（第四六八七）（第四六八八）（第四六八九）（第四六九〇）（第四六九一）（第四六九二）（第四六九三）（第四六九四）（第四六九五）（第四六九六）（第四六九七）（第四六九八）（第四六九九）（第四七〇〇）（第四七〇一）（第四七〇二）（第四七〇三）（第四七〇四）（第四七〇五）（第四七〇六）（第四七〇七）（第四七〇八）（第四七〇九）（第四七一〇）（第四七一一）（第四七一二）（第四七一三）（第四七一四）（第四七一五）（第四七一六）（第四七一七）（第四七一八）（第四七一九）（第四七二〇）（第四七二一）（第四七二二）（第四七二三）（第四七二四）（第四七二五）（第四七二六）（第四七二七）（第四七二八）（第四七二九）（第四七三〇）（第四七三一）（第四七三二）（第四七三三）（第四七三四）（第四七三五）（第四七三六）（第四七三七）（第四七三八）（第四七三九）（第四七四〇）（第四七四一）（第四七四二）（第四七四三）（第四七四四）（第四七四五）（第四七四六）（第四七四七）（第四七四八）（第四七四九）（第四七五〇）（第四七五一）（第四七五二）（第四七五三）（第四七五四）（第四七五五）（第四七五六）（第四七五七）（第四七五八）（第四七五九）（第四七六〇）（第四七六一）（第四七六二）（第四七六三）（第四七六四）（第四七六五）（第四七六六）（第四七六七）（第四七六八）（第四七六九）（第四七七〇）（第四七七一）（第四七七二）（第四七七三）（第四七七四）（第四七七五）（第四七七六）（第四七七七）（第四七七八）（第四七七九）（第四七八〇）（第四七八一）（第四七八二）（第四七八三）（第四七八四）（第四七八五）（第四七八六）（第四七八七）（第四七八八）（第四八八九）（第四九〇〇）（第四九〇一）（第四九〇二）（第四九〇三）（第四九〇四）（第四九〇五）（第四九〇六）（第四九〇七）（第四九〇八）（第四九〇九）（第四九一〇）（第四九一一）（第四九一二）（第四九一三）（第四九一四）（第四九一五）（第四九一六）（第四九一七）（第四九一八）（第四九一九）（第四九二〇）（第四九二一）（第四九二二）（第四九二三）（第四九二四）（第四九二五）（第四九二六）（第四九二七）（第四九二八）（第四九二九）（第四九三〇）（第四九三一）（第四九三二）（第四九三三）（第四九三四）（第四九三五）（第四九三六）（第四九三七）（第四九三八）（第四九三九）（第四九四〇）（第四九四一）（第四九四二）（第四九四三）（第四九四四）（第四九四五）（第四九四六）（第四九四七）（第四九四八）（第四九四九）（第四九五〇）（第四九五二）（第四九五三）（第四九五四）（第四九五五）（第四九五六）（第四九五七）（第四九五八）（第四九五九）（第四九六〇）（第四九六一）（第四九六二）（第四九六三）（第四九六四）（第四九六五）（第四九六六）（第四九六七）（第四九六八）（第四九六九）（第四九七〇）（第四九七一）（第四九七二）（第四九七三）（第四九七四）（第四九七五）（第四九七六）（第四九七七）（第四九七八）（第四九七九）（第四九八〇）（第四九八一）（第四九八二）（第四九八三）（第四九八四）（第四九八五）（第四九八六）（第四九八七）（第四九八八）（第四九八九）（第四九九〇）（第四九九一）（第四九九二）（第四九九三）（第四九九四）（第四九九五）（第四九九六）（第四九九七）（第四九九八）（第四九九九）（第五〇〇〇）

一、大腸四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願（第四五九六号）（第四五九七号）（第四五九八号）（第四五九九号）（第四六〇〇号）（第四六〇一）（第四六〇二）（第四六〇三）（第四六〇四）（第四六〇五）（第四六〇六）（第四六〇七）（第四六〇八）（第四六〇九）（第四六一〇）（第四六一一）（第四六一二）（第四六一三）（第四六一四）（第四六一五）（第四六一六）（第四六一七）（第四六一八）（第四六一九）（第四六二〇）（第四六二一）（第四六二二）（第四六二三）（第四六二四）（第四六二五）（第四六二六）（第四六二七）（第四六二八）（第四六二九）（第四六三〇）（第四六三一）（第四六三二）（第四六三三）（第四六三四）（第四六三五）（第四六三六）（第四六三七）（第四六三八）（第四六三九）（第四六四〇）（第四六四一）（第四六四二）（第四六四三）（第四六四四）（第四六四五）（第四六四六）（第四六四七）（第四六四八）（第四六四九）（第四六五〇）（第四六五一）（第四六五二）（第四六五三）（第四六五四）（第四六五五）（第四六五六）（第四六五七）（第四六五八）（第四六五九）（第四六六〇）（第四六六一）（第四六六二）（第四六六三）（第四六六四）（第四六六五）（第四六六六）（第四六六七）（第四六六八）（第四六六九）（第四六七〇）（第四六七一）（第四六七二）（第四六七三）（第四六七四）（第四六七五）（第四六七六）（第四六七七）（第四六七八）（第四六七九）（第四六八〇）（第四六八一）（第四六八二）（第四六八三）（第四六八四）（第四六八五）（第四六八六）（第四六八七）（第四六八八）（第四六八九）（第四六九〇）（第四六九一）（第四六九二）（第四六九三）（第四六九四）（第四六九五）（第四六九六）（第四六九七）（第四六九八）（第四六九九）（第四七〇〇）（第四七〇一）（第四七〇二）（第四七〇三）（第四七〇四）（第四七〇五）（第四七〇六）（第四七〇七）（第四七〇八）（第四七〇九）（第四七一〇）（第四七一一）（第四七一二）（第四七一三）（第四七一四）（第四七一五）（第四七一六）（第四七一七）（第四七一八）（第四七一九）（第四七二〇）（第四七二一）（第四七二二）（第四七二三）（第四七二四）（第四七二五）（第四七二六）（第四七二七）（第四七二八）（第四七二九）（第四七三〇）（第四七三一）（第四七三二）（第四七三三）（第四七三四）（第四七三五）（第四七三六）（第四七三七）（第四七三八）（第四七三九）（第四七四〇）（第四七四一）（第四七四二）（第四七四三）（第四七四四）（第四七四五）（第四七四六）（第四七四七）（第四七四八）（第四七四九）（第四七五〇）（第四七五一）（第四七五二）（第四七五三）（第四七五四）（第四七五五）（第四七五六）（第四七五七）（第四七五八）（第四七五九）（第四七六〇）（第四七六一）（第四七六二）（第四七六三）（第四七六四）（第四七六五）（第四七六六）（第四七六七）（第四七六八）（第四七六九）（第四七七〇）（第四七七一）（第四七七二）（第四七七三）（第四七七四）（第四七七五）（第四七七六）（第四七七七）（第四七七八）（第四七七九）（第四七八〇）（第四七八一）（第四七八二）（第四七八三）（第四七八四）（第四七八五）（第四七八六）（第四七八七）（第四七八八）（第四八九九）（第四九〇〇）（第四九〇一）（第四九〇二）（第四九〇三）（第四九〇四）（第四九〇五）（第四九〇六）（第四九〇七）（第四九〇八）（第四九〇九）（第四九一〇）（第四九一一）（第四九一二）（第四九一三）（第四九一四）（第四九一五）（第四九一六）（第四九一七）（第四九一八）（第四九一九）（第四九二〇）（第四九二一）（第四九二二）（第四九二三）（第四九二四）（第四九二五）（第四九二六）（第四九二七）（第四九二八）（第四九二九）（第四九三〇）（第四九三一）（第四九三二）（第四九三三）（第四九三四）（第四九三五）（第四九三六）（第四九三七）（第四九三八）（第四九三九）（第四九四〇）（第四九四一）（第四九四二）（第四九四三）（第四九四四）（第四九四五）（第四九四六）（第四九四七）（第四九四八）（第四九四九）（第四九五〇）（第四九五二）（第四九五三）（第四九五四）（第四九五五）（第四九五六）（第四九五七）（第四九五八）（第四九五九）（第四九六〇）（第四九六一）（第四九六二）（第四九六三）（第四九六四）（第四九六五）（第四九六六）（第四九六七）（第四九六八）（第四九六九）（第四九七〇）（第四九七一）（第四九七二）（第四九七三）（第四九七四）（第四九七五）（第四九七六）（第四九七七）（第四九七八）（第四九七九）（第四九八〇）（第四九八一）（第四九八二）（第四九八三）（第四九八四）（第四九八五）（第四九八六）（第四九八七）（第四九八八）（第四九八九）（第四九九〇）（第四九九一）（第四九九二）（第四九九三）（第四九九四）（第四九九五）（第四九九六）（第四九九七）（第四九九八）（第四九九九）（第五〇〇〇）

一、国民の社会福祉実現に関する請願（第四六〇七号）（第四七八八号）
一、国の保育予算の大幅増額等に関する請願（第四六〇八号）（第四七八七号）
一、健康保険の改定反対に関する請願（第四六一〇号）
一、建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願（第四六九三号）（第四八一五号）（第四八二四号）
一、医療保険制度の大改悪反対等に関する請願（第四六九四号）（第四七〇〇号）（第四七三三）（第四七三六）（第四七三七号）（第四七三七三）

八号）（第四七三九号）（第四七四〇号）（第四七四一）（第四七四二）（第四七四三）（第四七四四）（第四七四五）（第四七四六）（第四七四七）（第四七四八）（第四七四九）（第四七五〇）（第四七五一）（第四七五二）（第四七五三）（第四七五四）（第四七五五）（第四七五六）（第四七五七）（第四七五八）（第四七五九）（第四七六〇）（第四七六一）（第四七六二）（第四七六三）（第四七六四）（第四七六五）（第四七六六）（第四七六七）（第四七六八）（第四七六九）（第四七七〇）（第四七七一）（第四七七二）（第四七七三）（第四七七四）（第四七七五）（第四七七六）（第四七七七）（第四七七八）（第四七七九）（第四七八〇）（第四七八一）（第四七八二）（第四七八三）（第四七八四）（第四七八五）（第四七八六）（第四七八七）（第四七八八）（第四八九九）（第四九〇〇）（第四九〇一）（第四九〇二）（第四九〇三）（第四九〇四）（第四九〇五）（第四九〇六）（第四九〇七）（第四九〇八）（第四九〇九）（第四九一〇）（第四九一一）（第四九一二）（第四九一三）（第四九一四）（第四九一五）（第四九一六）（第四九一七）（第四九一八）（第四九一九）（第四九二〇）（第四九二一）（第四九二二）（第四九二三）（第四九二四）（第四九二五）（第四九二六）（第四九二七）（第四九二八）（第四九二九）（第四九三〇）（第四九三一）（第四九三二）（第四九三三）（第四九三四）（第四九三五）（第四九三六）（第四九三七）（第四九三八）（第四九三九）（第四九四〇）（第四九四一）（第四九四二）（第四九四三）（第四九四四）（第四九四五）（第四九四六）（第四九四七）（第四九四八）（第四九四九）（第四九五〇）（第四九五二）（第四九五三）（第四九五四）（第四九五五）（第四九五六）（第四九五七）（第四九五八）（第四九五九）（第四九六〇）（第四九六一）（第四九六二）（第四九六三）（第四九六四）（第四九六五）（第四九六六）（第四九六七）（第四九六八）（第四九六九）（第四九七〇）（第四九七一）（第四九七二）（第四九七三）（第四九七四）（第四九七五）（第四九七六）（第四九七七）（第四九七八）（第四九七九）（第四九八〇）（第四九八一）（第四九八二）（第四九八三）（第四九八四）（第四九八五）（第四九八六）（第四九八七）（第四九八八）（第四九八九）（第四九九〇）（第四九九一）（第四九九二）（第四九九三）（第四九九四）（第四九九五）（第四九九六）（第四九九七）（第四九九八）（第四九九九）（第五〇〇〇）

一、母性保障基本法制定に関する請願（第四七一〇号）（第四七九二号）
一、インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願（第四八二二号）（第四八二二号）
一、健康保険法の一部改正案反対等に関する請願（第四八二三号）
一、療術の制度化に関する請願（第四八四六号）

第四五三二号 昭和五十二年四月二十二日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県守山市幸津川町一、五六五 樋上信子外十四名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四六〇九号 昭和五十二年四月二十二日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願
請願者 埼玉県大宮市中川六一七 川崎栄三郎外十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四六一五号 昭和五十二年四月二十二日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 北海道旭川市近文町二四丁目 藤
井元子外百四十五名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四六二二号 昭和五十二年四月二十二日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願（二十通）
請願者 東京都品川区豊町二ノ一九〇一三
中野内吉子外二百八十五名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四六二四号 昭和五十二年四月二十三日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 山口市嘉川上高根 山本トシ子外
百三十一名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四六九六号 昭和五十二年四月二十三日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願（二通）
請願者 鹿児島市吉野町二、七一六ノ五
沢田成子外二十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四七八五号 昭和五十二年四月二十五日受理

個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県草津市平井町二二一 北田
ひさ外十四名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四七八六号 昭和五十二年四月二十五日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 新潟市関屋田町三丁目 早見高正
外二十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八〇九号 昭和五十二年四月二十五日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市錦織一ノ二八ノ三
清水和美外五十六名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四八一三号 昭和五十二年四月二十六日受理
個室付浴場業（トルコぶろ）をなくすため公衆浴
場法の一部改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市北大路三ノ一三ノ五
目片易恵外十四名

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第四五三三三号 昭和五十二年四月二十二日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願
請願者 大阪府福島区福島四ノ二ノ七八

七種テイ子外二百名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第四五六四号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市久手町波根西二四〇
三谷貞江外九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五六五号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市山口町九七 黒谷明
可外九名

紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五六六号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市三瓶町小ヤ原五八五
三宅隆子外九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五六七号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市嘉久志町イ一、七二
七ノ一 森田実外九名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

請願者 島根県江津市江津町一、〇二二
坂本孝子外九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五六九号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市渡津町一、九三六ノ
一二 藤井進外九名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五七〇号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市江津町一、〇三四
中村成男外九名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五七一号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市川平町南川上二七二
ノ二 池田隆司外九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五七二号 昭和五十二年四月二十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県江津市渡津町二〇八 西谷
茂外九名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市松川町八神二五 松島宏子外九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五七四号 昭和五十二年四月二十二日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町二二五 中原 義援外九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五七五号 昭和五十二年四月二十二日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市跡市町九九八 川上 武文外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六一四号 昭和五十二年四月二十二日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県松江市東津田町六三四ノ六 平山とし子外二百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六一五号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津町四〇 佐々井 美己外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五二号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市後地町二、一九〇ノ三 飯田繁春外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五三号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市松川町太田七二 橋田進外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五四号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市渡津町一、一五九ノ一 森脇一郎外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五五号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市都野津町一、九〇三ノ一 南口仁外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五六号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市嘉久志町イ一、八五四 小林薫外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五七号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町七四六 三上 易史外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五八号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市渡津町四二四ノ一八 天津俊雄外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六五九号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市嘉久志町イ一、二二四ノ二 田中秀喜外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四六六〇号 昭和五十二年四月二十三日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 島根県安来市大塚町二〇一 北堀 克己外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第四五九六号 昭和五十二年四月二十二日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県双葉郡川内村上川内古町二〇 渡辺鉄男外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第四五九七号 昭和五十二年四月二十二日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県白河市会津町九四ノ六 金 沢洋子外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第四五九八号 昭和五十二年四月二十二日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県白河市中田二五ノ六ノ一 小松昭男外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第四五九九号 昭和五十二年四月二十二日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県白河市中田二五 金沢良一 外九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第四六〇〇号 昭和五十二年四月二十二日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県白河市寺小路三六ノ二 円 谷喜一郎外九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第四六〇一号 昭和五十二年四月二十二日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県白河市小田川小田の里六四 岡島英夫外九名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六〇二号 昭和五十二年四月二十二日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県白河市会津町九四ノ六 高野仁子外九名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六〇三号 昭和五十二年四月二十二日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県白河市会津町五〇 清水秀夫外九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六〇四号 昭和五十二年四月二十二日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県善多方市豊川町米室アカト五、二七〇 神野直樹外九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六〇五号 昭和五十二年四月二十二日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県会津若松市東栄町九ノ三八 馬場英外九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八二号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県会津若松市門田町御山村下

三三五ノ二 角田純一外九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八三号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡都路村右道戸屋九〇 宗像キヨ子外九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八四号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡船引町西中子糰五七 安田隆志外九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八五号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県二本松市若宮一ノ一二五 山寺清一外九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八六号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県須賀川市大町二三八 幾野ひろ子外九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八七号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県須賀川市大町二三八 幾野ひろ子外九名

請願者 福島県田村郡常葉町西向久根ノ内 一三二ノ三 本田政吉外七名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八八号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市平下手登殿治内前 一 井本昌夫外十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六八九号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町花ノ井一三〇 太田四郎外九名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六九〇号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町関田七四 鈴木隆雄外十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六九一号 昭和五十二年四月二十三日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町サギ内一ノ八 佐藤等外九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六九二号 昭和五十二年四月二十三日受理

大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町成沢六〇 鷲次雄外十名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七六五号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市錦町鶴ノ巣二六ノ四 熊田登志子外九名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七六六号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市小名浜丹波沼一七 九 小野武外十名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七六七号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市勿来町窪田大槻一三四 安島敏子外十一名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七六八号 昭和五十二年四月二十五日受理
大脚四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市植田町根小屋二四ノ一二二 鈴木孝美外九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七六九号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県いわき市馬場四一 磯敏明
外三名

紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市菜根一ノ六ノ二八
斎藤光世外九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七一号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県田村郡大越町下大越原一九
八 遠藤幸二外九名

紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七二号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市下亀田二一ノ九六
角栄進外九名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七三号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市虎丸町一ノ二〇 宮
崎明人外六名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七四号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市富久山町久保田一〇
五 熊木功外九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七五号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市大槻町小山田前一二
斎藤功外九名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七六号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市日和町第一八ノ一
壁寸昭三外九名

紹介議員 日黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七七号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県会津若松市宝町三ノ七 武
藤寛外四名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七八号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市富久山町久保田愛宕
四 行田津枝子外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七七九号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県郡山市菜根一ノ九ノ九 土
屋俊光外九名

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七八〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県原町市三島町二ノ八八 高
橋ユキ外九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七八一号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県原町市二見町三ノ九ノ三
鈴木順子外九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七八二号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県東白川郡塙町川上見明七〇
藤田喜久美外九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七八三号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県東白川郡矢祭町下関天神前
二六 本田福夫外九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四七八四号 昭和五十二年四月二十五日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願
請願者 福島県須賀川市和田立石一四ノ五
遠山冬巳外九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第四六〇七号 昭和五十二年四月二十二日受理
国民の社会福祉実現に関する請願
請願者 京都府綴喜郡八幡町東林一八 北
村高則外九百九十三名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第四七八八号 昭和五十二年四月二十五日受理
国民の社会福祉実現に関する請願
請願者 岡山県倉敷市山地九七六ノ二 犬
飼明外五百九十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第四六〇八号 昭和五十二年四月二十二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 福島県相馬郡小高町大井荒町三〇
江尻久吾外千九百九十七名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四七八七号 昭和五十二年四月二十五日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 静岡県富士市松岡一、八一三ノ一

大村幸子外九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十二年四月二十二日受理
健康保険の改定反対に関する請願
請願者 北海道小樽市長橋四ノ六ノ三八
青山健一外五百三名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三九一七号と同じである。

第四六九三号 昭和五十二年四月二十三日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 山形市あずま町九の一〇 峯田広
蔵外八十名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四八一五号 昭和五十二年四月二十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 栃木県矢板市本町二ノ三三 君島
美津子

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四八二四号 昭和五十二年四月二十六日受理
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・
法制化に関する請願
請願者 大分市横田 長武士外一名
紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三二二一号と同じである。

第四六九四号 昭和五十二年四月二十三日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 島根県浜田市黒川町三、七四八全
日本国立医療労働組合浜田支部内
景山良夫外八百九十八名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七〇〇号 昭和五十二年四月二十三日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県長岡市関原町三丁目甲 松
本勝司外三千五百四十名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七三五号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町大田五六四ノ
五 岡崎博光外九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七三六号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県松江市西川津町七二二ノ四
一 山本良一外九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七三七号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市三振町池田二、二二
三ノ一 尾崎正一外九名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七三八号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町栄町三 吉田
義雄外九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七三九号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県平田市平田町一、一八五
高松正義外九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七四〇号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町栄町二 池田
弘外八名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七四一号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町大田イ七九〇
ノ一 松田隆志外九名

紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七四二号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町大田ロ七〇〇
ノ二 那須照男外一名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七四三号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大森町イ九六七 水
田幸子外九名

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七四四号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 島根県大田市大田町大正東三 武
田勝憲外五名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七八九号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 新潟市船江町一ノ六一 有田一政
外四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四七九六号 昭和五十二年四月二十五日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 大阪府貝塚市島中五五貝塚市職員
労働組合内 川口義正外八千四百
名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二二一六号と同じである。

第四六九五号 昭和五十二年四月二十三日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願
請願者 東京都調布市小島町二ノ三七ノ一

四 中島紀久外九百三十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四七二号と同じである。

第四六九八号 昭和五十二年四月二十三日受理
社会保険対策の充実に関する請願(二通)
請願者 宮崎市下北方町野田五八七ノ二四
下西勝三外千八百八十六名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第四六九九号 昭和五十二年四月二十三日受理
社会保険診療報酬の引上げ等に関する請願
請願者 福岡市中央区平尾浄水町六七ノ二
白石英夫外九十八名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一八六五号と同じである。

第四七〇一号 昭和五十二年四月二十三日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願
請願者 北九州市小倉南区八幡町三ノ一一
藤本チヨ外三百五十名
紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第四八一一号 昭和五十二年四月二十六日受理
歯科医療の確保と改善に関する請願
請願者 千葉市緑町二ノ二ノ一 松本繁枝
外九十三名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第三八四九号と同じである。

第四七一〇号 昭和五十二年四月二十三日受理
「母性保障法」の制定に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡勝町能田一三
一ノ二八 伊藤宜愛外八千八百二
十四名
紹介議員 藤井 恒男君

現行の労働基準法、母子保健法、勤労婦人福祉法などを改正し、国が責任をもつて母性の福祉を保障するため、母性保障の基本となる「母性保障法」を制定し、次の事項について実現を図りたい。
一、母性に関する教育を進めること
二、産前・産後検診の無料化、産前産後休暇の延長、つわり休暇、通院休暇、時差出勤など産前・産後の保障
三、出産費の無料化
四、乳児への栄養補給、育児休業の制度化、育児時間の延長など働く婦人と乳児の保障
五、保育所の増設
六、生理休暇、残業等の就労制限と婦人の就労保障
七、総合センターとして、母子保健センターを市区町村ごとに設置と母子保健ホームヘルパーの設置
八、家庭婦人に対する健康診断、子宮ガンや乳ガンの無料検診の実施

理由
日本の妊産婦の死亡率は欧米の二倍から五倍にも上つている。その原因は妊娠中毒症や出血、子宮外妊娠であり、これらは早期に発見すれば不幸な結果にならないものである。働く婦人は、千二百万人、全女性の五分の一になつてゐる。しかもその六十パーセントが既婚婦人で、遅れた母性保障、社会環境の中で妊娠、出産、育児に苦勞しているのが現状である。

第四七一一号 昭和五十二年四月二十三日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 石川県能美郡根上町吉原 法利幸
江外六千六百二十四名
紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四七九二号 昭和五十二年四月二十五日受理
母性保障基本法に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡石橋町東原一七
〇ノ四 佐々木治枝外百九十九名
紹介議員 中村 利次君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第四八二二号 昭和五十二年四月二十六日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 千葉市鶴の森町一五ノ一一 伊藤 輝男外九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第四八二三号 昭和五十二年四月二十六日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 千葉市平山町七三ノ一六 吉田克三外九百九十九名
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第四八二三号 昭和五十二年四月二十六日受理
健康保険法の一部改正案反対等に関する請願
請願者 兵庫県西脇市西脇九二八 飛田慎一外百十六名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第四八四六号 昭和五十二年四月二十六日受理
療術の制度化に関する請願

請願者 新潟市白山浦一ノ三三六ノ二〇
石戸谷君江
塚田十一郎君
紹介議員 塚田十一郎君

現在野放し状態になつてゐる療術行為業(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復以外)の医業類似行為)を規制して、カイロプラクチック師、電気光線師及び器技師の制度を設けられたい。

理由
療術行為は、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進に寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育と地方庁試験により、資質の向上を計り、カイロプラクチック師、電気光線師、器技師の三種の免許制によつて規制し、それぞれの業務を適正に行わせることが必要である。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和五十二年八月一日から施行

2 昭和五十二年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

四 四 終わり 握把 把握

第七号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二〇 三 六 なかろうか なろうか

二 二 終わり 医師新報 医事新報

一四 一 三 一日の分 一日分

一九 四 四 制度 制定

第七部

社会労働委員会会議録第八号

昭和五十二年五月十二日

【参議院】

昭和五十二年六月四日印刷

昭和五十二年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局